

令和3年度 文教委員会資料①

【所管事務の調査（報告）】

第2期川崎市スポーツ推進計画の策定について

資料1 「第2期川崎市スポーツ推進計画」（案）に関する市民意見募集の実施結果について

資料2 第2期川崎市スポーツ推進計画の概要

資料3 第2期川崎市スポーツ推進計画

市 民 文 化 局

(令和4年3月11日)

「第 2 期川崎市スポーツ推進計画」(案)に関する市民意見募集の実施結果について

1 概要

本市では、平成 24 年に策定（※平成 30 年に改訂）した「川崎市スポーツ推進計画」の基本理念である「川崎でスポーツを、スポーツで川崎を、もっと楽しく」の実現に向けて、「スポーツのまち・かわさき」の推進に関する取組を効率的・効果的に推進していくため、本市を取り巻く社会状況の変化や、本市のスポーツ施策に関する現状や課題を踏まえて計画の改定案を取りまとめ、「第 2 期川崎市スポーツ推進計画」(案)として公表し、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、14 通 32 件の御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	「第 2 期川崎市スポーツ推進計画」(案)に関する意見を募集します
意見の募集期間	令和 3 年 11 月 26 日 (金) から令和 3 年 12 月 27 日 (月) まで
意見の提出方法	電子メール (専用フォーム)、F A X、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページ ・市政だより ・紙資料の閲覧 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> かわさき情報プラザ (川崎市役所第 3 庁舎 2 階)、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、各市民館、各図書館、とどろきアリーナ、カルッツかわさき (スポーツ・文化総合センター)、各スポーツセンター、石川記念武道館、市民文化局市民スポーツ室 </div>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページ ・紙資料の閲覧 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> かわさき情報プラザ (川崎市役所第 3 庁舎 2 階)、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、各市民館、各図書館、とどろきアリーナ、カルッツかわさき (スポーツ・文化総合センター)、各スポーツセンター、石川記念武道館、市民文化局市民スポーツ室 </div>

3 結果の概要

意見提出数 (意見件数)		14 通 (32 件)
内訳	電子メール (専用フォーム)	12 通 (27 件)
	F A X	1 通 (4 件)
	郵送	1 通 (1 件)
	持参	0 通 (0 件)

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントでは、本計画におけるスポーツの考え方に関する御意見のほか、スポーツを「する」機会の充実やスポーツを「みる」機会の創出、スポーツを「ささえる」担い手の充実、ホームタウンスポーツの推進に関する御意見などが寄せられました。

こうした御意見を踏まえ、第4章にスポーツを「みる」機会の創出に向けた取組として、ブレイキンの世界大会の誘致及び開催支援に関する取組を追加するとともに、関連計画の進捗等を踏まえた必要な時点修正などの所要の整備を行った上で「第2期川崎市スポーツ推進計画」として策定します。

【御意見に対する対応区分】

- A 御意見を踏まえ、案に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の施策・事業を進めていく中で、参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【御意見の件数と対応区分】

項目	対応区分					計
	A	B	C	D	E	
(1)「第1章 第2期川崎市スポーツ推進計画の策定にあたって」に関する事	0	1	0	1	0	2
(2)「第2章 スポーツ推進における現状と課題」に関する事	0	0	0	2	0	2
(3)「第3章 本計画の基本的な考え方」に関する事	0	0	0	0	0	0
(4)「第4章 第1次実施計画」に関する事	1	4	5	16	1	27
(5)「第5章 計画の推進」に関する事	0	0	0	0	0	0
(6) その他	0	0	1	0	0	1
合計	1	5	6	19	1	32

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 「第1章 第2期川崎市スポーツ推進計画の策定にあたって」に関する御意見（2件）

No.	御意見の要旨	御意見に対する市の考え方	区分
1	スポーツ基本法の趣旨に即して推進計画の策定と実行、実施にわたって検討していくことが重要だと思う。	第1章の「2 本計画について」で記載しているとおり、本計画はスポーツ基本法第10条に規定する「地方公共団体が定めるスポーツの推進に関する計画」として策定するものであり、本計画における「スポーツ」の考え方や、第3章で記載している本計画の基本的な考え方は、スポーツ基本法の理念や前文の規定などを踏まえたものとしております。	B
2	川崎市をホームタウンとして活動するプロeスポーツチーム「SCARZ」と連携した取組を市としても推進し、今後の動向により計画にeスポーツも含めて位置づけていく際には、そうした取組も追加してほしい。	デジタル技術の活用など既成の概念にとらわれない、新たな形態の活動につきましては、国などにおいて様々な観点から議論がされていることから、現時点では、本計画における「スポーツ」としては取り扱いませんが、誰もが気軽にスポーツに親しむなどのきっかけづくり等の観点から、今後も、その動向について注視してまいります。	D

(2) 「第2章 スポーツ推進における現状と課題」に関する御意見（2件）

No.	御意見の要旨	御意見に対する市の考え方	区分
3	「基本方針に関する取組の状況」にある「スポーツ団体との連携・支援」に、新日本スポーツ連盟川崎市連盟も含めてほしい。	市内のスポーツ団体等が行う事業で一定の要件を満たすものにつきましては、申請に基づき市の共催及び後援事業として取り扱い、賞状の交付や広報の支援などを行うとともに、当該スポーツ団体に限らず、必要に応じて、様々なスポーツ団体と連携した取組を行っているところです。	D
4	市民アンケートの結果からは、スポーツを権利として市民に応える状況にはなく、この現状を受け止める施策が必要である。現状の公共スポーツ施設、スポーツ関連施設の有効活用については述べられているが、活動場所の確保等、基本的条件整備の施策が不十分だと思う。	スポーツの習慣がある人もない人も、誰もが身近な場所でいつでもスポーツに接することができ、スポーツを身近に感じることができるよう、引き続き、スポーツを「する」、「みる」きっかけとなる機会の充実や、スポーツ活動の環境の充実などに取り組んでまいります。	D

(3) 「第3章 本計画の基本的な考え方」に関する御意見 (0件)

(4) 「第4章 第1次実施計画」に関する御意見 (27件)

No.	御意見の要旨	御意見に対する市の考え方	区分
5	人口 100 万人超の政令指定都市にふさわしい大規模なマラソン大会を提案する。現在は、川崎国際多摩川マラソンが市を代表するマラソン大会だが、コースの大半が多摩川河川敷で、距離もハーフまでと市の規模にふさわしい大会とは思えない。他にはない特色として、工場夜景を見ながら走るフルマラソンはどうか。工場夜景のPRにもつながり、一石二鳥と思う。ゴールの時間帯を夜に設定することで、川崎駅付近に宿泊するランナーも出て経済効果も期待できる。	本市のマラソン大会につきましては、子どもから大人まで、障害の有無に関わらず、誰もが参加しやすい大会を目的としており、コースの設定に関しても、市民が気軽に参加しやすいようにと考えております。本市の道路交通状況等も踏まえると、フルマラソンの開催や、夜間の工場地帯での開催は困難であり、市民に親しまれている多摩川沿いをコースとした日中での開催としております。	D
6	スポーツを「みる」機会の創出について、川崎市が国内外から聖地として認知されているブレイキンのトップ選手の試合やパフォーマンス、魅力や醍醐味を、多くの市民が直接肌で感じることの出来る機会をつくる取組を加えてほしい。	本市では、川崎らしい地域資源である、ブレイキンをはじめとした若者文化を活用して、若い人たちが集い、自らの可能性を広げるための環境づくりを推進していく必要があると考えていることから、ブレイキンの魅力を肌で感じられる機会として、ブレイキンの世界大会の誘致及び開催支援に関する取組を追加しました。	A
7	スポーツを「みる」機会の創出について、川崎市内に練習拠点のある卓球Tリーグ女子の木下アビエル神奈川、同男子の木下マイスター東京と連携して、トップ選手の試合やプレーを観て、魅力や醍醐味を市民が直接肌で感じることの出来る機会をつくる取組を図ることを加えてほしい。	本市をホームタウンとして活躍する「かわさきスポーツパートナー」の試合を間近に「みる」機会を提供するとともに、「かわさきスポーツパートナー」や「かわさきスポーツアンバサダー」など、様々な種目で市内各地区を拠点に活動しているチームやアスリート等との連携を進めてまいります。	D
8	散策路の提供について、生田緑地の中央エリアと初山エリアとは車の往来のある道路を歩いて行かないと回遊できないため、両エリアを結ぶ散策路を整備してほしい。	生田緑地の散策路につきましては、平成 24 (2012) 年度に策定した生田緑地周遊散策路整備方針に基づき、全体の回遊性と利便性を向上させ、施設間の連携を強化して生田緑地全体の魅力を高めるよう、整備を推進してまいります。	D

9	<p>とどろきアリーナの再整備におけるメインアリーナの機能について、プロバスケットボールB1リーグの興行利用を想定するならば、定員は最低1万人以上のアリーナ施設としてほしい。</p>	<p>現在、等々力緑地につきましては、再編整備を進めており、とどろきアリーナにつきましては、プロスポーツなど興行利用を想定した(新)とどろきアリーナとして再整備します。なお、(新)とどろきアリーナの収容人員につきましては、Bリーグ基準(5,000席以上)や現在のメインアリーナの利用状況を踏まえ、定員6,500名としています。観客席のさらなる増席につきましては、民間負担による提案も可能とし、民間事業者に提案を求めてまいります。</p>	D
10	<p>カルッツかわさきの建設時に器具や設備について要望したが十分に反映されず、海外の慣れない器具に苦慮し、公式大会も器具の不備から困難となった。あらたにスポーツ施設を整備する時には、市スポーツ協会や加盟団体の意向を十分に反映してほしい。</p>	<p>これまでも、スポーツ施設の整備の際には、関係団体から御意見をいただき、整備計画の参考としてきたところであり、身近なスポーツ環境の充実を目指すうえで重要なことだと考えておりますので、引き続き、スポーツ施設の整備にあたりましては、市スポーツ協会や加盟団体から御意見を伺ってまいります。</p>	C
11	<p>市体育館の頃は様々な種目ができ愛好者の交流の場となっていたが、カルッツかわさきとなってからは指定管理者制度が進む中で利用者数や営利が目的となり、機会が減らされている。多様な種目が楽しめ、コミュニティの場として確保していくことも必要である。</p>	<p>カルッツかわさきを含め、各区のスポーツセンター等で実施しているスポーツデーにつきましては、バドミントンや卓球等の競技スポーツ、ヨガ等の健康体操など、複数種目をバランスよく実施することとしており、各館の設定種目につきましては、多くの方に御利用いただけるよう、利用者意見を踏まえた指定管理者の提案に基づき決定しています。今後も、利用者のニーズを踏まえて、多様な種目を楽しんでいただけるよう、努めてまいります。</p>	C
12	<p>かわさき多摩川ふれあいロードについて、小向・戸手地区までの延伸整備を行うとあるが、併せて戸手地区と鈴木町地区の間も整備して、河口から上流まで一つにつなげてほしい。</p>	<p>かわさき多摩川ふれあいロードにつきましては、延伸整備により河川敷利用者の利便性の向上が期待されるとともに、地域の回遊性も図られることから、多摩区布田橋から稲城市までの約2キロメートルの整備について、令和元(2019)年5月に整備を完了いたしました。</p> <p>今後につきましても、川崎区から幸区の未整備区間について、引き続き国土交通省等と協議・調整を行い、取組を進めてまいります。</p>	D

13	<p>学校施設の一般開放は施設開放委員会の意向が強すぎて市民団体が利用しづらいため、広く公平に利用しやすい環境を作るべきである。また、営利目的による利用は認められていないが、競技によっては少ない専門指導者に遠路来てもらっており、適切な報酬が支払えないと活動が困難になる団体もあるため、事情に応じた柔軟な対応が必要である。</p>	<p>学校施設有効活用事業につきましては、地域の方々に身近な学校施設を活用していただき、生涯学習の振興を図ることを目的として、学校施設開放運営委員会に、地域の特性等を踏まえながら、その運営に取り組んでいただき、引き続き、より多くの地域の皆様に身近な活動の場として学校施設を活用いただけるよう、学校及び学校施設開放運営委員会と連携し取り組んでまいります。</p> <p>登録団体の利用目的が専ら営利を目的とする場合、本事業の目的にはそぐわないものであることから、利用はいただけないところです。登録の申請があった団体が営利団体かそうでないかの判断基準につきましては、一律に決められるものではありませんが、「指導者が自ら代表者となって月謝等を徴収している場合」、「指導者がその徴収金で生計を立てている場合」、「実費相当額を超える会費を徴収して行う教室等の継続的な活動」といった事項にあてはまる場合を一つの目安としています。</p>	D
14	<p>多摩川河川敷には学校・企業が所有しているグラウンドがあるが、十分に活用されているとは思えない。また、稲城市との境には使用されていない土地もある。こうした土地に、市内ボランティアの力を借りるなどで市としてグラウンドを整備して土地所有者に対してのメリットを提供し、その対価として市内団体が一定時間使用できる権利を得る仕組みを提言する。また、見学の保護者などが休憩できる場所として、キッチンカーや簡易的なタープのカフェなどが営業できる仕組みも合わせて実現することで、市民がより身近にスポーツを感じる場として活用していけると考える。</p>	<p>企業等においてはそれぞれの活用目的のもと土地所有を行っていることから、本市による整備等はいりませんが、本市では、市内企業や大学と協定を結び、所有するスポーツ施設や福利厚生施設を、その企業等の利用に支障のない範囲で市民へ開放し、市民が利用できる機会を提供する取組を行っております。今後もより多くの市民の皆様がスポーツに親しむことができるよう、引き続き取組を推進してまいります。</p> <p>また、令和3年10月から11月まで、多くの運動施設等がある丸子橋河川敷の未利用地において、バーベキューやキャンプ、キッチンカー、机・椅子等休憩スペースの設置などの社会実験を実施したところです。今後は、社会実験の結果を整理・分析し、多摩川河川敷の新たな利活用に向けた取組を推進してまいります。</p>	D

15	<p>スポーツセンターでは毎月の抽選会で土日や休日が空きが少なく倍率が高くなっており、各区で多様な種目やニーズに応じて複数のスポーツセンターの設置が必要である。</p>	<p>本市が保有するスポーツ施設につきましては、人口減少社会の到来や各施設の老朽化など、今後の社会情勢の変化等に対応しながら、安全で多様なスポーツの活動場所を持続可能な形で提供していくため、市内の各種施設に関する状況やスポーツに関するニーズ等を調査した上で、施設の配置や必要となる機能など、今後の方向性について検討してまいります。</p>	D
16	<p>気軽に遊んだり運動ができる広場が無くなってきている。すべての子どもたちが運動をすることの楽しさを知り、明るく健康的に地域で過ごすためには、施設の環境整備が大切である。</p>		D
17	<p>市内の公共等スポーツ施設分布図を見ると、野球場に比べるとサッカー場があまりにも少なすぎるので、サッカー場の増設やサッカー場への転換を進めてほしい。</p>		D
18	<p>市スポーツ協会に加盟する各団体は市民大会の運営や普及育成事業を委託されているが、年々助成金が減額されるなど運営に苦慮している。協会への支援を引き続き要望する。</p>	<p>市スポーツ協会に加盟する各団体につきましては、市民のスポーツ活動や各競技の普及を担う中心的な団体であることから、引き続き、協会を通じて、市民大会の運営や普及育成事業などへの支援を行ってまいります。</p>	B
19	<p>市スポーツ協会に加盟する各団体は市民大会の運営や普及育成事業を委託されているが、年々助成金が減額されるなど運営に苦慮している。スポーツ施設の指定管理者として優先的に委託することが「スポーツのまち・かわさき」の推進に有効である。</p>	<p>本市のスポーツセンター等の指定管理者につきましては、公募を行い、応募があった団体の提案について、あらかじめ定めた基準により審査及び選定を行い、市議会の議決を受け決定しているところです。</p>	D
20	<p>市スポーツ協会に加盟している団体にはマイナースポーツの団体もあり、競技人口が少なくても普及育成に努力している競技団体に対して、市が支援することを明記してほしい。</p>	<p>計画案の45ページに「公益財団法人川崎市スポーツ協会との連携・活動支援」として記載しているとおり、本市では市スポーツ協会と連携しながら競技団体の育成等を行っているところです。市民がそれぞれの興味・関心などに応じてスポーツを楽しむことができるよう、引き続き、各競技の普及・認知の度合いに関わらず、市スポーツ協会を通じた加盟団体の普及育成支援に努めてまいります。</p>	B

21	<p>「基本方針1(4)スポーツ団体との連携・支援」に、新日本スポーツ連盟川崎市連盟を追加してほしい。</p>	<p>市内のスポーツ団体等が行う事業で一定の要件を満たすものにつきましては、申請に基づき市の共催及び後援事業として取り扱い、賞状の交付や広報の支援などを行うとともに、当該スポーツ団体に限らず、必要に応じて、様々なスポーツ団体と連携することにより、本市のスポーツ施策を効果的に推進してまいります。</p>	D
22	<p>気軽に遊んだり運動ができる広場が無くなってきている。すべての子どもたちが運動をすることの楽しさを知り、明るく健康的に地域で過ごすためには、体験型のイベントが大切である。</p>	<p>子どもの頃にスポーツの楽しさを味わうことは、大人になってからも「する」「みる」「ささえる」など何らかの形でスポーツに携わったり、大人になってからも高い体力水準を維持するためにも重要であると考えていますので、スポーツセンターにおける教室事業や、スポーツフェスタなどの子どもを対象とした体験イベントなどにより、地域におけるスポーツ機会の充実に取り組んでまいります。</p>	B
23	<p>市内には、子どもたちからシニアにかけて地域でのダンスや体操の運動に親しむ団体も数多くあり、これらの団体に注目し、川崎市としてイベントを主催しPRすることも必要である。</p>	<p>ダンスや体操につきましては、市が主催する親子向けのスポーツ体験イベントの「スポーツフェスタ」では、性別に関係なく参加しやすいイベントとするため、関係団体の協力のもとチアダンスを令和3年度から実施種目に追加いたしました。また、ダンスや体操も含めて、一定の要件を満たす事業につきましては、共催や後援事業として広報の支援などを行っているところです。今後も引き続き、普及に向けて、機会を捉えて支援してまいります。</p>	C

24	<p>スポーツを「ささえる」人材の育成は多くの競技団体に喫緊の課題だが、学校の教員や熱意のあるボランティアで行われ、活動に見合った報酬が支払われず高齢化も進んでいる。市がスポーツ協会を通して各競技団体の運営を支援したり、十分な報酬が支払われる制度が必要である。また、学校の教員など公務員は兼業が原則認められていないため、条例・規則の見直しが必要である。</p>	<p>スポーツを「ささえる」人材の育成につきましては、スポーツが地域に根づき、地域で自主的なスポーツ活動を活性化させていくためにも重要と考えておりますので、川崎市スポーツ協会と連携して、加盟団体が行う指導者の育成事業への支援や、地域のスポーツ団体から依頼があった場合の指導者派遣報酬について支援を引き続き行ってまいります。</p> <p>また、教員を含めた公務員の兼業につきましては、原則として禁止されておりますが、依頼内容の性質によっては謝礼を受け取れる場合があります。</p> <p>なお、地方公務員の兼業や報酬の受領につきましては、地方公務員法の改正を要する等、全国的な議論が必要と考えられます。</p>	C
25	<p>生涯にわたってスポーツに親しむ環境として総合型地域スポーツクラブの充実が不可欠であり、利用者のニーズや課題を踏まえて全市へ広げていくことが必要である。</p>	<p>総合型地域スポーツクラブは、地域でのスポーツ活動を「ささえる」担い手として重要であると考えていますので、御意見のとおり、本計画に基づき、各クラブと連携し、利用者のニーズの把握や課題の検証等、総合型地域スポーツクラブの充実に向けた取組を行ってまいります。</p>	B
26	<p>部活動の地域移行は、地域に各種目に対応する指導者の確保や、運営する組織が無ければ機能しないため、指導者の配置や地域との連携をマネジメントする役職を作ることが必要である。</p>	<p>休日の部活動の段階的な地域移行につきましては、「教職員の働き方・仕事の進め方改革」の一つに位置づけられており、本市におきましても、令和3年度よりスポーツ庁からの委託事業として、市内中学校1校を実践研究校として指定し、指導者となる地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体（組織）の確保などの課題の整理及び検証に取り組んでいます。</p> <p>今後も、国の動向を踏まえながら、実践研究を継続し、課題解決に向けた取組を進めてまいります。</p>	E

27	<p>市内のトップアスリートや指導者の人的資源は多くがスポーツクラブや企業に勤務しているが、どこも自クラブの運営で精一杯で指導者の派遣は困難であり、市がスポーツクラブの運営も支援することで、次世代アスリートの育成に協力してくれると思う。</p>	<p>アスリートへの支援につきましては、多様な競技種目について様々な形で活動を行っていることから、所属する企業等への間接的な支援を行うよりも、アスリート本人に対して支援を行うのが効果的であると考えておりますので、本市では、個人型トップアスリート助成事業として、将来的に各種世界大会等で活躍できるようなトップアスリート個人に対する支援を行ってまいります。</p>	D
28	<p>現在、トップアスリートが現役を引退した後の受け皿がほとんどないため、引退後も優秀な技能や経験を有効に発揮できる環境として、総合型地域スポーツクラブとの接続などを検討してはどうか。</p>	<p>現役を引退したトップアスリートの方が、これまでの技能や経験を発揮できる活動の場につきましては、市内の様々な団体の御意見も伺っていく必要があるものと考えておりますが、現在のところでは、川崎市スポーツ協会が実施している指導者派遣事業の指導者に登録していただく方法がございます。</p>	D
29	<p>ホームタウンスポーツの推進として、小・中学校等の巡回を通して子どもたちや市民に夢を与え魅力を発信することは有効だが、ホームタウンスポーツが優先されるばかりに、競技場やアリーナの市民利用に制限が出たり、競技で観客が集中し近隣住民の住環境に支障をきたすようであれば問題である。市外から過度に多くの観客を呼び込むことが、市民にとって「スポーツのまち・かわさき」の推進に結びつくとは思えない。</p>	<p>スポーツが盛んで、活気あふれるまちを目指して、川崎で活躍するトップチーム6団体を「かわさきスポーツパートナー」として認定し、ホームタウンスポーツのシンボルとして、市民のまちへの愛着と誇り、連帯感を育むなど、市民との交流・ふれあい事業を中心としたスポーツ活動を推進するなど、引き続きホームタウンスポーツの振興を図ってまいります。</p> <p>また、継続して、各施設の市民利用に可能な限り制限がでないように事前に調整を図るとともに、ホームゲーム開催時における混雑対策についても各チームとの連携及び情報共有を図ってまいります。</p>	D

30	<p>(仮称) かわさきスポーツアンバサダーの候補として男子バレーボールの富士通カワサキレッドスピリッツがあると思う。これまで、ライセンスの関係で1部に昇格できないこともあって、かわさきスポーツパートナーになれなかったと思うが、今季開幕前に1部リーグ参入のライセンスを獲得した。既にアンバサダーの認証を受けていて、かわさきスポーツパートナーの条件を満たした場合、認証替えができるような制度とするのか。また、逆のパターンもありうるのか。</p>	<p>「かわさきスポーツパートナー」と「かわさきスポーツアンバサダー」は別制度(「パートナー」は申請によらず認定するものであり、「アンバサダー」は申請に基づき認証するもの。)であり、かわさきスポーツパートナー等設置要綱において、本拠地要件、卓越要件、協力要件を規定しており、この要件を満たすことが条件となります。</p> <p>卓越要件の具体的な内容としては、『プロスポーツのチームまたは日本における当該競技種目のトップリーグに所属するなど優秀な成績を収めており、任期中継続した活躍が期待できるチーム。また、その知名度等も勘案し、川崎の魅力と発信できること』となっており、一部リーグに所属していることだけが条件ではなく、優秀な成績を収めていることに加え、継続した活躍かつ、そのチームの知名度による川崎の魅力発信が条件となっています。</p>	D
31	<p>スポーツの試合や大会で、ふるさと納税の返礼品になっている商品やサービスを一堂に集めて販売や受注、紹介を行うイベントを開催するなど、返礼品を市外からの来場者はもちろん市民にも広く認知してもらい、購買につなげたり市外の知り合いやネットなどでPRしてもらうための取組を行ってほしい。</p>	<p>川崎フロンターレのホームゲーム開催に合わせて開設される「フロンパーク」等において、市内産物・名産品の物販やイベント開催により本市の魅力発信を行っており、引き続き、「フロンパーク」の開設支援やかわさきスポーツパートナーと連携したイベント等を通じて、地域の活性化を図ってまいります。</p>	C

(5) 「第5章 計画の推進」に関する御意見 (0件)

(6) その他 (1件)

No.	御意見の要旨	御意見に対する市の考え方	区分
32	<p>スポーツセンターで開催しているスポーツ教室について、期ごとの休み期間を短くしてほしい。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、スポーツセンターの指定管理者とも共有し、施設運営の参考といたします。</p> <p>なお、各スポーツセンターではスポーツ教室のほか、スポーツデーやトレーニング室など、予約不要でお気軽に参加いただける事業も実施していますので、合わせて御利用ください。</p>	C

市民意見等を踏まえた計画の修正事項

パブリックコメント手続でのA区分に加えて、関連計画の進捗等を踏まえて必要な時点修正を行った箇所を整理しました。

※下線は修正箇所

本編 頁番号	修正内容〔修正後〕	〔修正前〕
11	<p>本市が令和4（2022）年2月に公表した「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（<u>令和2年国勢調査結果等の公表を踏まえた更新</u>）」では、・・・</p> <p>※他に、図表2-2-1（年齢区分別の推計結果）及び図表2-2-2（年齢3区分別人口の推計結果）の値を更新</p>	<p>本市が令和3（2021）年4月に公表した「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計」では、・・・</p>
41	<p><u>トップレベル</u>の競技・スポーツ大会の開催</p> <p>（略）</p> <p>また、「日本アンプティサッカー選手権」をはじめ、「<u>ジャパンデフバレーボールカップ</u>」など全国規模のパラスポーツ大会や<u>ブレキンの世界大会の誘致及び開催支援</u>などを通じて、トップレベルのスポーツに触れ、競技の魅力を感じられる機会を提供します。</p>	<p><u>国内最高峰・全国規模</u>の競技・スポーツ大会の開催</p> <p>（略）</p> <p>また、「日本アンプティサッカー選手権」をはじめ、「<u>ジャパンデフバレーボールカップ</u>」など全国規模のパラスポーツ大会の<u>開催支援</u>などを通じて、トップレベルのスポーツに触れ、競技の魅力を感じられる機会を提供します。</p>
76～ 105	<p>参考資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本計画策定の経過 2 スポーツ基本法 3 川崎市スポーツ推進審議会条例 4 川崎市スポーツ推進審議会条例施行規則 5 「運動・スポーツに関するアンケート調査」単純集計結果 6 市内の公共等スポーツ施設分布図 	<p>巻末に「市内の公共等スポーツ施設分布図」のみ掲載</p>

※その他、用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。

第2期川崎市スポーツ推進計画の概要

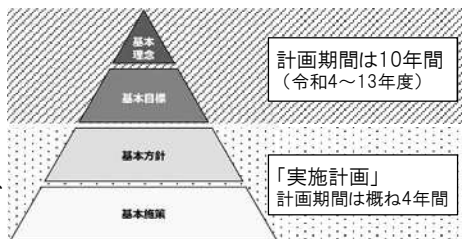
第1章 第2期川崎市スポーツ推進計画の策定にあたって〔1～6ページ〕

1 第2期川崎市スポーツ推進計画策定の経過と趣旨

- スポーツ基本法の制定（平成23年）
- 国のスポーツ基本計画の策定
 - ◆ スポーツ基本計画（第1期）策定（平成24年）、スポーツ庁の創設（平成27年）、第2期スポーツ基本計画策定（平成29年）
- 神奈川県スポーツ推進計画の策定（平成29年）
- 川崎市スポーツ推進計画の策定
 - ◆ 川崎市スポーツ推進計画（第1期）策定（平成24年9月）〔計画期間〕平成24年度～平成33（令和3）年度
 - ・「スポーツのまち」に具体像を提示し、スポーツ関連事業を「スポーツのまち・かわさき」を形成する事業として総合的・体系的に位置づけ
 - ◆ 「川崎市スポーツ推進計画」改訂（平成30年3月）〔計画期間〕平成30年度～平成33（令和3）年度
 - ・計画策定以降の社会情勢の変化に適切に対応し、より効率的・効果的にスポーツのまちの推進を図ることを目的に改訂
- 第2期川崎市スポーツ推進計画策定の趣旨
 - ・本市を取り巻く社会状況の変化や本市のスポーツ施策に関する現状及び課題を踏まえて、スポーツ活動の推進に加えて、スポーツを通じたまちづくりとして、健康長寿社会や共生社会の実現、人や地域の交流促進などの「スポーツのまち・かわさき」に向けた取組を引き続き効率的・効果的に推進するため、川崎市スポーツ推進計画を改定し、「第2期川崎市スポーツ推進計画」（以下、「本計画」という。）として策定

2 本計画について

- 本計画の位置づけ
 - ◆ スポーツ基本法上の「地方スポーツ推進計画」、本市における分野別計画
- 本計画の計画期間
 - ◆ 令和4（2022）年度～令和13（2031）年度の10年間
 - ・第3章で本市のスポーツ推進に関する基本的な考え方を整理
 - 「基本理念」や「基本目標」は、今後、中長期的に大きく変わるものではないが、「基本方針」は事業の進捗状況や現状・課題分析を踏まえ一定期間で見直しを行う必要があり、「成果指標」も総合計画との整合を図る必要がある
 - ⇒ 本計画の計画期間は10年間とした上で、計画期間全体を通じて実現を目指すものを基本理念及び基本目標として掲げ、具体的な取組内容は基本方針、基本施策の階層で整理し、概ね4年ごとに見直しを行う「実施計画」とする
- 本計画における「スポーツ」
 - ・陸上競技や球技など競技性の高いものだけでなく、学校の体育活動や、健康づくりや介護予防などのために行うウォーキングや体操などの軽い運動、遊びの要素を取り入れたレクリエーション活動、通勤・通学時の徒歩や自転車利用など日常生活で意識的に行う身体活動も含む



第2章 スポーツ推進における現状と課題〔7～27ページ〕

1 第1期計画改訂版の計画体系と進捗状況の検証

- 第1期計画改訂版の計画体系
 - ・基本理念「川崎でスポーツを、スポーツで川崎を、もっと楽しく。」のもと、2つの基本目標を設定（①スポーツを通じて誰もが自分らしく暮らし、支え合える社会を実現しよう、②スポーツを楽しむ子どもを地域みんなで育てよう）
 - ・「スポーツのまち・かわさき」の具体像として5つの基本方針を設定し、各スポーツ関連事業を位置づけるとともに、基本方針に評価指標を設定
- 第1期計画改訂版の進捗状況
 - ◆ 基本目標に関する取組の状況、基本方針に関する取組の状況
 - ・庁内の関係部署で構成する庁内推進委員会において、毎年度、各取組の目的や予定に沿って実施されていることを確認
 - ◆ 基本方針における成果指標の状況
 - ・第1期計画改訂版で設定した13の成果指標のうち9つの指標で、平成30年度～令和2年度の実績値が目標値を上回る年度があった

《例》	成果指標	策定時	R1実績値	R2実績値	R3目標値	達成状況
	週1回以上のスポーツ実施率	40.6%	40.5%	50.4%	42.5%以上	○（達成）
	年1回以上のスポーツ直接観戦率	26.1%	32.5%	23.4%	33.0%以上	×（未達成）
	スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合	3.5%	6.7%	6.1%	8.0%以上	×（未達成）

⇒ 本市の附属機関である「川崎市スポーツ推進審議会」に報告し、概ね順調に進捗していることを確認したものの、引き続き、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」機会を充実させていくことが必要

2 本市を取り巻く状況の変化

- 本市の将来推計人口
- 本市を取り巻く課題
 - ・本市を取り巻く急激な環境変化（新型コロナウイルス感染症の影響等）、将来を見据えて乗り越えなければならない課題（都市インフラの老朽化等）

3 本市のスポーツ推進に関する現状と課題（令和2年度に実施した市民アンケートの結果等から分析）

分野	課題
「する」	若年層やビジネスパーソンの低いスポーツ実施率、パラスポーツの低い実施率、スポーツの活動場所の確保、スポーツ施設の老朽化
「みる」	スポーツ観戦率の低下、若年層や北部地域でのスポーツパートナーの低い認知度、パラスポーツの認知度と比較して低い観戦率
「ささえる」	スポーツをささえる活動への低い参加率、参加の機会・情報や動機づけの不足、スポーツ推進委員等の不足
その他	新型コロナウイルス感染症の影響（心身への影響、スポーツ活動低下、ウォーキングの促進等種目への影響等）

4 今後のスポーツ推進における取組の方向性

本市を取り巻く環境の変化やそれに伴うスポーツのあり方、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」の各分野における課題等を踏まえ、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず誰もが身近な地域でスポーツに親しむまちの形成に向け、**スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」機会を充実させ、スポーツに参画する人口の拡大につながる取組**が必要

必要となる取組	市民の誰もが身近な場所でいつでもスポーツに接することができ、スポーツを身近に感じることができるよう、スポーツを「する」「みる」機会をより充実させるための取組
	スポーツが地域に根づき、地域で自主的なスポーツ活動を活性化させていくため、スポーツ活動を「ささえる」担い手を充実させるための取組
	身近なスポーツ環境の充実に向けて、スポーツ施設の整備状況や老朽化等の状況、本市の特性を踏まえて、スポーツ活動の推進に必要な場を持続可能な形で提供していくための取組
	かわさきパラムーブメントのレガシーである、「障害などの有無にかかわらず誰もがスポーツ・運動に親しんでいるまち」の形成を目指して、パラスポーツをより一層推進するための取組
	本市を取り巻く環境の変化やそれに伴うスポーツのあり方などを踏まえた取組

第3章 本計画の基本的な考え方〔28～32ページ〕（※詳細は次ページを参照）

1 基本理念（市のスポーツ推進に関する基本的なあり方や意義・目的）

- 「川崎でスポーツを、スポーツで川崎を、もっと楽しく。」（第1期計画改訂版から継続）
 - ◆ 「みんな『楽しい』からこそスポーツをする、みる、ささえる」という認識のもと、もっと身近に、生涯にわたって「スポーツを『楽しむ』」ことができるよう、事業を展開していくこと、そしてスポーツに携わる全ての市民や各団体などが一緒になって「スポーツで川崎を『楽しく』していこう」という趣旨を表現
 - ◆ スポーツの意義・価値（スポーツそのものの価値、スポーツが寄与する社会的な価値）や、様々な主体によるスポーツへの関わりを再確認して設定

2 基本目標（基本理念の実現に向けた、計画上の各施策の推進における基本的な目標）

- 「誰もがスポーツに参加し、スポーツの楽しさを味わうことができる『スポーツのまち・かわさき』の推進」（第1期計画改訂版から見直し）
 - ◆ 基本理念「川崎でスポーツを、スポーツで川崎を、もっと楽しく。」の実現に向けて、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず誰もが身近な地域でスポーツに親しむまちの形成を目指す
 - ◆ スポーツ関連事業は「スポーツのまち・かわさき」を形成する事業であるという位置づけや、今後のスポーツ推進における取組の方向性を踏まえて設定

3 基本方針

- ◆ 本計画で目指す「スポーツのまち・かわさき」の具体像を、各主体のスポーツとの関わり方やスポーツが果たす役割から分類して設定
- ◆ 基本方針の下には基本施策を設けて、個別のスポーツ関連事業を総合的・体系的に位置づけ、効率的・効果的に取組を推進

4 成果指標

- 成果指標の考え方
 - ・基本目標と基本方針のそれぞれに成果指標を設定することとし、基本目標の成果指標には、スポーツ参画の形である「する」、「みる」、「ささえる」を測る3つの指標を設定し、基本方針の成果指標は、各基本方針及びその下に位置づけたスポーツ関連事業の内容に応じて、主に総合計画第3期実施計画の成果指標から設定
 - ・基本目標の成果指標には、総合計画第3期実施計画の計画期間の終期である令和7年度の目標値と、本計画の計画期間の終期である令和13年度の目標値を設定し、基本方針の成果指標には、本計画における実施計画の計画期間の終期に合わせた目標値を設定
 - ・本計画の進行管理にあたっては、基本目標の成果指標の推移を中心とし、基本方針の成果指標の推移も総合して検証を行う

第4章 第1次実施計画〔33～73ページ〕（※詳細は次ページを参照）

- 計画期間は令和4年度～令和7年度の4年間

○ 基本方針に基づく取組

基本方針	主な取組の例
1 誰もが気軽にスポーツに親しむことができるまち	スポーツの日記念事業（スポーツの日の施設無料開放）などスポーツを「する」機会づくり / 「かわさきスポーツパートナー」のホームゲーム招待などスポーツを「みる」機会づくり / 等々力陸上競技場の最適化など施設の機能向上 / スポーツ活動の場の持続可能な提供に向けた検討などの取組 / スポーツ協会等関係団体との連携・支援 / 新型コロナウイルス感染症への対応などスポーツの安全確保
2 生涯にわたってスポーツを元気に楽しみ、自分らしく暮らせるまち	「小学校キラキラタイム」など学校におけるスポーツの充実 / スポーツフェスタ（子どもとその保護者を対象としたスポーツ体験イベント） / 社会人向けの夜間スポーツ教室 / 体操やスイミングなどのシニアスポーツ教室 / 市老人スポーツ大会 / 障害のある方を対象としたスポーツ教室、障害者スポーツデー / パラスポーツやってみるキャラバン（小中学生にパラスポーツの魅力を伝える体験講座）
3 地域の多様なスポーツをささえあい、交流が深まるまち	地域スポーツの重要な担い手であるスポーツ推進委員の充実 / 総合型地域スポーツクラブの運営に関する支援 / 各区の特性を踏まえたスポーツ事業やイベントの実施 / 運動の習慣づけに向けた「介護予防かわさき体操」などの体操やウォーキングの普及促進
4 スポーツに挑戦する喜びがあるまち	次世代アスリートの強化・育成支援 / 競技指導者の育成支援 / 市民スポーツ大会など日頃の成果を発揮する各種スポーツ大会の開催
5 スポーツを通して川崎の魅力・活力が感じられるまち	「かわさきスポーツパートナー」等と連携した「ふれあいスポーツ教室」 / 市内で活動するアスリート等と連携したSDGsの活性化などの取組 / スポーツを通じた各種啓発事業への協力 / スケートボードなどの若者文化の発信 / フラッグフットボールの普及・交流大会

第5章 計画の推進〔74～75ページ〕（計画の改定に向けた取組、計画の推進体制と評価・検証）

参考資料〔76～105ページ〕

本計画策定の過程 / スポーツ基本法 / 川崎市スポーツ推進審議会条例 / 川崎市スポーツ推進審議会条例施行規則 / 「運動・スポーツに関するアンケート調査」単純集計結果 / 市内の公共等スポーツ施設分布図

第2期川崎市スポーツ推進計画の概要〔計画の体系図〕

- スポーツの意義や価値を再確認した上で、市のスポーツ推進に関する基本的なあり方や意義・目的である基本理念は、第1期計画改訂版から継続する
- 本市のスポーツ推進に関する現状と課題を踏まえ整理した、今後のスポーツ推進における取組の方向性に基づき、「誰もがスポーツに参加し、スポーツの楽しさを味わうことができる『スポーツのまち・かわさき』の推進」を基本目標として設定する
- 本計画で目指す「スポーツのまち・かわさき」の具体像を、各主体のスポーツとの関わり方等から分類して基本方針として定め、基本方針の下には基本施策を設けて、個別のスポーツ関連事業を総合的・体系的に位置づける
- 本計画の計画期間は令和4～13年度の10年間とし、計画期間全体を通じて実現を目指すものを基本理念及び基本目標として掲げ、具体的な取組内容は基本方針、基本施策の階層で整理し、概ね4年ごとに見直しを行う「実施計画」とする
- 成果指標は、基本方針に加え基本目標にも新たに設定し、基本目標は、総合計画第3期実施計画の終期(令和7年度)の目標値と、本計画の終期(令和13年度)の目標値を設定し、基本方針は、本計画の第1期実施計画の終期(令和7年度)の目標値を設定する

【今後のスポーツ推進における取組の方向性】

本市を取り巻く環境の変化やそれに伴うスポーツのあり方、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」の各分野における課題等を踏まえ、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず誰もが身近な地域でスポーツに親しむまちの形成に向け、**スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」機会を充実させ、スポーツに参画する人口の拡大につながる取組が必要**

必要となる取組	市民の誰もが身近な場所でいつでもスポーツに接することができ、スポーツを身近に感じることができるよう、スポーツを「する」「みる」機会をより充実させるための取組
	スポーツが地域に根付き、地域で自主的なスポーツ活動を活性化させていくため、スポーツ活動を「ささえる」担い手を充実させるための取組
	身近なスポーツ環境の充実に向けて、スポーツ施設の整備状況や老朽化等の状況、本市の特性を踏まえて、スポーツ活動の推進に必要な場を持続可能な形で提供していくための取組
	かわさきパラムーブメントのレガシーである、「障害などの有無にかかわらず誰もがスポーツ・運動に親しんでいるまち」の形成を目指して、パラスポーツをより一層推進するための取組
その他、本市を取り巻く環境の変化やそれに伴うスポーツのあり方などを踏まえた取組	

【本市のスポーツ推進に関する現状と課題】

分野	課題
「する」	若年層やビジネスパーソン等の低いスポーツ実施率、パラスポーツの低い実施率、スポーツの活動場所の確保、スポーツ施設の老朽化
「みる」	スポーツ観戦率の低下、若年層や北部地域でのスポーツパートナーの低い認知度、パラスポーツの認知度と比較して低い観戦率
「ささえる」	スポーツをささえる活動への低い参加率、参加の機会・情報や動機づけの不足、スポーツ推進委員等の不足
その他	新型コロナウイルス感染症の影響(心身への影響、スポーツ活動の低下、ウォーキングなど屋外で手軽にできる種目を新たに始めるなど実施種目への影響等)

基本理念

(市のスポーツ推進に関する基本的なあり方や意義・目的)

- 「みんな『楽しい』からこそスポーツをする、みる、ささえる」という認識のもと、もっと身近に、生涯にわたって「スポーツを『楽しむ』ことができるよう、事業を展開していくこと」、スポーツに携わる全ての市民や各団体などが一緒になって「スポーツで川崎を『楽しく』していこう」という趣旨を表現
- スポーツの意義・価値(スポーツそのものの価値、スポーツが寄与する社会的な価値)や、様々な主体によるスポーツへの関わりを再確認して設定

施策体系

基本目標

(基本理念の実現に向けた、計画上の各施策の推進における基本的な目標)

誰もがスポーツに参加し、スポーツの楽しさを味わうことができる「スポーツのまち・かわさき」の推進

- 基本理念の実現に向けて、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず誰もが身近な地域でスポーツに親しむまちの形成を目指す

基本目標の成果指標

- 週1回以上のスポーツ実施率〔する〕
- 年1回以上のスポーツ直接観戦率〔みる〕
- スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合〔ささえる〕

基本方針

(第2期計画の基本目標である「スポーツのまち・かわさき」の具体像)

1 誰もが気軽にスポーツに親しむことができるまち

基本施策

- (1) スポーツを「する」機会の充実
- (2) スポーツを「みる」機会の創出
- (3) 身近なスポーツ環境の充実
- (4) スポーツ関係団体との連携・支援
- (5) スポーツ関連情報の提供
- (6) スポーツの安全確保

〔主な取組の例〕
「スポーツの日」記念事業 / 「かわさきスポーツパートナー」ホームゲーム招待 / 運動施設の適正な管理運営、適切な維持管理 / 川崎市スポーツ協会等との連携・支援 / 川崎市医師会等との連携
〔新たに位置づける取組(◎)・充実を図る取組(○)〕
○かわさき国際多摩川マラソン / ◎等々力陸上競技場の最適化 / ◎とどろきアリーナの再整備 / ◎スポーツ活動の場の持続可能な提供に向けた取組 / ◎新型コロナウイルス感染症への対応

2 生涯にわたってスポーツを元気に楽しみ、自分らしく暮らせるまち

基本施策

- (1) 乳幼児の運動遊びの推進
- (2) 子どものスポーツの推進と体力向上に向けた取組
- (3) 成人のスポーツの推進と運動による健康づくり
- (4) 高齢者のスポーツの推進と運動による健康づくり
- (5) パラスポーツの推進

〔主な取組の例〕
新体力テストの活用 / 小学校キラキラタイム / 夜間スポーツ教室 / シニアスポーツ教室 / 市老人スポーツ大会 / スポーツ教室、障害者スポーツデー / パラスポーツやってみるキャラバン
〔新たに位置づける取組(◎)・充実を図る取組(○)〕
◎スポーツフェスタ / ○働き盛り世代への普及啓発活動 / ◎高齢者施設等でのパラスポーツ体験会 / ◎ポッチャの普及促進

3 地域の多様なスポーツをささえあい、交流が深まるまち

基本施策

- (1) スポーツを「ささえる」人材の育成
- (2) 総合型地域スポーツクラブの充実
- (3) 地域の特性を踏まえたスポーツの推進
- (4) 運動の習慣づけの促進

〔主な取組の例〕
健康づくりのためのボランティアの養成・連携 / 総合型地域スポーツクラブの運営に関する支援 / 各区で実施するスポーツ事業・イベント / 介護予防かわさき体操 / ウォーキングの普及促進
〔新たに位置づける取組(◎)・充実を図る取組(○)〕
○スポーツ推進委員の充実

4 スポーツに挑戦する喜びがあるまち

基本施策

- (1) 次世代アスリートの強化・支援
- (2) 指導力の向上
- (3) 各種スポーツ大会の開催・参加

〔主な取組の例〕
スポーツ指導者の派遣 / 競技指導者等の育成支援 / 市民スポーツ大会 / 市障害者スポーツ大会の開催
〔新たに位置づける取組(◎)・充実を図る取組(○)〕
○次世代アスリートの強化・育成支援

5 スポーツを通して川崎の魅力・活力が感じられるまち

基本施策

- (1) ホームタウンスポーツの推進
- (2) スポーツを通じた本市の魅力発信
- (3) スポーツによる地域の活性化
- (4) アメリカンフットボールを活かしたまちづくり

〔主な取組の例〕
ふれあいスポーツ教室 / 各種啓発事業への協力 / スポーツと連携した観光振興 / フラッグフットボールの普及・交流大会
〔新たに位置づける取組(◎)・充実を図る取組(○)〕
○市内で活動するアスリート等との連携 / ◎若者文化の発信

基本方針ごとの成果指標

- 【基本方針1の成果指標】
- スポーツセンター等施設利用者数
 - かわさき多摩川マラソンの参加者数
 - かわさきスポーツパートナーによるホームゲーム市民招待の申込者数
 - アメリカンフットボール公式戦への市民招待の申込数

- 【基本方針2の成果指標】
- 体力テストの結果(全国体力・運動能力、運動習慣等調査)
 - 全国健康福祉祭(ねりんピック)への選手派遣人数
 - 障害者の週1回以上のスポーツ実施率
 - スポーツセンター等の障害者個人利用者数

- 【基本方針3の成果指標】
- 総合型地域スポーツクラブの会員数
 - スポーツ推進委員の定員における充足率
 - かわさき多摩川マラソンにおける情報保障など、障害者対応ができるボランティアの数
 - かわさき多摩川マラソンにおける一般ボランティアでボランティアリーダーを担える人材の数
 - 川崎市障がい者スポーツ指導者協議会への指導者登録者数

- 【基本方針4の成果指標】
- 個人型トップアスリート助成の実施件数
 - 選手・指導者などのスポーツ人材と連携した事業の参加人数
 - 市民大会等各種スポーツ大会の開催数
 - 市障害者スポーツ大会競技参加者数

- 【基本方針5の成果指標】
- かわさきスポーツパートナー等によるふれあいスポーツ教室の実施数
 - 川崎フロンターレによる小・中学校等での巡回サッカー教室の実施回数
 - フラッグフットボールの巡回教室、交流大会の実施数

計画期間は10年間(令和4～13年度)

〔第1次実施計画〕 計画期間は4年間(令和4～7年度)

第 2 期川崎市スポーツ推進計画

令和 4 (2022) 年 3 月

川崎市

第2期川崎市スポーツ推進計画 目次

第1章 第2期川崎市スポーツ推進計画の策定にあたって

1	第2期川崎市スポーツ推進計画策定の経過と趣旨	1
(1)	スポーツ基本法の制定	1
(2)	国のスポーツ基本計画の策定	1
(3)	神奈川県スポーツ推進計画の策定	2
(4)	川崎市スポーツ推進計画の策定	2
(5)	第2期川崎市スポーツ推進計画策定の趣旨	3
2	本計画について	5
(1)	本計画の位置づけ	5
(2)	本計画の計画期間	5
(3)	本計画における「スポーツ」	6

第2章 スポーツ推進における現状と課題

1	第1期計画改訂版の計画体系と進捗状況の検証	7
(1)	第1期計画改訂版の計画体系	7
(2)	第1期計画改訂版の進捗状況	8
2	本市を取り巻く状況の変化	11
(1)	本市の将来推計人口	11
(2)	本市を取り巻く課題	11
3	本市のスポーツ推進に関する現状と課題	13
(1)	スポーツを「する」	13
(2)	スポーツを「みる」	17
(3)	スポーツを「ささえる」	20
(4)	新型コロナウイルス感染症の影響	22
(5)	課題のまとめ	26
4	今後のスポーツ推進における取組の方向性	27

第3章 本計画の基本的な考え方

1	基本理念	28
2	基本目標	29
3	基本方針	30
4	成果指標	31
(1)	成果指標の考え方	31
(2)	基本目標の成果指標	32
(3)	本計画の進行管理における成果指標の取扱いについて	32

第4章 第1次実施計画

1	実施計画の趣旨	33
2	第1次実施計画の計画期間	33
3	基本方針及び基本施策	33
4	成果指標	34
5	第1次実施計画の体系	37
6	基本方針に基づく取組	38
	基本方針1 誰もが気軽にスポーツに親しむことができるまち	38
	（1）スポーツを「する」機会の充実	39
	（2）スポーツを「みる」機会の創出	41
	（3）身近なスポーツ環境の充実	42
	（4）スポーツ関係団体との連携・支援	45
	（5）スポーツ関連情報の提供	46
	（6）スポーツの安全確保	47
	基本方針2 生涯にわたってスポーツを元気に楽しみ、自分らしく暮らせるまち	48
	（1）乳幼児期の運動遊びの推進	49
	（2）子どものスポーツの推進と体力向上に向けた取組	50
	（3）成人のスポーツの推進と運動による健康づくり	53
	（4）高齢者のスポーツの推進と運動による健康づくり	54
	（5）パラスポーツの推進	55
	基本方針3 地域の多様なスポーツをささえあい、交流が深まるまち	57
	（1）スポーツを「ささえる」人材の育成	58
	（2）総合型地域スポーツクラブの充実	59
	（3）地域の特性を踏まえたスポーツの推進	60
	（4）運動の習慣づけの促進	62
	基本方針4 スポーツに挑戦する喜びがあるまち	64
	（1）次世代アスリートの強化・育成	65
	（2）指導力の向上	66
	（3）各種スポーツ大会の開催・参加	67
	基本方針5 スポーツを通して川崎の魅力・活力が感じられるまち	68
	（1）ホームタウンスポーツの推進	69
	（2）スポーツを通じた本市の魅力発信	71
	（3）スポーツによる地域の活性化	72
	（4）アメリカンフットボールを活かしたまちづくり	73

第5章 計画の推進

1	計画の改定に向けた取組	74
2	計画の推進体制と評価・検証	75

参考資料

1	本計画策定の経過	76
2	スポーツ基本法	77
3	川崎市スポーツ推進審議会条例	85
4	川崎市スポーツ推進審議会条例施行規則	86
5	「運動・スポーツに関するアンケート調査」単純集計結果	87
6	市内の公共等スポーツ施設分布図	105

第1章 第2期川崎市スポーツ推進計画の策定にあたって

1 第2期川崎市スポーツ推進計画策定の経過と趣旨

(1) スポーツ基本法の制定

国は、平成23(2011)年に、スポーツ振興法(昭和36(1961)年制定)を50年ぶりに改正し、スポーツ基本法が制定されました。

スポーツ基本法では、スポーツを取り巻く現代的課題を踏まえ、スポーツに関する基本理念を定め、国や地方公共団体は基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を策定し、実施する責務を有すること、スポーツ団体は基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進、安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めることなどが定められるとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項が規定されています。また、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされ、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等、国民生活において多面にわたる役割を担うとされています。

(2) 国のスポーツ基本計画の策定

ア スポーツ基本計画(第1期)の策定

スポーツ基本法第9条の規定に基づき、国では、平成24(2012)年に、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「スポーツ基本計画」が策定されました。

スポーツ基本計画では、平成24(2012)年度から「今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針」と、「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」が示されました。このうち、「今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針」では、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題として、次の7つの課題ごとに政策目標を設定し、スポーツの推進に取り組み、スポーツ立国の実現を目指すこととされました。

[図表 1-1-1] スポーツ基本計画(第1期)における7つの政策課題

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 子どものスポーツ機会の充実② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上⑦ スポーツ界の好循環の創出 |
|---|

イ スポーツ庁の創設と第2期スポーツ基本計画の策定

平成27(2015)年10月には、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じ「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができるスポーツ立国の実現を最大の使命として、スポーツ庁が文部科学省の外局として発足しました。

また、平成29(2017)年には、スポーツ基本計画の期間満了に伴い、平成29(2017)年度から平成33(2021)年度までの5年間の計画期間とする「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。

第2期スポーツ基本計画では、「中長期的なスポーツ政策の基本方針」と「今後5年間に総合的かつ

つ計画的に取り組む施策」が定められました。

[図表 1-1-2] 第2期スポーツ基本計画の概要

中長期的なスポーツ政策の基本方針	<p>～スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツで「人生」が変わる！ 2 スポーツで「社会」を変える！ 3 スポーツで「世界」とつながる！ 4 スポーツで「未来」を創る！
今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実 2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現 3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備 4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

(3) 神奈川県スポーツ推進計画の策定

県では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京 2020 大会」という。）への機運を一過性のものとせず、神奈川県全体で確実にスポーツの推進を図り、誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる地域社会を実現していくため、「神奈川県スポーツ推進条例（平成 29（2017）年制定）」に基づき、県が各市町村やスポーツ関係団体などと連携・協働しながらスポーツを推進するよう、総合的かつ計画的に取り組む施策を示した「神奈川県スポーツ推進計画」を平成 29（2017）年に策定しました。

[図表 1-1-3] 神奈川県スポーツ推進計画の概要

計画期間	<p>平成 29(2017)年～平成 37(2025)年度</p> <p>※「当面取り組む施策」は平成 32(2020)年度までとしていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、令和4(2022)年度まで延長されました。</p>
基本理念	<p>スポーツのあるまち・くらしづくり</p> <p>県民一人ひとりが、それぞれの興味・関心、目的、体力や年齢、技能に応じて、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも運動・スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。</p>
基本目標	<p>誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現</p>
スポーツ推進の施策・事業体系	<p>視点1：誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動の推進</p> <p>視点2：スポーツ活動を拓げる環境づくりの推進</p> <p>視点3：オリンピック・パラリンピックなどを盛り上げていく取り組み</p>

(4) 川崎市スポーツ推進計画の策定

ア 川崎市スポーツ推進計画（第1期）の策定

本市では、平成 24（2012）年 9 月に、平成 24（2012）年度から平成 33（2021）年度までの 10 年間の計画期間とする「川崎市スポーツ推進計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定しました。

第1期計画では、それまで、市の関係各部署がそれぞれの視点や目的で推進してきた「スポーツのまち」に具体像を提示するとともに、本市の様々なスポーツ関連事業について、行政と地域全体が一丸となり、誰もがスポーツに参加し、スポーツの楽しさを味わうことができる「スポーツのまち・かわさき」を形成する一事業として総合的・体系的に位置づけ、計画策定後は市全体の関係各部署が一体となり、スポーツのまちの推進に取り組んできました。

イ 川崎市スポーツ推進計画（第1期）の改訂

平成30（2018）年3月には、第1期計画の改訂を行いました（以下、改訂後の第1期計画を「第1期計画改訂版」という。）。

第1期計画の策定以降、東京2020大会の開催決定や、国における障害者スポーツに関する事業の厚生労働省から文部科学省への移管のほか、上記（2）で記載したとおり、スポーツ庁の創設や「第2期スポーツ基本計画」の策定など、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しました。

また、本市においても、平成28（2016）年3月に、最上位計画である「川崎市総合計画」を策定するとともに、東京2020大会をダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（様々な人が自分らしく社会の中に混ざり合えること）の象徴と捉え、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指した「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」を策定しました。スポーツ施策についても、障害の有無に関わらず、誰もが日常的にスポーツに親しめる環境づくりを進めるため、平成29（2017）年度から、障害者スポーツの所管を福祉部門からスポーツ担当部門に移管し、スポーツ施策を総合的・一元的に推進することとしました。（※「障害者スポーツ」の用語表記については下部を参照）

こうした社会情勢の変化に適切に対応し、より効率的・効果的にスポーツのまちの推進を図るため、第1期計画の改訂を行いました。第1期計画改訂版の計画期間は平成30（2018）年度から平成33（2021）年度までの4年間となっています。

※「障害者スポーツ」と「パラスポーツ」の用語表記について

わが国の障害者スポーツの統括団体である公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（JPSA、現・公益財団法人日本パラスポーツ協会）は、令和3（2021）年3月に公表した「2030年ビジョン」で、それまで使用していた「障がい者スポーツ」という用語を、「パラスポーツ」（もう一つのスポーツ）に置き換えて使用することとしました。日本障がい者スポーツ協会では、その理由を以下のとおり説明しています。

…これは、「パラスポーツ」という言葉の一般化の進展に加えて、「一般に行われているスポーツをベースに障がいの種類や程度に応じてルールや用具を工夫しているスポーツ+障がいのある人のために考案されたスポーツ」という障がい者スポーツの特徴や、「障がいのある人もない人も共に実践して楽しめるスポーツとして発展していく可能性を秘めているスポーツ」という障がい者スポーツの将来性等について、「パラスポーツ」という表現を通じてこれまで以上に理解・浸透を図っていくことを目指したものである。

（JPSA「2030年ビジョン」より抜粋）

こうした考え方は、「障害などの有無にかかわらず誰もがスポーツ・運動に親しんでいるまち」の形成を目指している本市にも当てはまるものであることから、今後の本市のスポーツ施策においては「パラスポーツ」の用語を積極的に用いることとします。

なお、本文中では、「川崎市障害者スポーツ協会」や「川崎市障害者スポーツ大会」などの固有名詞や、「障害者スポーツデー」などの現在実施している事業名称、過去の経過に関する記述などについては「障害者スポーツ」の用語を用いています。

（5）第2期川崎市スポーツ推進計画策定の趣旨

第1期計画改訂版の策定以降、新型コロナウイルス感染症による影響や、令和元年東日本台風などの大規模自然災害の発生、脱炭素化やデジタル化に向けた取組の急速な進展など、本市を取り巻く環境は急激に変化しました。とりわけ、新型コロナウイルス感染症の影響は社会・経済の多方面に及んでおり、スポーツ分野においても、東京2020大会が令和2（2020）年から令和3（2021）年に1年延期され開催されたほか、本市のスポーツ関連イベントの多くが中止や延期、規模縮小を余儀なくされるなど、大きな影響を受けています。

こうした中で、第1期計画改訂版の計画期間終了を迎えるにあたり、本市を取り巻く社会状況の変

化や本市のスポーツ施策に関する現状及び課題を踏まえて、スポーツ活動の推進に加えて、スポーツを通じたまちづくりとして、健康長寿社会や共生社会の実現、人や地域の交流促進などの「スポーツのまち・かわさき」に向けた取組を引き続き効率的・効果的に推進するため、川崎市スポーツ推進計画を改定し、「第2期川崎市スポーツ推進計画」（以下、「本計画」という。）として策定します。

2 本計画について

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条に規定する「地方公共団体が定めるスポーツの推進に関する計画」として、スポーツ基本法の理念に則り、国のスポーツ政策の基本的方向を示す指針である「第2期スポーツ基本計画」を参酌(※)して策定するものです。(※「参酌」とは、他のものを参考にして、長所を取り入れること)

また、本計画は、本市においてスポーツを推進していくための分野別計画の1つとして、川崎市政の基本方針である「川崎市総合計画」をはじめ、関連する分野別計画等との整合を図っています。

(2) 本計画の計画期間

本計画の計画期間は、令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とします。

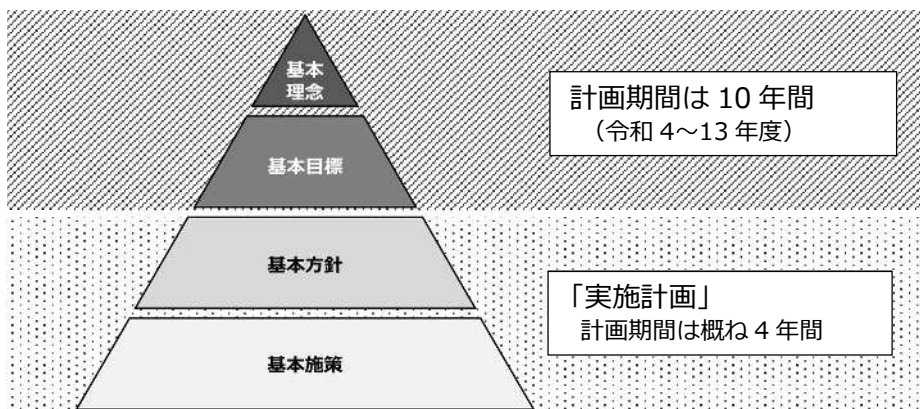
第3章で後述するとおり、本計画の策定にあたり、スポーツ基本法におけるスポーツの意義や目的、本市におけるこれまでのスポーツ推進の方針などを再確認した上で、本市のスポーツ推進に関する基本的な考え方や、本計画における施策及び評価のあり方を整理しました。

その中で、本市のスポーツ推進に関する基本的なあり方や意義・目的として定める「基本理念」については、第1期計画改訂版から継続することとし、基本理念の実現に向けた、計画上の各施策の推進における基本的な目標として定める「基本目標」については、第1期計画の策定以前から取り組んできた「スポーツのまち・かわさき」の推進を取り入れたものに決めました。こうした、本計画の基本となる考え方については、今後、中長期的に大きく変わるものではありません。

一方で、本計画で目指す「スポーツのまち・かわさき」の具体像として、今後のスポーツ推進において必要となる具体的な取組を位置づけている「基本方針」や、基本方針の下に位置づける個別のスポーツ関連事業については、事業の進捗状況や本市のスポーツ推進における現状及び課題の分析等を踏まえて、一定期間で見直しを行う必要があります。また、本計画の進捗管理を着実にを行うために設定する「成果指標」についても、本市の総合計画との整合を図る必要があることから、総合計画実施計画の計画期間に合わせたものとする必要があります。

以上のことを踏まえて、本計画の計画期間については10年間とした上で、10年間の計画期間全体を通じて実現を目指すものを本計画の基本理念及び基本目標として掲げながら、具体的な取組内容は、基本方針、基本施策の階層で体系的に整理することとします。そして、基本方針及び基本施策については、概ね4年ごとに見直しを行う「実施計画」とすることで、新しい課題や状況の変化に、より柔軟に対応できるような政策体系とします。

[図表 1-2-1] 本計画の計画期間のイメージ



(3) 本計画における「スポーツ」

スポーツについて、スポーツ基本法の前文では「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために、個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と示しています。また、国の「第2期スポーツ基本計画」では、スポーツとは「身体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足をもたらすもの」と定義されています。

これを踏まえて、本計画における「スポーツ」には、陸上競技や球技、武道など競技性の高いものだけでなく、学校における体育活動や、健康づくりや介護予防などのために行うウォーキングや体操などの軽い運動、遊びの要素を取り入れるなど楽しみながら体を動かすレクリエーション活動、通勤・通学時の徒歩や自転車利用、階段昇降といった日常生活で意識的に行う身体活動なども含むものとします。

さらに、本市では「若者文化の発信によるまちづくりに向けた環境整備等に関する基本計画」において、いわゆるストリートカルチャーであるスケートボードやブレイキンなど9つのコンテンツを位置づけていますが、これらについてはカルチャーであると同時に、一部は五輪種目にも採用されるなど、前述のスポーツ基本法における「個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」にも当てはまることから、本計画における「スポーツ」に含むものとします。

なお、近年の動向として、デジタル技術の活用など既成の概念にとらわれない、新たな形態の活動が生まれてきています。これらの活動については、国などにおいて様々な観点から議論がされているところであることから、現時点では、本計画における「スポーツ」としては取り扱いませんが、誰もが気軽にスポーツに親しむなどのきっかけづくり等の観点から、今後も、その動向について注視していきます。

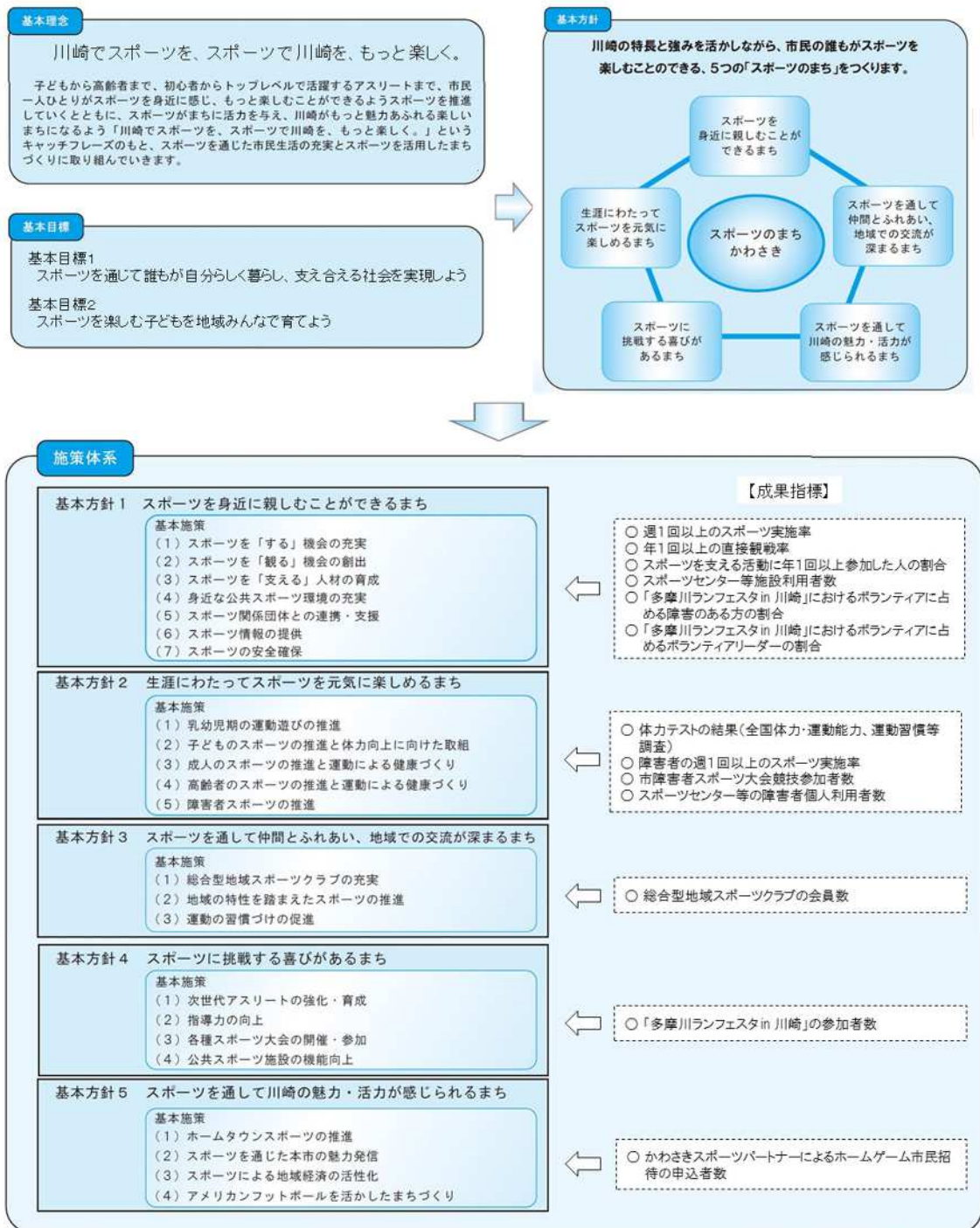
第2章 スポーツ推進における現状と課題

1 第1期計画改訂版の計画体系と進捗状況の検証

(1) 第1期計画改訂版の計画体系

第1期計画改訂版では、基本理念「川崎でスポーツを、スポーツで川崎を、もっと楽しく。」のもと、基本理念の実現に向けた2つの基本目標と、今後の「スポーツのまち・かわさき」として目指す姿や今後の方向性として5つの基本方針を定め、基本方針の下にそれぞれのスポーツ関連施策を位置づけました。また、計画の着実な進行管理を行うため、成果指標を基本方針ごとに設定しました。

【図表 2-1-1】 第1期計画改訂版の体系図



(2) 第1期計画改訂版の進捗状況

ア 基本目標に関する取組の状況

第1期計画改訂版では、基本理念「川崎でスポーツを、スポーツで川崎を、もっと楽しく。」の実現に向けた2つの基本目標を設けました。

それぞれの基本目標に関する主な取組は以下のとおりとなっています。

[図表 2-1-2] 第1期計画改訂版における基本目標ごとの主な取組

基本目標	主な取組
1 スポーツを通じて誰もが自分らしく暮らし、支え合える社会を実現しよう	障害者スポーツの振興・普及促進(市障害者スポーツ大会、スポーツセンター等での障害者スポーツデー、小中学校での体験講座)、障害者スポーツ指導員の育成支援、「ポッチャ」の普及促進、全国規模の障害者スポーツ大会の開催支援、多摩川マラソンにおける障害がある方の推薦枠設置、スポーツセンター等のバリアフリー化 など
2 スポーツを楽しむ子どもを地域みんなで育てよう	スポーツフェスタ等のスポーツ体験イベント、スポーツセンターや総合型地域スポーツクラブでの子ども向けスポーツ教室、地区単位でのスポーツ大会、学校における取組(小学校地区別運動会、小学校キラキラタイム、中学校総合体育大会)、かわさきスポーツパートナーと連携した取組(ふれあいスポーツ教室、ホームゲーム市民招待) など

イ 基本方針に関する取組の状況

第1期計画改訂版では、「スポーツのまち・かわさき」として目指す姿や今後の方向性を、5つの基本方針として定め、個別のスポーツ関連事業をスポーツのまちの具現化に向けた事業として捉え、基本方針の下に基本施策として総合的・体系的に位置づけ、効率的・効果的に取組を推進することとしました。基本方針及び基本施策ごとの主な取組の例は以下の表のとおりとなっています。

[図表 2-1-3] 第1期計画改訂版における基本方針ごとの主な取組

基本方針	基本施策	主な取組の例
1 スポーツを身近に親しむことができるまち	(1) スポーツを「する」機会の充実	「体育の日」記念事業、市民体育大会、川崎国際多摩川マラソン
	(2) スポーツを「観る」機会の創出	「かわさきスポーツパートナー」のホームゲーム招待
	(3) スポーツを「支える」人材の育成	競技指導者等の育成支援、スポーツ推進委員の資質向上
	(4) 身近な公共スポーツ環境の充実	拠点公園・緑地(富士見公園、等々力緑地、多摩川緑地等)の再編整備、既存の施設・市有地の有効活用
	(5) スポーツ関係団体との連携・支援	(公財)川崎市スポーツ協会・川崎市障害者スポーツ協会、川崎市レクリエーション連盟等との連携・活動支援
	(6) スポーツ情報の提供	スポーツセンターニュースの発行
2 生涯にわたってスポーツを元気に楽しめるまち	(1) 乳幼児期の運動遊びの推進	幼児向けスポーツ教室、親子スポーツ教室
	(2) 子どものスポーツの推進と体力向上に向けた取組	新体カテットの活用、小学校キラキラタイム、フラッグフットボールの普及・交流大会、ジュニアスポーツ教室、ふれあいスポーツ教室
	(3) 成人のスポーツの推進と運動による健康づくり	夜間スポーツ教室、軽スポーツ・ニュースポーツ教室、健康づくり教室
	(4) 高齢者のスポーツの推進と運動による健康づくり	シニアスポーツ教室、市老人スポーツ大会、ねんりんピック(全国健康福祉祭)への派遣、介護予防かわさき体操
	(5) 障害者スポーツの推進	パラスポーツやってみるキャラバン、障害者スポーツデー、市障害者スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣

基本方針	基本施策	主な取組の例
3 スポーツを通して仲間とふれあい、地域での交流が深まるまち	(1)総合型地域スポーツクラブの充実	設立準備会の発足、設立支援、クラブ間のネットワークの形成
	(2)地域の特性を踏まえたスポーツの推進	各区で実施するスポーツ事業(例:パワフルかわさき区民綱引き大会、幸区リレーカーニバル)、多様な主体と連携した取組(例:川崎フロンターレ中原アシストクラブ、高津区地域連携スポーツ事業)
	(3)運動の習慣づけの促進	体操の普及(例:宮前区ストレッチ体操～風の中で～)、ウォーキングの推進(例:多摩区ふれあいウォーキング、あさお体験ウォーク)
4 スポーツに挑戦する喜びがあるまち	(1)次世代アスリートの強化・育成	次世代アスリートの強化・育成支援
	(2)指導力の向上	スポーツ指導者の派遣、競技指導者等の育成支援
	(3)各種スポーツ大会の開催・参加	市民体育大会、市障害者スポーツ大会、国際大会・国民体育大会や、中学生・高校生の大規模大会への出場奨励
	(4)公共スポーツ施設の機能向上	川崎マリエンJOC認定バレーボール競技強化センター(※現・NTC競技別強化拠点)、等々力硬式野球場の再整備
5 スポーツを通して川崎の魅力・活力が感じられるまち	(1)ホームタウンスポーツの推進	ふれあいスポーツ教室、川崎フロンターレや川崎プレイブサンダースが行う地域密着活動の支援
	(2)スポーツを通じた本市の魅力発信	英国代表チームの事前キャンプ受入れ、ポスターなど各種啓発事業への協力、読書のまち・かわさき事業
	(3)スポーツによる地域経済の活性化	イベント広場「フロンパーク」の開催支援、Buyかわさきキャンペーンとの連携
	(4)アメリカンフットボールを活かしたまちづくり	富士通スタジアム川崎(川崎富士見球技場)を活用した取組、アメリカンフットボール公式戦への市民招待、フラッグフットボールの普及・交流大会

ウ 基本方針における成果指標の状況

第1期計画改訂版では、5つの基本方針に全部で13の成果指標を設けました。

策定時に設定した令和3(2021)年度の目標値と、平成30(2018)年度～令和2(2020)年度の実績値を比較したところ、13指標のうち9つの指標で、実績値が目標値を上回る年度がありました。

[図表 2-1-4] 第1期計画改訂版における基本方針ごとの成果指標の状況

基本方針	指標名	計画策定時	実績値			目標値(R3)	達成状況
			H30	R1	R2		
1	週1回以上のスポーツ実施率	40.6% (H29)	—	40.5%	50.4%	42.5% 以上	○
	年1回以上のスポーツ直接観戦率	26.1% (H29)	—	32.5%	23.4%	33.0% 以上	×
	スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合	3.5% (H29)	—	6.7%	6.1%	8.0% 以上	×
	スポーツセンター等施設利用者数	259.9万人 (H28)	321.8万人	294.4万人	123.9万人	276万人 以上	△
	「多摩川ランフェスタ in 川崎」におけるボランティアに占める障害のある方の割合	5.7% (H28)	7.7%	(中止のため データなし)	(中止のため データなし)	6.2% 以上	○
	「多摩川ランフェスタ in 川崎」におけるボランティアに占めるボランティアリーダーの割合	8.6% (H28)	10.0%	(中止のため データなし)	(中止のため データなし)	10.0% 以上	○

基本方針	指標名	計画策定時	実績値			目標値(R3)	達成状況	
			H30	R1	R2			
2	体力テストの結果(全国体力・運動能力、運動習慣等調査) ※神奈川県を100とした際の本市の割合	小5男	100.0 (H28)	99.1	<u>100.0</u>	(中止のためデータなし)	101以上	×
		小5女	100.2 (H28)	99.1	<u>100.0</u>	(中止のためデータなし)	101以上	
		中2男	93.1 (H28)	93.5	<u>94.6</u>	(中止のためデータなし)	100以上	
		中2女	95.3 (H28)	96.3	<u>96.5</u>	(中止のためデータなし)	100以上	
	障害者の週1回以上のスポーツ実施率	27.3% (H27)	—	<u>32.0%</u>	—	28.3%	○	
	市障害者スポーツ大会競技参加者数	402人 (H28)	366人	<u>422人</u>	(中止のためデータなし)	415人以上	○	
	スポーツセンター等の障害者個人利用者数	22,488人 (H28)	28,215人	24,903人	<u>10,266人</u>	23,600人以上	△	
3	総合型地域スポーツクラブの会員数	4,800人 (H28)	5,382人	5,310人	<u>3,945人</u>	5,250人	△	
4	「多摩川ランフェスタ in 川崎」の参加者数	12,447人 (H28)	<u>12,602人</u>	(中止のためデータなし)	(中止のためデータなし)	13,000人以上	×	
5	かわさきスポーツパートナーによるホームゲーム市民招待の申込者数	3,114人 (H24~H28の平均)	4,115人 (H26~H30の平均)	4,687人 (H27~R1の平均)	<u>3,996人</u> (H28~R2の平均)	3,301人以上 (H30~R3の平均)	○	

(注1) イベント等を中止したため実績値がないもの等を除いた直近の実績値を「下線・太字」で表し、アンケート調査の実施周期の関係で実績値がないものは「—」で表している

(注2) 「達成状況」欄の記号の意味は以下のとおり

○：直近の実績値が目標値を上回っているもの

△：直近の実績値は目標値を下回っているが、以前に目標値を上回ったことがあるもの

×：目標値を上回ったことがないもの

エ 第1期計画改訂版の進捗状況

基本方針に位置づけた各取組の取組状況については、庁内のスポーツ関連事業の所管部署で構成する「川崎市スポーツ推進計画庁内推進委員会」において、毎年度、各取組の目的や予定に沿って実施されていることを確認しています。

また、上記「ウ」で記載したとおり、基本方針に設定した成果指標については、13指標のうち9指標で実績値が目標値を上回る年度がありました。

第1期計画改訂版に基づく施策や取組の状況については、本市の附属機関であり、市民公募委員や学識経験者、各専門分野の委員から構成する「川崎市スポーツ推進審議会」に報告し、第1期計画改訂版については、これまでのところ概ね順調に進捗していることを確認いただきました。

しかし、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」の状況を表す「週1回以上のスポーツ実施率」、「年1回以上のスポーツ直接観戦率」、「スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合」の3つの指標のうち、「週1回以上のスポーツ実施率」は目標値を上回ったものの、「年1回以上のスポーツ直接観戦率」、「スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合」は目標値を下回っていることから、引き続き、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」機会を充実させていくことが必要です。

2 本市を取り巻く状況の変化

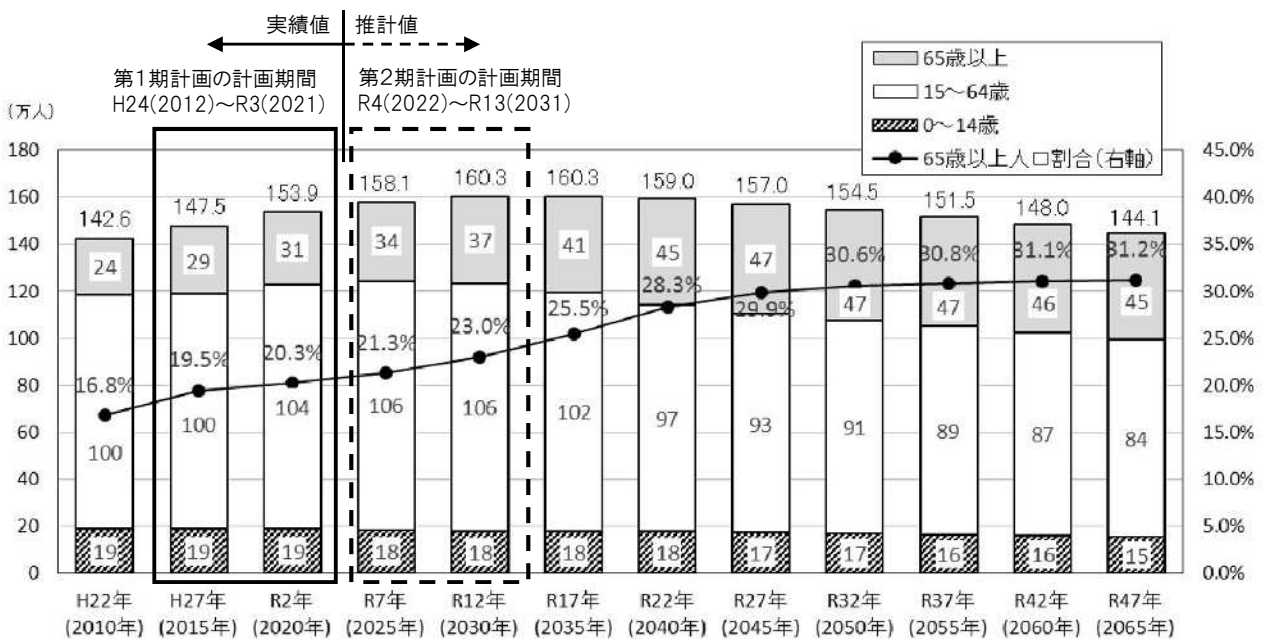
(1) 本市の将来推計人口

本市が令和4(2022)年2月に公表した「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計(令和2年国勢調査結果等の公表を踏まえた更新)」では、推計期間である令和47(2065)年までの間に、本市の総人口及び年齢3区分別人口は以下のとおり推移すると想定されています。

[図表 2-2-1] 年齢区分別の推計結果

区分	推計結果
総人口	駅周辺を中心とした拠点開発の進捗と周辺地域への波及効果により、本市の人口は、引き続き、当面増加傾向を示すことが想定され、令和12(2030)年頃に約160.3万人となりピークを迎え、以降、自然減が社会増を上回るかたちで人口減少への転換が想定される。
年少人口 (0～14歳の人口)	令和2(2020)年頃の約19.0万人をピークとして、今後減少過程に移行すると想定される。
生産年齢人口 (15～64歳の人口)	令和7(2025)年頃まで増加を続け、約106.0万人をピークとしてその後減少過程に移行すると想定される。
老年人口 (65歳以上の人口)	当面増加を続け、令和7(2025)年頃までの間に65歳以上の人口割合が21%を超え、超高齢社会が到来すると想定される。ピークは令和32(2050)年頃の約47.5%と想定される。

[図表 2-2-2] 年齢3区分別人口の推計結果



(注1) 「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計(令和2年国勢調査結果等の公表を踏まえた更新)」(令和4年2月)を基に市民文化局作成。

(注2) 平成22(2010)年の実績値は、「新たな総合計画の策定に向けた将来人口推計」(平成26年8月)による。

(2) 本市を取り巻く課題

「川崎市総合計画 第3期実施計画」(案)では、第3期実施計画の策定にあたっての基本認識として「本市を取り巻く急激な環境変化」と「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」を以下のとおり整理しています。

[図表 2-2-3] 「本市を取り巻く急激な環境変化」と「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」

本市を取り巻く急激な環境変化	将来を見据えて乗り越えなければならない課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響 ○ 大規模自然災害の発生 ○ 脱炭素社会の実現に向けた取組の進展 ○ 社会のデジタル化の進展 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少子高齢化の更なる進展、人口減少への転換、生産年齢人口の減少 ○ 高齢者を取り巻く環境の変化 ○ 子ども・若者を取り巻く環境の変化 ○ 一人ひとりが尊重され、能力を発揮できる環境づくり ○ 気候変動の影響 ○ 災害対策の強化 ○ 都市インフラの老朽化と有効活用 ○ 産業経済を取り巻く環境変化 ○ 市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみの強化 ○ 労働環境の改善と生産性向上の一体的な実現に向けた「働き方改革」の推進

このうち、「本市を取り巻く急激な環境変化」である「新型コロナウイルス感染症の影響」及び「大規模自然災害の発生」については、令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症の影響により多くのスポーツ関連事業が中止や規模縮小を余儀なくされるなど、スポーツ分野にも大きな影響を及ぼしており、特に、新型コロナウイルス感染症の影響はスポーツ施策全般に及んでいるものと考えられます。

また、令和2（2020）年度に実施した市民アンケートで、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」に関する実施状況について、コロナ禍前・後の状況を調査したところ、いずれの指標もコロナ禍後の値はコロナ禍前の値から低下し、中でも、年1回以上の直接観戦率はコロナ禍前から大きく低下しました。

[図表 2-2-4] スポーツ実施率等のコロナ禍前後の変化

指標名	計画策定時	市民アンケート（R2実施）		目標値（R3）
		コロナ禍前	コロナ禍後	
週1回以上のスポーツ実施率	40.6%	50.4%	⇨ 44.2%	42.5% 以上
年1回以上のスポーツ直接観戦率	26.1%	23.4%	⇨ 6.1%	33.0% 以上
スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合	3.5%	6.1%	⇨ 3.5%	8.0% 以上

(注1) 市民アンケートは令和2(2020)年11月25日～12月28日に実施
 (注2) 市民アンケートでの「コロナ禍前」、「コロナ禍後」の期間は以下のとおり
 ・「コロナ禍前」: 令和元(2019)年3月～令和2(2020)年2月の1年間
 ・「コロナ禍後」: 令和2(2020)年3月～現在(アンケート実施時)

3 本市のスポーツ推進に関する現状と課題

令和2（2020）年度に実施した市民アンケートの結果などから、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」の各分野に関する現状と課題の分析を行いました。また、新型コロナウイルス感染症による影響についての分析結果についても併せて掲載します。

（1）スポーツを「する」

■ 若年層やビジネスパーソンへのスポーツ実施率が低い傾向にあります

週1回以上のスポーツ実施率をみると、全体では50.4%で、平成29（2017）年度に実施した前回調査の40.6%から上昇しています。

しかし、年代別や職業別にみると、20歳代から30歳代の若い世代の人や、「正社員・正職員」などのビジネスパーソンは、全体平均よりも実施率が低くなっています。

一方で、スポーツ実施頻度への満足度については、若い世代の人やビジネスパーソンで現在の実施頻度よりも「もっとやりたい」と思っている人の割合が、全体平均よりも高くなっています。

[図表 2-3-1] スポーツの実施頻度

	（%）		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
週に5日以上	8.7	15.9	9.6
週に3日～4日	16.8		
週に1～2日	24.8	24.7	0.1
月に1～3日	14.0	19.3	△ 5.3
3か月に1～2日	6.9	9.7	△ 2.8
年に1～3日	6.7	8.7	△ 2.0
まったくしていない	19.5	18.9	0.6
無回答	2.6	2.7	△ 0.1

<週1回以上のスポーツ実施率>

（%）		
今回	前回	増減
50.4	40.6	9.8

※前回の調査では「週3日以上」としていた選択肢を、今回は「週に3～4日」「週に5日以上」の2つに分割した。

[図表 2-3-2]

スポーツの実施頻度（年齢別）

	全体 （人）	週に 1日以上
全体	1,473	50.4%
20歳未満	21	76.2%
20～29歳	143	35.0%
30～39歳	235	41.3%
40～49歳	286	51.7%
50～59歳	291	49.8%
60～69歳	216	57.4%
70歳以上	272	58.5%

[図表 2-3-3] スポーツの実施頻度に対する満足度（年齢別）

	全体 （人）	満足してい る	もっとやりた いと思う	どちらともい えない	わからない	無回答
全体	1,473	16.7%	52.6%	18.5%	7.7%	4.5%
20歳未満	21	9.5%	61.9%	23.8%	0.0%	4.8%
20～29歳	143	18.2%	57.3%	17.5%	5.6%	1.4%
30～39歳	235	11.9%	65.5%	14.9%	4.7%	3.0%
40～49歳	286	12.9%	63.6%	13.6%	5.2%	4.5%
50～59歳	291	13.1%	58.8%	16.8%	8.2%	3.1%
60～69歳	216	20.4%	46.3%	22.2%	6.0%	5.1%
70歳以上	272	26.1%	25.7%	25.7%	14.3%	8.1%

[図表 2-3-4]

スポーツの実施頻度(職業別)

	全体 (人)	週に 1日以上
全体	1,473	50.4%
自営業主	81	49.4%
自営業の手伝い(家族従業者)	26	26.9%
会社などの経営者・役員	41	51.2%
正社員・正職員	572	45.3%
パート・アルバイト・嘱託職員・派遣社員(正社員・正職員以外)	249	52.2%
主婦・主夫(家事専業)	191	55.5%
学生	52	55.8%
無職(収入が年金のみの方を含む)	233	57.1%
その他	18	66.7%

[図表 2-3-5] スポーツの実施頻度に対する満足度(職業別)

	全体 (人)	満足している	もっとやりたいと思う	どちらともいえない	わからない	無回答
全体	1,473	16.7%	52.6%	18.5%	7.7%	4.5%
自営業主	81	16.0%	48.1%	23.5%	4.9%	7.4%
自営業の手伝い(家族従業者)	26	30.8%	34.6%	15.4%	19.2%	0.0%
会社などの経営者・役員	41	19.5%	56.1%	12.2%	2.4%	9.8%
正社員・正職員	572	12.9%	65.9%	13.1%	4.9%	3.1%
パート・アルバイト・嘱託職員・派遣社員(正社員・正職員以外)	249	12.9%	55.4%	20.1%	7.6%	4.0%
主婦・主夫(家事専業)	191	18.3%	41.9%	24.1%	8.4%	7.3%
学生	52	19.2%	55.8%	19.2%	3.8%	1.9%
無職(収入が年金のみの方を含む)	233	25.3%	28.3%	26.2%	14.6%	5.6%
その他	18	33.3%	50.0%	5.6%	11.1%	0.0%

また、スポーツを「まったくしていない」と回答した人にその理由を尋ねた質問では、20歳代の方は、「趣味など、他にしたいことがあったから」と「運動・スポーツをするのがめんどくさかったから」が最も多く、30歳代の方は「仕事・家事・育児・介護などが忙しくて時間がなかったから」が最も多くなっています。

[図表 2-3-6] スポーツをしなかった理由(年齢別)

	全体 (人)	仕事・家事・育児・介護などが忙しくて時間がなかったから	病気、体力、年齢など、からだの問題で運動・スポーツができなかったから	運動・スポーツをするのがめんどくさかったから	運動・スポーツをすること自体が好きではないから	仕事・家事・育児・介護や心配事などで、身体的あるいは精神的に疲れていたから	趣味など、他にしたいことがあったから	運動・スポーツをする友人・仲間(相手)がいなかったから	お金がかかるから	運動・スポーツをする場所がなかったから	運動・スポーツをする必要性を感じなかったから	その他
全体	429	32.2%	15.4%	14.5%	12.1%	10.5%	10.5%	10.0%	8.6%	6.3%	6.3%	3.0%
20歳未満	2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20～29歳	46	21.7%	2.2%	23.9%	17.4%	13.0%	23.9%	15.2%	2.2%	10.9%	10.9%	2.2%
30～39歳	68	41.2%	4.4%	17.6%	13.2%	7.4%	11.8%	10.3%	10.3%	10.3%	7.4%	4.4%
40～49歳	69	49.3%	7.2%	18.8%	17.4%	14.5%	8.7%	8.7%	18.8%	2.9%	5.8%	1.4%
50～59歳	98	30.6%	11.2%	12.2%	9.2%	10.2%	10.2%	10.2%	6.1%	5.1%	5.1%	6.1%
60～69歳	59	32.2%	18.6%	13.6%	8.5%	11.9%	6.8%	11.9%	10.2%	10.2%	3.4%	1.7%
70歳以上	83	19.3%	42.2%	7.2%	10.8%	7.2%	7.2%	7.2%	4.8%	1.2%	6.0%	1.2%

※複数回答、無回答=128

■ パラスポーツを体験した人の割合は低い水準で推移しています

過去1年間にパラスポーツを市内・市外で行った（体験した）人は約1%で前回調査と同様に低い割合となっています。また、「興味があるが行っていない（体験していない）」人も12.3%と、前回調査とほぼ同じ水準となっています。

[図表 2-3-7] 過去1年間のパラスポーツの実施実績

	（%）		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
川崎市内で行った(体験した)	1.0	0.3	0.7
川崎市外で行った(体験した)	1.2	1.0	0.2
行っていない(体験していない)	74.6	84.4	△ 9.8
興味があるが行っていない(体験していない)	12.3	9.9	2.4

※複数回答、無回答=172

■ スポーツの実施場所は、身近な範囲が中心となっています

普段のスポーツの実施場所は、多い順に「自分の家や庭」、「近所の空き地や道路」、「民間のスポーツ施設」、「公園・広場」となっており、身近な範囲が中心となっています。

前回調査との比較でも、「自分の家や庭」や「近所の空き地や道路」の割合が増加しています。

[図表 2-3-8] 普段のスポーツの実施場所

	（%）		
	今回 (n=1,173)	前回	増減
自分の家や庭	36.1	25.6	10.5
近所の空き地や道路	33.1	31.0	2.1
民間のスポーツ施設	25.7	29.4	△ 3.7
公園・広場	24.1	24.4	△ 0.3
公共のスポーツ施設	15.6	23.3	△ 7.7
山、川、海など	11.5	13.7	△ 2.2
学校の体育施設	4.4	5.6	△ 1.2
スポーツ施設以外の公共施設(市民館など)	3.7	4.8	△ 1.1
職場の施設	2.7	4.0	△ 1.3
その他	7.1	5.3	1.8

※複数回答、無回答=21

■ 今後の市の取組としては、「活動場所の確保」が最も期待されています

今後の市のスポーツ施策について重要だと思う取組としては、「いつでも、どこでも、だれもがスポーツ活動を気軽に出来るような活動場所の確保」が最も多く、「幼児から高齢者まで各年齢に応じた様々なスポーツ教室や大会の開催」、「運動・スポーツ（する、観る、支えるスポーツなど）の情報提供サービスの充実」と続いており、前回調査とほぼ同様の傾向となっています。

[図表 2-3-9] 今後の市のスポーツ施策について重要だと思う取組

	（％）		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
いつでも、どこでも、だれもがスポーツ活動を気軽に出来るような活動場所の確保	63.7	65.1	△ 1.4
幼児から高齢者まで各年齢に応じた様々なスポーツ教室や大会の開催	26.7	27.7	△ 1.0
運動・スポーツ(する、観る、支えるスポーツなど)の情報提供サービスの充実	25.0	25.3	△ 0.3
日本を代表するような競技力をもつチームや選手の育成	19.9	21.0	△ 1.1
地域の企業などと協力したスポーツ活動の推進	17.9	16.4	1.5
全国的・国際的なハイレベルのスポーツ大会の開催	13.1	13.3	△ 0.2
運動・スポーツに関する医学的・専門的な情報やアドバイスの提供	12.6	11.5	1.1
市のスポーツ資源を活用した産業の活性化	8.0	6.7	1.3
スポーツ活動の指導者の育成、支援	6.9	7.5	△ 0.6
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたまちづくりの推進	6.8	10.7	△ 3.9
スポーツ大会やイベントの開催等を通じた障害者スポーツの推進	6.4	5.8	0.6
各種目の市民のスポーツ団体の育成、支援	4.4	4.7	△ 0.3
その他	3.4	3.2	0.2

※複数回答、無回答=117

■ スポーツ施設の老朽化が進行しています

本市の屋内スポーツ施設であるスポーツセンター等の8施設のうち5施設で竣工から20年以上が経過し、そのうち3施設では30年以上が経過しています。

[図表 2-3-10] 市内スポーツセンター等8施設の竣工時期及び経過年数

施設名	竣工時期	経過年数
石川記念武道館	昭和52(1977)年2月	44年
幸スポーツセンター	昭和60(1985)年6月	35年
麻生スポーツセンター	昭和61(1986)年6月	34年
とどろきアリーナ	平成7(1995)年8月	25年
高津スポーツセンター	平成9(1997)年7月	23年
宮前スポーツセンター	平成18(2006)年4月	14年
多摩スポーツセンター	平成23(2011)年3月	10年
スポーツ・文化総合センター(カルッツかわさき)	平成29(2017)年10月	3年

※経過年数は令和3(2021)年3月末現在

(2) スポーツを「みる」

■ スポーツの観戦率が低下しています。また、若年層の観戦率が低い傾向にあります

年1回以上のスポーツ直接観戦率をみると、全体では23.4%で、平成29(2017)年度に実施した前回調査の26.1%から低下しています。

また、直接観戦した実績のうち、市内での観戦実績を年代別にみると、20～30歳代の人の観戦率は、40～50歳代の人の観戦率よりも低くなっています。

[図表 2-3-11] 過去1年間のスポーツの観戦実績

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
川崎市内の会場で観戦した	11.3	13.0	△ 1.7
川崎市外の会場で観戦した	17.7	17.7	0.0
テレビ・インターネット等で観戦した	68.5	77.4	△ 8.9
機会があれば観戦したいが観戦していない	13.9	5.5	8.4
関心がないため観戦していない	14.7	8.0	6.7
その他	0.5	0.3	0.2
わからない	1.8	1.4	0.4

※複数回答、無回答=61

<直接観戦率>

(%)		
今回	前回	増減
23.4	26.1	△ 2.7

※市内で観戦した人の件数と、市外で観戦した人の件数から、重複(両方で観戦した人)の件数を除いたもの

[図表 2-3-12] 過去1年間のスポーツの観戦実績(年齢別)

	全体 (人)	川崎市内の 会場で観戦 した	川崎市外の 会場で観戦 した	テレビ・イン ターネット等 で観戦した	機会があれ ば観戦した いが観戦し ていない	関心がない ため観戦し ていない	その他	わからない
全体	1,473	11.3%	17.7%	68.5%	13.9%	14.7%	0.5%	1.8%
20歳未満	21	9.5%	9.5%	66.7%	14.3%	19.0%	0.0%	0.0%
20～29歳	143	10.5%	23.1%	54.5%	10.5%	25.9%	0.0%	2.8%
30～39歳	235	11.9%	22.1%	58.7%	13.6%	22.1%	0.9%	1.3%
40～49歳	286	17.5%	18.5%	70.3%	16.1%	12.6%	0.0%	1.4%
50～59歳	291	14.8%	25.4%	77.3%	11.3%	10.7%	0.7%	1.4%
60～69歳	216	6.0%	13.0%	71.8%	16.2%	12.5%	0.9%	2.3%
70歳以上	272	5.9%	7.0%	70.6%	14.7%	9.9%	0.7%	2.2%

※複数回答

■ かわさきスポーツパートナーの認知度は、若年層やチームの拠点から離れている北部地域では全体平均よりも低くなっています

かわさきスポーツパートナー（6チーム）の認知度は、川崎ブレイブサンダースは前回から大きく向上したものの、川崎フロンターレを除く5チームの認知度は50%以下となっています。

また、認知度を年齢別にみると、各チームとも最も認知度が高かったのは40歳代か50歳代で、若い世代では相対的に認知度が低くなっています。区別では、チームの拠点から離れている北部地域（多摩区、麻生区）での認知度は全体平均よりも低くなっています。

[図表 2-3-13] かわさきスポーツパートナー各チームの認知度 (%)

	今回 (n=1,473)	前回	増減
川崎フロンターレ(サッカー)	89.3	87.9	1.4
川崎ブレイブサンダース(男子バスケットボール)	41.2	30.4	10.8
NECレッドロケッツ(女子バレーボール)	18.1	18.2	△ 0.1
富士通フロンティアーズ(アメリカンフットボール)	14.6	15.4	△ 0.8
富士通レッドウェーブ(女子バスケットボール)	8.6	8.9	△ 0.3
東芝ブレイブアレス(野球)	8.1	9.7	△ 1.6
全て知らない	4.7	3.2	1.5

※複数回答、無回答=76

[図表 2-3-14] かわさきスポーツパートナー各チームの認知度(年齢別)

	全体 (人)	川崎フロンターレ(サッカー)	川崎ブレイブサンダース(男子バスケットボール)	NECレッドロケッツ(女子バレーボール)	富士通フロンティアーズ(アメリカンフットボール)	富士通レッドウェーブ(女子バスケットボール)	東芝ブレイブアレス(野球)	全て知らない
全体	1,473	89.3%	41.2%	18.1%	14.6%	8.6%	8.1%	4.7%
20歳未満	21	90.5%	28.6%	9.5%	14.3%	0.0%	9.5%	4.8%
20～29歳	143	86.7%	36.4%	13.3%	11.2%	6.3%	4.9%	7.0%
30～39歳	235	91.1%	48.1%	16.2%	9.4%	5.1%	3.8%	4.3%
40～49歳	286	94.4%	56.3%	26.6%	18.5%	11.5%	8.0%	2.8%
50～59歳	291	93.8%	50.5%	23.0%	22.3%	13.4%	13.7%	3.1%
60～69歳	216	88.0%	30.1%	14.8%	13.0%	8.3%	8.3%	4.6%
70歳以上	272	80.1%	21.7%	11.0%	9.6%	5.1%	7.7%	7.4%

※複数回答

[図表 2-3-15] かわさきスポーツパートナー各チームの認知度(区別)

	全体 (人)	川崎フロンターレ(サッカー)	川崎ブレイブサンダース(男子バスケットボール)	NECレッドロケッツ(女子バレーボール)	富士通フロンティアーズ(アメリカンフットボール)	富士通レッドウェーブ(女子バスケットボール)	東芝ブレイブアレス(野球)	全て知らない
全体	1,473	89.3%	41.2%	18.1%	14.6%	8.6%	8.1%	4.7%
川崎区	219	86.8%	38.4%	15.5%	16.4%	5.0%	7.8%	5.5%
幸区	174	87.9%	48.3%	17.8%	14.4%	9.8%	14.9%	5.2%
中原区	247	92.7%	60.3%	38.5%	25.5%	19.4%	9.3%	3.2%
高津区	203	91.6%	51.7%	18.7%	18.7%	13.3%	11.3%	3.9%
宮前区	224	88.4%	36.2%	10.7%	9.8%	2.2%	4.9%	4.9%
多摩区	210	90.0%	28.6%	10.5%	6.2%	4.8%	5.7%	4.3%
麻生区	187	86.6%	21.4%	10.7%	8.6%	3.7%	4.3%	5.9%

※複数回答

■ パラスポーツの認知度は高まっていますが、観戦した人の割合は低い水準で推移しています

ボッチャや車いすラグビーをはじめ、パラスポーツ各種目の認知度は前回調査から上昇していますが、パラスポーツを市内・市外で観戦した人は約1%で前回調査と同様に低い割合となっています。

[図表 2-3-16] パラスポーツ各種目の認知度

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
車いすバスケットボール	73.2	73.9	△ 0.7
車いすテニス	66.4	67.0	△ 0.6
陸上競技	59.7	62.3	△ 2.6
水泳	53.6	54.9	△ 1.3
5人制サッカー(ブラインドサッカー)	46.4	38.8	7.6
ボッチャ	37.5	18.1	19.4
アルペンスキー	31.4	-	-
アーチェリー	26.7	19.7	7.0
車いすラグビー	23.2	9.7	13.5
トライアスロン	22.0	21.7	0.3
自転車競技	21.9	20.1	1.8

※調査対象種目は、夏季・冬季パラリンピックの種目。アルペンスキーなど
冬季パラリンピックの種目は、前回調査では対象としていない
※今回調査の認知度が20%以上の種目のみ掲載
※複数回答、無回答=100

[図表 2-3-17] パラスポーツの観戦実績

	(%)		
	今回 (n=1,099)	前回	増減
川崎市内の会場で観戦した	1.1	1.6	△ 0.5
川崎市外の会場で観戦した	1.0	0.4	0.6
テレビ・インターネット等で観戦した	25.2	37.6	△ 12.4
機会があれば観戦したいが観戦していない	33.6	24.4	9.2
関心がないため観戦していない	31.0	24.4	6.6
その他	1.3	2.1	△ 0.8
わからない	6.4	4.7	1.7

※複数回答、無回答=41

(3) スポーツを「ささえる」

■ スポーツをささえる活動への参加率は低い水準で推移しています

スポーツをささえる活動への年1回以上の参加率は6.1%で、前回調査の3.5%から上昇したものの、引き続き低い水準で推移しています。

また、年齢別にみると、若い世代の参加率は全体平均よりも低く、「活動を知らず、活動にかかわったこともない」と回答した人の割合は全体平均よりも高くなっています。

[図表 2-3-18] スポーツをささえる活動への過去1年間の参加実績

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
ささえる活動に取り組んだことがある	6.1	3.5	2.6
活動を知っているが、活動にかかわったことはない	14.0	92.1	△ 2.4
活動を知らず、活動にかかわったこともない	75.7		
無回答	4.2	4.4	△ 4.4

※前回は活動に参加したことが「ある」「ない」の2択で調査を行った。

[図表 2-3-19] スポーツをささえる活動への過去1年間の参加実績(年齢別)

	全体 (人)	ささえる活動 に取り組んだ ことがある	活動を知っ ているが、活 動にかかわ ったことは ない	活動を知ら ず、活動に かかわったこ ともない	無回答
全体	1,473	6.1%	14.0%	75.7%	4.2%
20歳未満	21	4.8%	9.5%	85.7%	0.0%
20～29歳	143	3.5%	8.4%	87.4%	0.7%
30～39歳	235	4.7%	8.1%	85.1%	2.1%
40～49歳	286	10.1%	11.9%	77.6%	0.3%
50～59歳	291	7.9%	13.4%	77.3%	1.4%
60～69歳	216	6.0%	18.5%	69.9%	5.6%
70歳以上	272	2.9%	22.1%	61.4%	13.6%

■ スポーツをささえる活動についての参加の機会や情報、動機づけが不足しています

スポーツをささえる活動に参加していない理由は、「機会がないから」、「情報がないから」、「関心がないから」が30%台となっています。

また、参加の動機づけとなることへの回答割合は、「好きなスポーツの普及・支援」、「地域での居場所、役割、生きがい」、「その大会・クラブ等への家族・友人の参加」、「出会い・交流の場」の順に高くなっています。

【図表 2-3-20】 スポーツをささえる活動に参加していない理由

全体 (人)	機会がないから	情報がないから	関心がないから	時間がないから	参加の仕方がわからないから	知識・技術がないから	健康や体力に自信がないから	その他	わからない
1,299	36.9%	35.4%	32.4%	26.1%	23.2%	17.4%	12.9%	1.1%	2.2%

※複数回答、無回答=65

【図表 2-3-21】 スポーツをささえる活動に参加するきっかけや動機づけとなること

全体 (人)	好きなスポーツの普及・支援	地域での居場所、役割、生きがい	その大会・クラブ等への家族・友人の参加	出会い・交流の場	社会貢献	実費程度の報酬	指導・大会運営スキルの取得・活用	特に動機づけは必要ない	顕彰や表彰	その他	どんなきっかけや動機づけがあっても、しない、できない	わからない
1,473	35.1%	24.3%	23.8%	22.5%	16.0%	9.5%	5.2%	5.1%	1.4%	1.7%	12.0%	15.8%

※複数回答

■ スポーツ推進委員は不足しており、高齢化も進行しています

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に規定された非常勤の公務員で、地域におけるスポーツの推進役となっている方々です。委員に委嘱された方をみると、本市の定員450名に対して委嘱者数は395人で充足率は87.8%となっています。また、委嘱された395人のうち約半数の203人が60歳以上と、高齢化が進行しています。

【図表 2-3-22】 スポーツ推進委員の委嘱者数及び定員に対する充足率(区別)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
委員定数(人)	85	61	71	60	64	63	46	450
委員委嘱者数(人)	69	54	59	51	62	61	39	395
充足率	81.2%	88.5%	83.1%	85.0%	96.9%	96.8%	84.8%	87.8%

※委嘱者数は令和3(2021)年3月31日現在

【図表 2-3-23】 スポーツ推進委員の年齢区分別委嘱者数

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
委嘱者数(人)	2	10	58	122	203	395
合計に対する割合	0.5%	2.5%	14.7%	30.9%	51.4%	100.0%

※委嘱者数は令和3(2021)年3月31日現在

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響

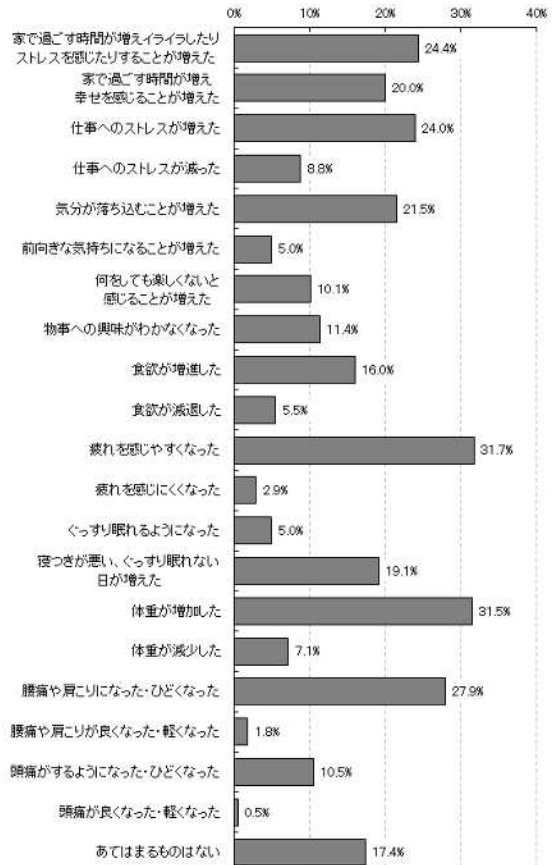
■ 心身への影響として、悪影響を感じている人の方が、好影響を感じている人よりも多くなっています

新型コロナウイルス感染症の影響で感じる心身への影響については、良い影響を感じている人の割合よりも悪い影響を感じている人の割合の方が多くなっています。

[図表 2-3-24] 新型コロナウイルス感染症の影響で感じる心身への影響

(n=1,473)	割合
家で過ごす時間が増えイライラしたりストレスを感じたりすることが増えた	24.4%
家で過ごす時間が増え幸せを感じるが増えた	20.0%
仕事へのストレスが増えた	24.0%
仕事へのストレスが減った	8.8%
気分が落ち込むことが増えた	21.5%
前向きな気持ちになることが増えた	5.0%
何をしても楽しくないと感じるが増えた	10.1%
物事への興味がわかなくなった	11.4%
食欲が増進した	16.0%
食欲が減退した	5.5%
疲れを感じやすくなった	31.7%
疲れを感じにくくなった	2.9%
ぐっすり眠れるようになった	5.0%
寝つきが悪い、ぐっすり眠れない日が増えた	19.1%
体重が増加した	31.5%
体重が減少した	7.1%
腰痛や肩こりになった・ひどくなった	27.9%
腰痛や肩こりが良くなった・軽くなった	1.8%
頭痛がするようになった・ひどくなった	10.5%
頭痛が良くなった・軽くなった	0.5%
あてはまるものはない	17.4%

※複数回答、無回答=29



■ コロナ禍後はスポーツ実施率、直接観戦率、ささえる活動への参加率は全て低下しています

週1回以上のスポーツ実施率は、コロナ禍前の 50.4%からコロナ禍後には 44.2%に低下しています。

[図表 2-3-25] スポーツ実施頻度のコロナ禍前後の比較

	(<%)>		
	コロナ禍後	コロナ禍前	増減
週に5日以上	8.0	8.7	△ 0.7
週に3日～4日	14.5	16.8	△ 2.4
週に1～2日	21.7	24.8	△ 3.1
月に1～3日	14.9	14.0	1.0
3か月に1～2日	6.5	6.9	△ 0.3
年に1～3日	5.0	6.7	△ 1.7
まったくしていない	26.5	19.5	7.0
無回答	2.9	2.6	0.3

<週1回以上のスポーツ実施率>

(<%)>		
コロナ禍後	コロナ禍前	増減
44.2	50.4	△ 6.2

※市民アンケートの実施時期(令和2(2020)年11月～12月)の関係上、「コロナ禍前」、「コロナ禍後」が示す期間はそれぞれ以下のとおり
 コロナ禍前：令和元年3月～令和2年2月の1年間
 コロナ禍後：令和2年3月～アンケート実施時
 (以下、「(4)新型コロナウイルス感染症の影響」の文中において同様)

スポーツ実施頻度別にコロナ禍の前後を比較すると、コロナ禍後の実施頻度は、コロナ禍前と変わっていない人を除くと、コロナ禍前から実施頻度が1段階低くなっている人が多くなっています。

一方で、コロナ禍前は「月に1～3日」以下の実施頻度だった人の約1～2割が、コロナ禍後には週に1日以上の実施頻度となっています。

[図表 2-3-26] スポーツ実施頻度のコロナ禍前後の比較(詳細)

		コロナ禍後								コロナ禍後	
		全体	週に5日以上	週に3～4日	週に1～2日	月に1～3日	3か月に1～2日	年に1～3日	まったくしていない	無回答	週に1日以上
コロナ禍前	全体	1,473	118	213	320	220	96	74	390	42	651
		100.0%	8.0%	14.5%	21.7%	14.9%	6.5%	5.0%	26.5%	2.9%	44.2%
	週に5日以上	128	78	32	12	1	0	0	2	3	122
		100.0%	60.9%	25.0%	9.4%	0.8%	0.0%	0.0%	1.6%	2.3%	95.3%
	週に3～4日	248	11	116	78	23	3	3	12	2	205
		100.0%	4.4%	46.8%	31.5%	9.3%	1.2%	1.2%	4.8%	0.8%	82.7%
	週に1～2日	366	12	30	179	89	16	4	29	7	221
		100.0%	3.3%	8.2%	48.9%	24.3%	4.4%	1.1%	7.9%	1.9%	60.4%
	月に1～3日	206	4	16	20	83	35	13	32	3	40
		100.0%	1.9%	7.8%	9.7%	40.3%	17.0%	6.3%	15.5%	1.5%	19.4%
3か月に1～2日	101	2	8	7	11	34	9	28	2	17	
	100.0%	2.0%	7.9%	6.9%	10.9%	33.7%	8.9%	27.7%	2.0%	16.8%	
年に1～3日	99	2	3	6	5	5	42	36	0	11	
	100.0%	2.0%	3.0%	6.1%	5.1%	5.1%	42.4%	36.4%	0.0%	11.1%	
まったくしていない	287	3	4	18	6	3	2	248	3	25	
	100.0%	1.0%	1.4%	6.3%	2.1%	1.0%	0.7%	86.4%	1.0%	8.7%	

※コロナ禍前の無回答(38)を除いているため、各行の合計値は「全体」欄とは一致しない

コロナ禍前は「月に1～3日」以下の実施頻度だったが、コロナ禍後には「週に1～2日」以上の実施頻度となった人

年1回以上のスポーツ直接観戦率は、コロナ禍前の23.4%からコロナ禍後は6.1%に低下しています。

[図表 2-3-27] スポーツ観戦実績のコロナ禍前後の比較

(n=1,473)	コロナ禍後	コロナ禍前	増減
川崎市内の会場で観戦した	3.2	11.3	△ 8.1
川崎市外の会場で観戦した	3.7	17.7	△ 14.1
テレビ・インターネット等で観戦した	63.2	68.5	△ 5.3
機会があれば観戦したいが観戦していない	20.8	13.9	6.9
関心がないため観戦していない	16.2	14.7	1.5
その他	0.5	0.5	△ 0.1
わからない	2.5	1.8	0.7
無回答	5.8	4.1	1.6

※複数回答

<直接観戦率>

コロナ禍後	コロナ禍前	増減
6.1	23.4	△ 17.3

※市内で観戦した人の件数と、市外で観戦した人の件数から、重複(両方で観戦した人)の件数を除いたもの

スポーツをささえる活動に年1回以上参加した人の割合は、コロナ禍前の6.1%からコロナ禍後3.5%に低下しています。

[図表 2-3-28] スポーツをささえる活動への参加実績のコロナ禍前後の比較

(n=1,473)	コロナ禍後	コロナ禍前	増減
ささえる活動に取り組んだことがある	3.5	6.1	△ 2.6
活動を知っているが、活動にかかわったことはない	14.2	14.0	0.2
活動を知らず、活動にかかわったこともない	76.2	75.7	0.5
無回答	6.1	4.2	1.9

■ 実施したスポーツの種目はコロナ禍前後で変わらずウォーキングや体操が多く、特にウォーキングは新型コロナウイルス感染症の影響を受けて新たに始めた人が多くなっています

実施したスポーツの種目は、コロナ禍前後いずれも最も多いのは「ウォーキング」で、以下、「体操」、「室内運動器具を使ってする運動」、「ランニング」と続いています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、新たに始めた（または実施してみた）種目と、実施しなくなった（またはできなくなった）種目とを比較すると、新たに始めた人が多い種目には「屋外、個人でも可能、手軽」といった特徴がみられ、実施しなくなった人が多い種目には「屋内、複数人で実施、長距離移動が必要」といった特徴がみられます。

[図表 2-3-29] 実施した種目のコロナ禍前後の比較

(n=1,473)	(%)		
	コロナ禍後	コロナ禍前	増減
ウォーキング(歩け歩け運動、散歩などを含む)	50.9%	50.8%	0.1
体操(ラジオ体操、職場体操、エアロビクス、ヨガ、縄跳びなどを含む)	30.8%	31.0%	△ 0.2
室内運動器具を使ってする運動(トレーニング機器・器具での運動など)	13.6%	17.2%	△ 3.6
ランニング(ジョギング、マラソン、駅伝などを含む)	12.8%	14.2%	△ 1.4
ゴルフ(コースでのラウンド、練習場、ディスクゴルフなどを含む)	5.7%	9.1%	△ 3.4
キャッチボール、ドッジボール	4.2%	5.8%	△ 1.6
水泳(競泳、水球、アクアエクササイズ、水中ウォーキングなどを含む)	4.1%	9.6%	△ 5.5
ダンス(フォークダンス、社交ダンス、民謡踊り、フラダンスなどを含む)	3.9%	5.2%	△ 1.3
モーター(サイクル)スポーツ(サイクリング、BMX、ローラースケートなどを含む)	3.5%	4.5%	△ 1.0
テニス、ソフトテニス	3.1%	4.5%	△ 1.4
登山(トレッキング、クライミング、ボルダリングを含む)	2.9%	7.3%	△ 4.4
サッカー、フットサル	2.9%	4.1%	△ 1.2
ハイキング、ワンダーフォーゲル、オリエンテーリング	2.7%	5.1%	△ 2.4
キャンプ、オートキャンプ	2.4%	4.5%	△ 2.1

※コロナ禍後の実施割合が高い順に掲載(抜粋)

※無回答=60

[図表 2-3-30] 新型コロナウイルス感染症の影響で新たに始めた人が多い種目

(n=1,473)	(%)		
	① 新たに始めた、実施してみた	② 実施しなくなった、できなくなった	差分 (①-②)
ウォーキング(歩け歩け運動、散歩などを含む)	8.8	4.7	4.1
ランニング(ジョギング、マラソン、駅伝などを含む)	2.7	2.3	0.4
モーター(サイクル)スポーツ(サイクリング、BMX、ローラースケートなどを含む)	0.8	0.4	0.4
キャッチボール、ドッジボール	0.7	0.5	0.2
体操(ラジオ体操、職場体操、エアロビクス、ヨガ、縄跳びなどを含む)	5.8	5.8	0.0

※差分の値が0以上の種目を値が高い順に掲載

※「新たに始めた、実施してみた」の無回答は60、「実施しなくなった、できなくなった」の無回答は265

[図表 2-3-31] 新型コロナウイルス感染症の影響で実施しなくなった人が多い種目

(n=1,473)	(%)		
	① 新たに始めた、実施してみた	② 実施しなくなった、できなくなった	差分 (①-②)
水泳(競泳、水球、アクアエクササイズ、水中ウォーキングなどを含む)	0.4	5.2	△ 4.8
室内運動器具を使ってする運動(トレーニング機器・器具での運動など)	3.6	6.7	△ 3.1
登山(トレッキング、クライミング、ボルダリングを含む)	0.5	3.5	△ 3.0
ボウリング	0.1	2.8	△ 2.7
ゴルフ(コースでのラウンド、練習場、ディスクゴルフなどを含む)	0.4	2.6	△ 2.2
スキー、スノーボード、クロスカントリースキー	0.1	2.0	△ 1.9
ハイキング、ワンダーフォーゲル、オリエンテーリング	0.3	2.0	△ 1.7
バレーボール、バスケットボール、ハンドボール	0.1	1.8	△ 1.7

※差分の値が低い種目の順に掲載(抜粋)

※「新たに始めた、実施してみた」の無回答は60、「実施しなくなった、できなくなった」の無回答は265

■ スポーツにおける感染症対策では、三密の条件を避けることを挙げた人が最も多くなっています

今後、スポーツをする際に、新型コロナウイルス感染症への対策として気をつけたいこととしては、「三つの密（密閉・密集・密接）の条件が揃う場所で運動・スポーツを実施しないようにする」を挙げた人が最も多く、以下、「マスクの着用や咳エチケットに配慮しながら運動・スポーツを実施する」、「少しでも体調に不調を感じたら運動・スポーツの実施は控える」の順に多くなっています。

[図表 2-3-32] 今後、スポーツをする際に、新型コロナウイルス感染症への対策として気をつけたいこと

(n=1,473)	割合
三つの密(密閉・密集・密接)の条件が揃う場所で運動・スポーツを実施しないようにする	69.2%
マスクの着用や咳エチケットに配慮しながら運動・スポーツを実施する	48.7%
少しでも体調に不調を感じたら運動・スポーツの実施は控える	42.5%
人と人との間隔を意識して運動・スポーツを実施する	33.9%
筋力トレーニングやヨガなど自宅で行える運動・スポーツを中心に実施する	27.5%
公園やスポーツ施設は人が少ない時間帯に利用する	20.8%
その他	1.4%
特に気を付けることはない	2.6%

※複数回答、無回答=40

(5) 課題のまとめ

上記(1)から(3)で記載した、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」の各分野における課題を簡潔にまとめると以下のとおりとなります。

[図表 2-3-33] 本市のスポーツ推進における各分野の課題

分野	課題
「する」	若年層やビジネスパーソンの低いスポーツ実施率、パラスポーツの低い実施率、スポーツの活動場所の確保、スポーツ施設の老朽化
「みる」	スポーツ観戦率の低下、若年層や北部地域でのスポーツパートナーの低い認知度、パラスポーツの認知度と比較して低い観戦率
「ささえる」	スポーツをささえる活動への低い参加率、参加の機会・情報や動機づけの不足、スポーツ推進委員等の不足

本計画の策定にあたっては、こうした課題に加えて、上記(4)で記載した、新型コロナウイルス感染症によるスポーツの実施状況等への影響や、「2 本市を取り巻く状況の変化」で記載した、本市を取り巻く課題などを踏まえて、今後の本市のスポーツ推進における取組の方向性を定める必要があります。

4 今後のスポーツ推進における取組の方向性

上記「3 本市のスポーツ推進に関する現状と課題」で整理した課題を踏まえると、今後の本市のスポーツ推進にあたっては、本市を取り巻く環境の変化やそれに伴うスポーツのあり方、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」の各分野における課題等を踏まえ、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず誰もが身近な地域でスポーツに親しむまちの形成に向け、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」機会を充実させ、スポーツに参画する人口の拡大につながる取組が必要です。

必要となる取組については、以下の5つの点に整理した上で、本計画の基本的な考え方や本計画に基づく各施策に反映することとします。

[図表 2-4-1] 今後の本市のスポーツ推進において必要となる取組

○ 市民の誰もが身近な場所でいつでもスポーツに接することができ、スポーツを身近に感じることができるよう、スポーツを「する」・「みる」機会をより充実させるための取組
○ スポーツが地域に根つき、地域で自主的なスポーツ活動を活性化させていくため、スポーツ活動を「ささえる」担い手を充実させるための取組
○ 身近なスポーツ環境の充実に向けて、スポーツ施設の整備状況や老朽化等の状況、本市の特性を踏まえて、スポーツ活動の推進に必要な場を持続可能な形で提供していくための取組
○ かわさきパラムーブメントのレガシーである、「障害などの有無にかかわらず誰もがスポーツ・運動に親しんでいるまち」の形成を目指して、パラスポーツをより一層推進するための取組
○ 本市を取り巻く環境の変化やそれに伴うスポーツのあり方などを踏まえた取組

第3章 本計画の基本的な考え方

本計画の策定にあたり、スポーツ基本法におけるスポーツの意義や目的、本市におけるこれまでのスポーツ推進の方針などを踏まえて、本市のスポーツ推進に関する基本的な考え方や、本計画に基づく施策及び評価のあり方を以下のとおり定めます。

1 基本理念

川崎でスポーツを、スポーツで川崎を、もっと楽しく。

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足をもたらすものです。

また、スポーツをすることで得られる「楽しさ」や「喜び」はスポーツの価値の中核であり、継続してスポーツをすることで、心身の健全な発達や健康及び体力の保持増進が図られることに加えて、勇気、自尊心、友情などの価値を実感するとともに、自らも成長し、生きがいに満ちた生き方を実現することができます。

こうした、スポーツそのものが持つ価値に加えて、スポーツを通じた青少年の健全育成や健康長寿社会の実現、人や地域の交流促進と地域の一体感の醸成、障害への理解の促進と共生社会の実現、経済発展への寄与、国際平和への貢献など、スポーツは社会的にも多くの役割を果たすことが期待されています。

本市においても、子どもから高齢者まで、また、初心者からトップレベルで活躍するアスリートまで、様々な人がそれぞれの目的でスポーツに取り組んでいます。

また、本市の施策においても、「子どもの健やかな心身の育成」、「健康的な生活の実践」、「魅力ある地域づくり」、「障害などの有無にかかわらず誰もがスポーツ・運動に親しんでいるまちの形成」、「にぎわいやまちの活性化による市内産業の振興」、「シティプロモーションの推進」など、様々な分野でスポーツが一定の役割を果たすことが求められています。

そして、こうした役割は行政のみで果たせるものではなく、市民をはじめ地域のスポーツ団体やクラブ、プロチーム、実業団、企業など様々な立場の方々に関わっていただくことが必要です。市民や各団体が連携・協働し、手を携えることによって、初めてその効果が十分に発揮されます。

こうしたことを踏まえて、スポーツの価値の中核である「楽しさ」をキーワードとして、本市のスポーツ推進の基本理念を、第1期計画改訂版から引き続き「川崎でスポーツを、スポーツで川崎を、もっと楽しく。」と定めます。

この言葉は、「みんな『楽しい』からこそスポーツをする、みる、ささえる」という認識のもと、もっと身近に、生涯にわたって「スポーツを『楽しむ』ことができるよう、事業を展開していくこと」、そしてスポーツに携わる全ての市民や各団体などが一緒になって「スポーツで川崎を『楽しく』していこう」という趣旨を表したものです。

そして、この基本理念のもと、市民一人ひとりがスポーツを身近に感じ、もっと楽しむことができるようスポーツを推進していくとともに、スポーツがまちに活力を与え、川崎がもっと魅力あふれる楽しいまちになるよう、スポーツを通じた市民生活の充実とスポーツを活用したまちづくりに取り組んでいきます。

2 基本目標

誰もがスポーツに参加し、スポーツの楽しさを味わうことができる「スポーツのまち・かわさき」の推進

本計画における基本目標を「誰もがスポーツに参加し、スポーツの楽しさを味わうことができる『スポーツのまち・かわさき』の推進」と定めます。

基本理念「川崎でスポーツを、スポーツで川崎を、もっと楽しく。」は、本市のスポーツ推進に関する基本的なあり方や意義・目的として定めているのに対して、基本目標は、基本理念の実現に向けた、計画上の各施策の推進における基本的な目標として定めるものです。

「第1章-1(4)」で記載したとおり、平成24(2012)年の第1期計画の策定に際して、市の関係各部署がそれぞれの視点や目的で推進してきた様々なスポーツ関連事業を、「スポーツのまち・かわさき」を形成する事業として位置づけました。第1期計画の策定後は、スポーツの機会の創出やスポーツ人材の育成、スポーツ環境の充実、スポーツ関係団体との連携、生涯スポーツや地域スポーツの推進、競技力の向上、ホームタウンスポーツの推進やスポーツを通じた本市の魅力発信といった、スポーツに関する様々な取組を通して、行政と地域全体が一丸となり、誰もがスポーツに参加し、スポーツの楽しさを味わうことができる「スポーツのまち・かわさき」を推進しています。

こうしたことを踏まえて、本計画では、それぞれのスポーツ関連事業は「スポーツのまち・かわさき」を形成する事業であるという位置づけは継続した上で、このことをより明確にするとともに、基本理念「川崎でスポーツを、スポーツで川崎を、もっと楽しく。」の実現に向けて、スポーツ活動の推進に加えて、健康長寿社会や共生社会の実現、人や地域の交流促進などのスポーツを通じたまちづくりを推進し、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず誰もが身近な地域でスポーツに親しむまちの形成を目指すことを表すために、本計画の基本目標を、「誰もがスポーツに参加し、スポーツの楽しさを味わうことができる『スポーツのまち・かわさき』の推進」と定めます。

この基本目標のもと、第2章で記載した本市を取り巻く環境の変化やそれに伴うスポーツのあり方、分析した課題等を踏まえて、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」機会を充実させ、スポーツに参画する人口の拡大につながる取組を推進していきます。

また、後述のとおり、「スポーツのまち・かわさき」の具体像として、基本目標の下に基本方針を定めるとともに、基本目標と基本方針のそれぞれに成果指標を設定し、本計画の進捗管理を行います。

3 基本方針

基本目標である「誰もがスポーツに参加し、スポーツの楽しさを味わうことができる『スポーツのまち・かわさき』の推進」に向けて、本計画において目指す「スポーツのまち・かわさき」の具体像を、各主体のスポーツとの関わり方やスポーツが果たす役割の観点から分類し、基本方針として定めます。

基本方針の下には基本施策を設けて、個別のスポーツ関連事業を総合的・体系的に位置づけ、効率的・効果的に取組を推進します。

また、進行管理を着実にを行うために、基本方針ごとにその内容に応じた成果指標を設定します。

(※第1次実施計画における基本方針については、第4章を参照。)

4 成果指標

本計画の進行管理を着実にを行うために、以下の考え方に沿って成果指標を設定します。

(1) 成果指標の考え方

ア 成果指標の設定対象について

本計画では、基本目標と基本方針のそれぞれに成果指標を設定します。

イ 設定する成果指標について

基本目標「誰もがスポーツに参加し、スポーツの楽しさを味わうことができる『スポーツのまち・かわさき』の推進」については、「2 基本目標」で記載したとおり、この基本目標のもと、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」機会を充実させ、スポーツに参画する人口の拡大につながる取組を推進することとしています。これを踏まえて、基本目標の成果指標としては、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」の状況を表す「週1回以上のスポーツ実施率」、「年1回以上のスポーツ直接観戦率」、「スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合」の3つの指標を設定することとします。

また、基本方針の成果指標については、それぞれの基本方針及び基本方針の下に位置づけたスポーツ関連事業の内容に応じて、主として総合計画実施計画の成果指標から設定することとします。

ウ 基本目標の成果指標と基本方針の成果指標との関係について

「3 基本方針」で記載したとおり、基本方針は基本目標である「スポーツのまち・かわさき」の具体像として設定したもので、基本方針における各取組を推進することにより基本目標である「スポーツのまち・かわさき」の推進に貢献する、という関係にあります。

この関係は、成果指標についても当てはまるものと考えられます。基本目標の成果指標は、「する」、「みる」、「ささえる」という、スポーツへの参加の基本的な3つの形を指標として設定するものであるのに対して、基本方針の成果指標は、それぞれの基本方針の内容から設定するものです。

そして、基本目標の成果指標と基本方針の成果指標は独立して存在するものではなく、相互に関連しています。基本方針に位置づけた取組を推進することによって、基本方針の成果指標が向上することに加えて、基本目標の成果指標として設定した「する」、「みる」、「ささえる」の指標も向上することが考えられます。

エ 目標値の設定について

第1章の「2 本計画について」で記載したとおり、本計画の計画期間は令和4（2022）年度から令和13（2031）年度の10年間とし、本計画の基本理念及び基本目標として掲げながら、具体的な取組内容を整理する基本方針及び基本施策については、概ね4年ごとに見直しを行う「実施計画」とすることとしています。また、総合計画第3期実施計画等との整合を図る必要があることから、基本目標の成果指標の目標値は、当面の目標値として、総合計画第3期実施計画の計画期間の終期である令和7（2025）年度の目標値と、本計画の計画期間の終期である令和13（2031）年度の目標値を設定することとします。

また、基本方針については、本計画における実施計画の計画期間の終期に合わせた目標値を設定することとします。（※第1次実施計画における基本方針の成果指標及び目標値については、第4章を参照。）

（2）基本目標の成果指標

基本目標「誰もがスポーツに参加し、スポーツの楽しさを味わうことができる『スポーツのまち・かわさき』の推進」については、（1）で記載したとおり、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」の状況を表す、以下の3つの指標を成果指標として設定し、総合計画第3期実施計画の計画期間の終期である令和7（2025）年度の目標値と、本計画の計画期間の終期である令和13（2031）年度の目標値を設定します。

[図表 3-4-1] 基本目標の成果指標

指標	現状値 (令和2年度)	令和7年度 の目標値	令和13年度 の目標値
週1回以上のスポーツ実施率	50.4%	54%以上	58%以上
年1回以上のスポーツ直接観戦率	23.4%	35%以上	37%以上
スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合	6.1%	10%以上	11%以上

※各指標の目標値については、平成30(2018)年に策定した総合計画第2期実施計画における目標値や、第1期計画改訂版策定後の成果指標の状況(9ページ参照)、コロナ禍前後の各指標の値の変化(12ページ参照)を踏まえて設定した。

（3）本計画の進行管理における成果指標の取扱いについて

第5章で後述するとおり、本計画の進行管理にあたり、成果指標の検証を行います。

本計画では、基本目標と基本方針のそれぞれに成果指標を設定していますが、「（1）成果指標の考え方」で記載したとおり、基本目標の成果指標と基本方針の成果指標は独立して存在するものではなく、相互に関連しているものです。

こうした基本目標と基本方針との関係性を踏まえて、本計画の進行管理にあたっては、基本目標の成果指標の推移を中心としながら、基本方針の成果指標の推移についても総合して検証を行うこととします。

第4章 第1次実施計画

1 実施計画の趣旨

実施計画は、本計画における基本目標である「誰もがスポーツに参加し、スポーツの楽しさを味わうことができる『スポーツのまち・かわさき』の推進」に向けて、計画期間に取り組む基本方針、基本施策及び成果目標を明示した計画です。

2 第1次実施計画の計画期間

第1次実施計画の計画期間は、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間とします。

3 基本方針及び基本施策

第3章「3 基本方針」で記載したとおり、本計画において目指す「スポーツのまち・かわさき」の具体像を、各主体のスポーツとの関わり方やスポーツが果たす役割の観点から次の5つに分類し、基本方針として定めます。

また、基本方針の下には「基本施策」を設けて個別のスポーツ関連事業を総合的・体系的に位置づけ、効率的・効果的に取組を推進します。

基本方針1 誰もが気軽にスポーツに親しむことができるまち

スポーツを「する」、「みる」きっかけとなる機会の充実や、スポーツ活動の環境の充実、スポーツ関係団体との連携、安全を確保した環境づくりに取り組むことにより、スポーツの習慣がある人もない人も、誰もが身近な場所でいつでもスポーツに接することができ、スポーツを身近に感じることができるまちを目指します。

基本方針2 生涯にわたってスポーツを元気に楽しみ、自分らしく暮らせるまち

子どもから高齢者まで、市民がそれぞれのライフステージや興味・関心などに応じてスポーツを楽しめるよう、多様なニーズに対応したスポーツ施策を展開し、また、スポーツを通して障害のある方の社会参加を進めるとともに、障害に対する理解の促進に向けてパラスポーツを推進することにより、年齢や性別、障害の有無などに関わらず、誰もが生涯にわたって日常的にスポーツを楽しむことができ、体力の維持向上や健やかな心身を育むとともに、地域の中でいきいきと暮らしていけるまちを目指します。

基本方針3 地域の多様なスポーツをささえあい、交流が深まるまち

市民や多様な主体と行政が連携を図りながら、地域の特性を踏まえた多様なスポーツ事業やイベントを開催するとともに、地域でのスポーツ活動を「ささえる」担い手を充実させるための取組を推進することにより、スポーツが地域に根づき、地域の自主的なスポーツ活動を活性化することに加えて、地域でともに暮らす仲間とのふれあいやコミュニケーションを楽しみ、地域社会への参加のきっかけが得られ、地域での交流が深まるまちを目指します。

基本方針4 スポーツに挑戦する喜びがあるまち

本市にゆかりのあるアスリートが各種競技大会で活躍できるよう、次世代アスリートの強化・育成支援や競技指導者の育成支援に取り組み、また、市民が日頃の努力の成果を発揮できる競技大会を開催することなどにより、スポーツを通して夢や感動、川崎への愛着を感じるとともに、スポーツに挑戦し、目標を達成する喜びを感じることができるまちを目指します。

基本方針5 スポーツを通して川崎の魅力・活力が感じられるまち

川崎で活躍するトップチーム・トップアスリートと連携を図り、スポーツのみならず教育や文化芸術、環境、産業などの各分野において地域活動や地域の活力を高める取組を推進することにより、市民とチーム等との交流を促進し、市民のスポーツやチーム等に対する興味・関心を高めるとともに、スポーツを通して誰もが川崎の魅力・活力を感じられるまちを目指します。

4 成果指標

5つの基本方針については、それぞれの基本方針及び基本方針の下に位置づけたスポーツ関連事業の内容に応じて、以下のとおり成果指標及び令和7（2025）年度の目標値を設定します。

【図表 4-4-1】基本方針の成果指標

基本方針1 誰もが気軽にスポーツに親しむことができるまち

指標	現状値	目標値
スポーツセンター等施設利用者数	123.9万人 (令和2年度)	276万人以上 (令和7年度)
かわさき多摩川マラソンの参加者数	6,671人 (平成30年度)	6,671人以上 (令和7年度)
かわさきスポーツパートナーによるホームゲーム市民招待の申込者数	4,281人 (平成29年度～ 令和2年度の平均)	5,000人以上 (令和4年度～ 7年度の平均)
アメリカンフットボール公式戦への市民招待の申込数	125件 (令和2年度)	450件以上 (令和7年度)

※「かわさき多摩川マラソンの参加者数」については、開催実績のある平成30(2018)年度まで、毎年、定員いっぱいの参加申込をいただいていたこと、また、安全上の理由等から今後も定員を大きく増やす見込みがないことから、目標値は、平成30(2018)年度の参加者数と同数とする。

基本方針2 誰もが気軽にスポーツに親しむことができるまち

指標		現状値	目標値
体カテストの結果(全国体力・運動能力、運動習慣等調査) ※神奈川県の前平均値を 100 とした際の本市の割合	小5男	100.0 (令和元年度)	102 以上 (令和 7 年度)
	小5女	100.0 (令和元年度)	102 以上 (令和 7 年度)
	中2男	94.6 (令和元年度)	100 以上 (令和 7 年度)
	中2女	96.5 (令和元年度)	100 以上 (令和 7 年度)
全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣人数		134 人 (令和元年度)	150 人以上 (令和 7 年度)
障害者の週 1 回以上のスポーツ実施率		32.0% (令和元年度)	36%以上 (令和 7 年度)
スポーツセンター等の障害者個人利用者数		10,266 人 (令和 2 年度)	2.3 万人以上 (令和 7 年度)

基本方針3 地域の多様なスポーツをささえあい、交流が深まるまち

指標	現状値	目標値
総合型地域スポーツクラブの会員数	3,945 人 (令和 2 年度)	5,500 人以上 (令和 7 年度)
スポーツ推進委員の定員における充足率	87.8% (令和 2 年度)	95%以上 (令和 7 年度)
かわさき多摩川マラソンにおける情報保障など、障害者対応ができるボランティアの数	0 人 (平成 30 年度)	10 人以上 (令和 7 年度)
かわさき多摩川マラソンにおける一般ボランティアでボランティアリーダーを担える人材の数	7 人 (平成 30 年度)	11 人以上 (令和 7 年度)
川崎市障がい者スポーツ指導者協議会への指導者登録者数	193 人 (令和 2 年度)	242 人以上 (令和 7 年度)

基本方針4 スポーツに挑戦する喜びがあるまち

指標	現状値	目標値
個人型トップアスリート助成の実施件数	5 件 (令和 2 年度)	10 件以上 (令和 7 年度)
選手・指導者などのスポーツ人材と連携した事業の参加人数	506 人 (令和 2 年度)	3,800 人以上 (令和 7 年度)
市民大会等各種スポーツ大会の開催数	22 回 (令和 2 年度)	56 回以上 (令和 7 年度)
市障害者スポーツ大会競技参加者数	422 人 (令和元年度)	447 人以上 (令和 7 年度)

基本方針5 スポーツを通して川崎の魅力・活力が感じられるまち

指標	現状値	目標値
かわさきスポーツパートナー等によるふれあいスポーツ教室の実施数	35 回 (令和元年度)	34 回以上 (令和 7 年度)
川崎フロンターレによる小・中学校等での巡回サッカー教室の実施数	88 回 (令和 2 年度)	120 回以上 (令和 7 年度)
フラッグフットボールの巡回教室、交流大会の実施数	118 回 (令和 2 年度)	150 回以上 (令和 7 年度)

※「かわさきスポーツパートナー等によるふれあいスポーツ教室の実施数」については、かわさきスポーツパートナー等の各チームの協力により実施している事業であり、年度により実施可能数に増減が生じるため、目標値は、総合計画の始期である平成 28 (2016) 年度から、実施実績のある令和元 (2019) 年度までの各年度の実施数の平均値 (33.5 回) から算出した。

5 第1次実施計画の体系

第1次実施計画の体系を図にまとめると以下のとおりとなります。

[図表 4-5-1] 第1次実施計画の体系図



6 基本方針に基づく取組

基本方針1 誰もが気軽にスポーツに親しむことができるまち

スポーツを「する」、「みる」きっかけとなる機会の充実や、スポーツ活動の環境の充実、スポーツ関係団体との連携、安全を確保した環境づくりに取り組むことにより、スポーツの習慣がある人もない人も、誰もが身近な場所でいつでもスポーツに接することができ、スポーツを身近に感じることができるまちを目指します。

【基本方針に基づく基本施策】

- (1) スポーツを「する」機会の充実
- (2) スポーツを「みる」機会の創出
- (3) 身近なスポーツ環境の充実
- (4) スポーツ関係団体との連携・支援
- (5) スポーツ関連情報の提供
- (6) スポーツの安全確保

【成果指標】

指標	現状値	目標値
スポーツセンター等施設利用者数	123.9 万人 (令和 2 年度)	276 万人以上 (令和 7 年度)
かわさき多摩川マラソンの参加者数	6,671 人 (平成 30 年度)	6,671 人以上 (令和 7 年度)
かわさきスポーツパートナーによるホームゲーム市民招待の申込者数	4,281 人 (平成 29 年度～ 令和 2 年度の平均)	5,000 人以上 (令和 4 年度～ 7 年度の平均)
アメリカンフットボール公式戦への市民招待の申込数	125 件 (令和 2 年度)	450 件以上 (令和 7 年度)

(1) スポーツを「する」機会の充実

スポーツには競技性の高い種目から、ウォーキングなどの軽い運動、楽しみながら身体を動かすレクリエーションスポーツなど多種多様な種目があり、種目によって面白み、醍醐味が異なります。

一人でも多くの市民がその時々ニーズに合ったスポーツに出会い、生涯にわたってスポーツを楽しむきっかけとなるよう、初心者向けスポーツ教室やスポーツ施設の無料開放、普段体験することができないスポーツ種目の体験会などを開催し、より多くの市民が多様なスポーツに触れる機会の充実を図ります。

また、日頃の成果を発揮する場として幅広い種目で市民スポーツ大会を開催します。

◆スポーツを始めるきっかけづくり

主な取組	概要
初心者向けスポーツ教室	各区のスポーツセンター等を中心に、初心者でも参加できるプログラムを提供し、市民がスポーツに触れ、その魅力を楽しむ機会を提供します。
ウォーキングの普及促進	場所や時間、年齢を問わず誰もが手軽に取り組めるウォーキングを推進するため、各地域の散策コース・ウォーキングマップを活用した取組を進めます。
スポーツフェスタ	子どもたちが多様なスポーツに触れるイベントを開催し、子どもたちがスポーツを始める機会とするとともに、継続的にスポーツを実施するきっかけを作ります。
「スポーツの日」記念事業	スポーツに親しみ、健康な心身を培うため定められた「スポーツの日」を記念し、市民が気軽にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の無料開放やイベント等を開催します。
市民体力テストの集い	市民が自らの体力を知り、スポーツを日常的に行うきっかけとするため、全国共通の「体力テスト」を各区において開催します。
地域におけるパラスポーツの普及促進	障害のある方は障害の種類や程度に応じて、また、障害のある方もない方も一緒にスポーツを楽しむことができるよう、各種イベントやスポーツ教室等により、パラスポーツの普及を進めます。
若者文化の体験会	若者を中心に人気のあるプレイキンやダブルダッチ、スケートボード、BMXなどに触れ、その魅力を楽しむ機会を提供します。

◆多様なスポーツに触れる機会の充実

主な取組	概要
市内の貴重なスポーツ資源の活用 ・ビーチバレー教室 ・相撲	マリエンのビーチバレーコートや、富士見相撲場を活用し、関係団体と連携しながらスポーツイベント・行事を開催します。
ニュースポーツ、レクリエーションスポーツの普及振興	体を動かす楽しさを気軽に感じることができるよう、カローリングなどのニュースポーツの体験会や、川崎市レクリエーション連盟主催のスポーツ・レクリエーション大会、川崎市スポーツ指導者協議会主催の地域スポーツ体験研修などの開催を支援します。

◆成果を発揮する機会の充実

主な取組	概要
市民スポーツ大会	生涯スポーツの意識高揚や健康増進、体力の向上を目的として、陸上競技や球技、体操など様々な種目で広く市民が参加できるスポーツ大会を開催します。
かわさき多摩川マラソン	<p>多摩川の自然を身近に感じながら競技を楽しむことができ、スポーツ意識の高揚や健康増進などに寄与するマラソン大会を開催します。</p> <p>子どもから大人まで幅広い世代が、自分のスキルや体力に合わせて参加できるよう、ハーフマラソンの部をはじめ、初心者も参加できる10kmの部、3kmの部やファミリーファンランニングの部（1km）など、様々な種目を設定した大会とします。</p> <p>また、障害の有無に関わらず誰もが参加しやすい大会とするため、障害者スポーツ関係団体等と連携し、情報保障など、障害のある方に対応できるボランティア等の充実を図ります。</p>

(2) スポーツを「みる」機会の創出

多くの人にとって、スポーツを「みる」ことは最も手軽で身近なスポーツとの関わり方です。

競技レベルの高いプロスポーツ等の試合を観戦することにより、その醍醐味を直接肌で感じることができ、観戦者に夢や感動を与え、スポーツへの関心や意欲を高めます。

本市には、サッカー（川崎フロンターレ）やバスケットボール（川崎ブレイブサンダース）などのプロスポーツをはじめ、バレーボールなど国内有数の競技チーム・アスリートが活動拠点を置いており、年間を通してそれらのハイレベルな試合を観戦することができます。

スポーツに対する憧れや興味を育み、スポーツへの関心を高めていくため、ホームゲームへの市民招待や関連情報の提供などを通じて、トップチームや選手のプレーを観ることができ、スポーツの魅力を肌で感じられるような取組を展開します。

主な取組	概要
「かわさきスポーツパートナー」のホームゲーム招待	川崎市をホームタウンとして活躍する川崎ブレイブサンダースをはじめとする「かわさきスポーツパートナー」の試合に市民を招待し、スポーツ観戦の醍醐味を直接肌で感じることができる機会を提供します。また、7月1日の市制記念日前後に開催される川崎フロンターレのホームゲームを「川崎市制記念試合」とし、「川崎市制記念試合」等の試合に市民を招待します。また、実施にあたっては、庁内外を含む関係部署との連携により、効果的かつ戦略的に取組を推進します。
アメリカンフットボール公式戦への市民招待	川崎市を拠点として数多くの試合が行われているアメリカンフットボールの迫力を間近で体感してもらうため、国内トップリーグのXリーグ（日本社会人アメリカンフットボールリーグ）に属し、かわさきスポーツパートナーである富士通フロンティアーズ等の公式戦に市民を招待します。
トップレベルの競技・スポーツ大会の開催	ビーチバレーの魅力をもっと市民に感じてもらうための国内最高峰のビーチバレー公式戦を開催します。また、「日本アンパティサッカー選手権」をはじめ、「ジャパンデフバレーボールカップ」など全国規模のパラスポーツ大会やブレイキンの世界大会の誘致及び開催支援などを通じて、トップレベルのスポーツに触れ、競技の魅力を感じられる機会を提供します。

(3) 身近なスポーツ環境の充実

誰もが気軽にスポーツに親しみ、スポーツや健康づくりを習慣にするため、身近なスポーツ環境の充実が必要となります。

市民が身近な場所でスポーツを楽しむことができるよう、各区スポーツセンター等の各種運動施設については、適正な管理運営により快適なスポーツ環境を提供するとともに、計画的な設備の点検・更新など適切な維持管理を行います。

多様なスポーツの場の創出に向けて、引き続き、既存の公共施設や河川等の自然空間の利用に加えて、パークマネジメントと連携したスポーツ施策の検討など、資産の有効活用を進めます。

また、学校施設を地域に開かれたスポーツ施設として有効活用するほか、民間企業、大学等が所有する既存のスポーツ施設などについても、協定等に基づき、市民のスポーツ活動の場として確保を図ります。

さらに、今後の社会情勢の変化に対応し、安全で多様なスポーツの活動場所を持続可能な形で提供していくために、今後の施設の配置や必要となる機能など、今後の方向性について検討します。

◆拠点公園・緑地の再編整備

主な取組		概要
散策路の提供		大規模公園緑地では、広大な緑地と豊かな環境を活用して、散策やランニングなど、誰もが楽しめる場を提供します。
富士見公園	富士見公園の再編整備	富士見公園は、野球場、テニスコート等の運動施設を有する市内で最初の総合公園であり、「緑、活気、憩い、ふれあいのある、都心のオアシス・富士見公園」を将来像（コンセプト）として、都心における総合公園にふさわしい「富士見公園の再生」と「スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化」を目標とし、再編整備を進めていきます。また、再編整備にあたって、民間活力の導入を視野に入れ、民間事業者等が持つ柔軟な発想や専門的なノウハウを活かしたさらなる公園の魅力向上を図ります。
等々力緑地	等々力緑地の再編整備	緑と水のうるおいの空間を有し、良好な都市環境を形成する重要な役割を担うとともに、多数の運動施設、市民の憩いの場など多面的な機能を有する貴重な地域資源であり、緑とスポーツ・レクリエーションの拠点として親しまれている総合公園です。 再編整備にあたっては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づく事業手法により、民間のノウハウやアイデアを踏まえたこれまでの概念にとらわれない柔軟な発想を取り入れ、安全・安心で魅力あふれる公園や効率的・効果的な施設運営等の実現に向けた取組を進めます。
生田緑地	川崎国際生田緑地ゴルフ場における指定管理者制度の活用	市内唯一の公営パブリックゴルフコースである川崎国際生田緑地ゴルフ場において、指定管理者による民間事業者の創意工夫を活かしたサービスの向上を図ります。

◆公共スポーツ施設の機能向上

主な取組	概要
川崎マリエン ビーチバレーボール ナショナルトレーニングセンター（NTC）競技別強化拠点施設	ビーチバレースクールや各種大会の開催を支援するとともに、競技施設・トレーニング設備を備えたビーチバレーボールナショナルトレーニングセンター（NTC）競技別強化拠点施設として認定を受けた川崎マリエンを活用し、日本代表候補の選手強化を支援します。
等々力陸上競技場の最適化	地域に根差した市民のための陸上競技大会が開催できる市内唯一の陸上競技場（第2種公認相当）と、プロスポーツの拠点にふさわしい観戦環境の向上やエンターテインメント性にあふれた地域のシンボリックな施設として、球技専用スタジアムに分割して再整備を行います。
とどろきアリーナの再整備	等々力緑地全体の再編と施設利用の最適化を図るため移転・再整備をします。メインアリーナの機能については、興行利用を想定した施設として官民連携による整備を行います。サブアリーナ及び体育室等の機能については、区のスポーツセンターとして、誰もが利用しやすい施設として再整備します。

◆スポーツ関連施設等の有効活用

主な取組	概要
運動施設の適正な管理運営及び適切な維持管理	スポーツセンターや公園内運動施設などの各種運動施設について、利用者ニーズに合った管理運営を行います。 また、市民が安全かつ快適に利用できるよう、各施設の長寿命化計画等に基づき、計画的な設備の点検・更新を行うなど、施設の適切な維持管理を行います。
多摩川やマラソンコースなど水辺の有効活用	市民に親しまれる「ふるさとの川 多摩川」のマラソンコースを活用し、かわさき多摩川マラソンを行います。
生田浄水場用地へのスポーツ広場等整備	生田浄水場用地の有効利用として、サッカーグラウンド、テニスコート、体育館等を有するスポーツ広場等（民間事業者、有料施設）、ジョギングコース、ふれあい広場、多目的広場の整備を推進します。
かわさき多摩川ふれあいロードの延伸整備	散歩やジョギング、サイクリングなどで親しまれている多摩川ふれあいロードの小向・戸手地区までの延伸整備を行い、市民の体力向上や健康維持等を図ります。
リハビリテーション福祉センター体育館・グラウンド・プールの利用	障害の状態に応じて安心してスポーツに取り組める場として、リハビリテーション福祉センターの体育館・グラウンド・プールを提供します。
等々力陸上競技場のパラアスリートへの施設提供	パラスポーツの普及・促進やパラアスリートの競技力向上を図るため、等々力陸上競技場の施設提供を行います。

学校施設の有効活用	スポーツ活動等を含め、市民の主体的な学びや活動を支援するため、土日・夜間など学校の活動に支障のない範囲で校庭・体育館等の学校施設を引き続き有効活用します。
スポーツ活動の場の持続可能な提供に向けた取組	人口減少社会の到来や各施設の老朽化など、今後の社会情勢の変化に対応し、安全で多様なスポーツの活動場所を持続可能な形で提供していくため、市内の各種スポーツ施設に関する状況やスポーツに関するニーズ等を調査した上で、今後の施設の配置や必要となる機能など、今後の方向性について検討します。 また、本市の施設の適正配置や統廃合、建替や改築などにより、新たな活用が可能となった施設や市有地が生じた場合は、全市的な行政ニーズを勘案しながら、スポーツを推進する観点から活用の可能性について検討します。

◆その他施設の有効活用

主な取組	概要
企業等が所有するスポーツ施設の市民向け開放	市内企業や大学と協定を結び、所有するスポーツ施設や福利厚生施設を、その企業等の利用に支障のない範囲で市民へ開放し、市民が利用できる機会を提供します。
パラアスリートの施設利用	パラスポーツの普及促進やパラアスリートの競技力向上を図るため、民間企業との協定に基づき、パラアスリートの施設利用を促進します。
若者文化の環境づくりに向けた取組	若い人たちが集い、自らの可能性を広げるための環境づくりに向けて、河川敷や公園などを活用した環境整備の取組を進めます。

(4) スポーツ関係団体との連携・支援

市民がスポーツをより身近に感じ、競技スポーツのほか、スポーツ・レクリエーションに触れ、また、高齢者や障害のある方などが様々なスポーツを楽しみ、積極的に推進していけるよう、公益財団法人川崎市スポーツ協会をはじめとするスポーツ関係団体と連携を深めるとともに、団体相互の連携を図り、地域のスポーツ活動や市民主体の活動を強化します。

主な取組	概要
公益財団法人川崎市スポーツ協会との連携・活動支援	市内の種目別競技団体を統括する川崎市スポーツ協会と連携し、生涯スポーツの推進や競技力の強化、指導者や競技団体の育成を行い、川崎市におけるスポーツの普及に取り組みます。
川崎市障害者スポーツ協会、川崎市障がい者スポーツ指導者協議会との連携	障害の有無に関わらず、スポーツができる社会の実現を目指し、川崎市障害者スポーツ協会と連携し、パラスポーツの普及・推進と障害者の心身の健康増進及び社会参加の推進に取り組みます。 また、川崎市障がい者スポーツ指導者協議会と連携し、パラスポーツの普及振興や指導者養成に取り組みます。
川崎市レクリエーション連盟との連携・活動支援	川崎市レクリエーション連盟と連携し、スポーツ・レクリエーションの機会拡充に取り組みます。
総合型地域スポーツクラブネットワーク会議との連携・活動支援	市内の12の総合型地域スポーツクラブにより、活動内容等の情報共有や相互連携の場として形成された総合型地域スポーツクラブネットワーク会議と連携し、クラブの活動の推進に取り組みます。
川崎市老人クラブ連合会との連携・活動支援	川崎市老人クラブ連合会と連携し、市内高齢者のスポーツを通じた健康づくり、生きがいを支援します。
日本オリンピック委員会との連携	東京2020大会を契機として、平成27(2015)年3月に締結したパートナー都市協定に基づき、オリンピックムーブメントの推進と国際競技力向上及びスポーツ振興に取り組みます。
共催及び後援による活動支援	団体等が行う事業で一定の要件を満たすものについては、申請に基づき市の共催及び後援事業として取り扱い、賞状の交付や広報の支援などを行います。

(5) スポーツ関連情報の提供

市民が、スポーツを「する」だけでなく、「みる」、「ささえる」ために必要な情報を得ることができるよう、ホームページやSNS、市政だより、情報誌等の様々な媒体を活用し、スポーツの魅力を高めるスポーツ情報の充実に取り組みます。

その際、子育て、福祉、健康づくり等の各分野と連携を図りながら、市民がいつでも、わかりやすい形で情報が入手できるよう、スポーツ関連情報を集約し、効率的かつ効果的に情報の提供に取り組みます。

主な取組	概要
ホームページや広報紙等各種メディアの充実	市民がスポーツ情報をわかりやすく把握できるよう、各関係団体等と連携を図りながら、広報紙やかわさきイベントアプリ、ホームページ、テレビ・ラジオやSNSに加え、駅中のスペースを活用するなど、様々な形で、スポーツイベント・講座・施設情報を発信します。
スポーツセンターニュースの発行	地域のスポーツ活動の拠点であるスポーツセンターの利用を促進するため、各施設の特徴や教室・講座の案内等を掲載したスポーツセンターニュースを発行します。

(6) スポーツの安全確保

私たちが日常的にスポーツに親しむためには、スポーツ活動による不慮の事故やその他スポーツによって生じる外傷等の防止及びこれらの軽減を図り、安全な環境のもとで行うことは必要不可欠です。

事故や怪我を未然に防ぎ、安全にスポーツ活動が行えるよう安全確保に向けた事業を実施します。また、事故等が発生した場合も被害を最小限に軽減できるよう、関係団体と連携し取組を展開します。

さらに、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、関係団体等と連携しながら、感染防止対策等の必要な取組を実施します。

主な取組	概要
社団法人川崎市医師会、公益社団法人川崎市看護協会との連携	スポーツの安全性を向上させるため、川崎市医師会や川崎市看護協会と連携し、大会やイベント等への医師・看護師の派遣や、スポーツに関する医科学的見地からの講演等を開催します。
川崎体育救護クラブとの連携	日本赤十字の救急法講座受講者で結成された市民グループと連携し、各種スポーツ大会に救護ボランティアを派遣し、大会の安全な運営と事故防止を図ります。
運動事故防止に関する研修会	教育活動中等の運動事故を防止するため、教職員等を対象に講習会を開催します。
A E Dの配備と周知啓発	公共スポーツ施設や学校体育施設にA E D(自動体外式除細動器)を配備し定期点検を行うとともに、施設管理者等がA E Dを適切に使用できるよう、A E Dの設置及び管理に関する指針の周知を全庁的に行います。
新型コロナウイルス感染症への対応	ウィズコロナ・ポストコロナの時代においても市民が安心・安全な環境でスポーツに親しむことができるよう、本市の行政運営方針や国や関係機関が策定する指針等に基づき、感染防止対策を徹底した上で各種スポーツ大会やイベント等を開催するなど、関係団体等と連携しながら、感染症の状況に応じて必要な取組を実施します。

基本方針 2 生涯にわたってスポーツを元気に楽しみ、自分らしく暮らせるまち

子どもから高齢者まで、市民がそれぞれのライフステージや興味・関心などに応じてスポーツを楽しめるよう、多様なニーズに対応したスポーツ施策を展開し、また、スポーツを通して障害のある方の社会参加を進めるとともに、障害に対する理解の促進に向けてパラスポーツを推進することにより、年齢や性別、障害の有無などに関わらず、誰もが生涯にわたって日常的にスポーツを楽しむことができ、体力の維持向上や健やかな心身を育むとともに、地域の中でいきいきと暮らしていけるまちを目指します。

【基本方針に基づく基本施策】

- (1) 乳幼児期の運動遊びの推進
- (2) 子どものスポーツの推進と体力向上に向けた取組
- (3) 成人のスポーツの推進と運動による健康づくり
- (4) 高齢者のスポーツの推進と運動による健康づくり
- (5) パラスポーツの推進

【成果指標】

指標		現状値	目標値
体力テストの結果(全国体力・運動能力、運動習慣等調査) ※神奈川県の前年値を 100 とした際の本市の割合	小5男	100.0 (令和元年度)	102 以上 (令和 7 年度)
	小5女	100.0 (令和元年度)	102 以上 (令和 7 年度)
	中2男	94.6 (令和元年度)	100 以上 (令和 7 年度)
	中2女	96.5 (令和元年度)	100 以上 (令和 7 年度)
全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣人数		134 人 (令和元年度)	150 人以上 (令和 7 年度)
障害者の週 1 回以上のスポーツ実施率		32.0% (令和元年度)	36%以上 (令和 7 年度)
スポーツセンター等の障害者個人利用者数		10,266 人 (令和 2 年度)	2.3 万人以上 (令和 7 年度)

(1) 乳幼児期の運動遊びの推進

乳幼児期は、本格的にスポーツに接する前の準備段階、プレ・スポーツ期です。また、幼児期における運動の実践は、心身の発育に極めて重要であるにも関わらず、全ての乳幼児が十分に体を動かす機会に恵まれているとはいえない現状があります。この時期に大切なことは、“運動好き”を育てることであり、純粹に動くことの面白さや同年代の友達と一緒に遊ぶ喜び、親子で一緒に身体を動かしコミュニケーションをとる楽しさを学び、自ら進んで身体を動かすことを好きになることが非常に重要となります。

そのためにも、“親が自ら動き楽しむ姿を見せることがはじめの一歩”との考え方のもと、親子で気軽にスポーツに親しむことができる場と機会を提供するなど、運動遊びを推進します。

主な取組	概要
保健福祉・子育て施設における運動遊び・外遊びの奨励	国が策定した「幼児期運動指針」に基づき、家庭や地域での運動とともに保育所等においても身体を動かす運動遊びに積極的に取り組みます。 また、乳幼児が未就学期に関わる機会が多い地域みまもり支援センター等の施設においても運動遊び・外遊びを奨励します。
幼児向けスポーツ教室	集団遊びやボール遊びなど、体を元気いっぱい動かして遊ぶ幼児向け教室をスポーツセンター等で開催します。
親子スポーツ教室	親子体操やグループゲームなど、親子のスキンシップを促進する教室を各区スポーツセンター等で開催します。
親子向け運動遊び	乳幼児とその保護者を対象として、楽しみながら親子のふれあい遊びや体操、ダンスなどで身体を動かすことができるイベント等を開催します。

(2) 子どものスポーツの推進と体力向上に向けた取組

青少年期は乳幼児期とともに、一生涯にわたる心身の礎を築く大切な時期といわれています。子どもの頃にスポーツの楽しさを味わうことで、大人になってからも「する」「みる」「ささえる」など何らかの形でスポーツに携わることが多くなります。また、体力面においても、学生時代に部活動などスポーツを経験した子どもたちは、大人になってからも高い体力水準を維持する傾向にあるとされています。

乳幼児期に培った「身体を動かすことの楽しさ」を基礎として、友達や仲間と楽しく動くことや技術の向上を目指すなど、スポーツに求めるものが多様化する重要な時期であることから、子どもがスポーツに夢中になり、生涯にわたってスポーツに親しみながら豊かなライフスタイルを実現する資質・能力を育てるとともに、学校や地域においてスポーツ機会の充実と体力の向上に取り組めます。

◆学校におけるスポーツの充実と子どもの体力向上

主な取組	概要
新体力テストの活用	子どもたち一人ひとりが自分の体力や運動能力を知り、体力や運動に対する意識を深め、日頃からスポーツに親しむきっかけとするため、新体力テストを実施します。 その結果を分析し、学校体育等の基礎資料として活用し授業内容の充実・改善を図るとともに、調査結果を家庭と共有し、子どもたちの体力・運動能力の向上に役立てます。
小学校キラキラタイム	休み時間や放課後に児童が一斉に外に出て遊ぶ機会を「キラキラタイム」として設けるなど、子どもたちが自ら進んで遊びやスポーツに親しむ機会を拡充し、体力の向上につなげます。
技術的指導を行う部活動指導者の派遣	部活動の顧問教諭と連携・協力して技術的指導やアドバイスをを行う部活動指導者を中学校へ派遣し、生徒一人一人の競技に対する知識や技能、意欲の向上を図ります。
小学校地区別運動会	近隣小学校の小学6年生が一斉参加する地区別運動会を市内各地で開催します。 近隣校の友達と運動を通して交流し、お互いを認め合ったり励まし合ったり、友達と協力する楽しさを味わうとともに、子どもたちが運動の楽しさや喜びを感じ、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむきっかけとします。
フラッグフットボールの普及・交流大会	アメリカンフットボールを基に誰でも安全に楽しめるよう考案されたフラッグフットボールについて、小学校の授業で取り組むとともに、子どもたちの交流大会を開催します。
川崎市中学校総合体育大会	学校におけるスポーツの充実・発展とスポーツライフの基礎を培い、健康で心豊かな中学生の育成を目的として、市内の運動部活動の総合体育大会を開催します。
大会への複数校合同チーム参加	生徒数が減少し、1校単位でのチーム編成が困難な中学校に対し複数校での合同チーム編成を認め、運動部活動に取り組む子どもたちの大会への参加機会を確保します。
教員の指導力向上	教員向けの実技研修会や講習会を開催するほか、学習指導要領の趣旨を踏まえた事例集を作成し、教員の指導力向上を図ります。

◆小学校と中学校、中学校と高校の連携

主な取組	概要
小学校陸上記録会	川崎市中学校総合体育大会の陸上競技大会において、小学生の陸上記録会を開催します。また、小学生が公認の陸上競技場である等々力陸上競技場で走る機会を設け、運動に積極的に親しむとともに、小学校と中学校の連携を促進します。
運動部活動 中学・高校合同講習会	運動部活動を通じて、市立中学校と高校の連携を深めるため、各種目で合同講習会を開催し、子どもたちの技術力、競技力の向上に取り組みます。

◆地域における子どものスポーツの充実

主な取組	概要
キッズスポーツ教室 ジュニアスポーツ教室	球技やダンス、器械体操など、スポーツの楽しさを体感し、体の基礎づくりにつながるような教室を開催します。
総合型地域スポーツクラブにおける子ども向けスポーツ事業	総合型地域スポーツクラブで実施している子ども向けのスポーツ事業をクラブの近隣の学校へ紹介します。
「子どもの泳力向上プロジェクト」水泳教室	地域のスイミングスクール等と連携して、泳ぎが苦手な児童を対象に、水泳教室を開催します。

◆学校と地域の連携

主な取組	概要
学校体育・運動部活動の充実に向けた外部の指導者の積極的活用	学校体育や運動部活動を充実させるため、総合型地域スポーツクラブなど地域の人材やトップアスリート等と連携し、指導補助者や専門指導のできる指導者を派遣します。

◆トップアスリート等との連携

主な取組	概要
ふれあいスポーツ教室	子どもたちにスポーツの楽しさや素晴らしさを感じてもらうため、本市をホームタウンとして活躍するスポーツチーム及び「かわさきスポーツパートナー」が小学校に出向き、子どもたちと選手が直接ふれあう取組を進めます。
大規模大会サブイベント、プレ・アフターイベント	大規模スポーツ大会の開催に併せて、川崎市ゆかりのトップアスリートやスポーツチーム等による体験教室や関連イベントを開催します。大会開催の成果を子どもたちに還元し、スポーツへの興味関心を呼び起こし、「みる」スポーツから「する」スポーツに繋がります。

スポーツフェスタ	スポーツチームや各競技団体などと連携し、小学校低学年の子どもとその保護者を対象としたスポーツイベントを開催します。 陸上や球技のほか、ダンスやニュースポーツ、パラスポーツの体験教室や体験ブースを設けて、子どもがスポーツを始めるきっかけを提供します。
----------	---

(3) 成人のスポーツの推進と運動による健康づくり

市民アンケート等からも、学校を卒業し、仕事や家事、育児が忙しくなる子育て期や働き盛り世代は、運動不足を感じている割合が高くなっています。

スポーツ実施率が低く、運動不足になりがちな子育て期・働き盛り世代やこれまでスポーツに関わってこなかった人が、継続的にスポーツを楽しむことができるよう、夜間スポーツ教室や健康づくり教室など年代・性別に応じた幅広いスポーツ事業を実施します。

主な取組	概要
夜間スポーツ教室	スポーツセンター等での夕刻・夜間の個人利用やスポーツ教室を開催し、社会人が仕事帰りにスポーツに親しめるようにします。
親子スポーツ教室	親子体操やグループゲームなど、親子のスキンシップを促進できる教室をスポーツセンター等で開催します。 また、子育て中も気軽にスポーツを楽しめるよう、スポーツセンター等での保育ボランティアの配置に努めます。
ニュースポーツ教室、レクリエーションスポーツ教室	仕事や家事が忙しく、スポーツから一度離れてしまった人たちも再びスポーツを始められるよう、カローリングなどのニュースポーツや、手軽に楽しみながらできるレクリエーションスポーツに親しむ機会を提供します。
健康づくり教室	ストレッチやエクササイズ、ヨガなど心身コントロールのための教室や生活習慣病やメタボリック症候群などの予防・改善に役立つ運動教室を開催します。
親子向けスポーツイベント	親子向け運動遊びやスポーツフェスタなど、子どもとその保護者を対象としたスポーツイベントを通して、子育て期の人が身体を動かすスポーツに親しむ機会を提供します。
働き盛り世代への普及啓発活動	市内の働き盛り世代の健康づくりを目的として、職域保健と連携した取組などを通して、スポーツや身体活動に関する普及啓発活動を行います。

(4) 高齢者のスポーツの推進と運動による健康づくり

本市の高齢者人口は引き続き増加が見込まれる中、いつまでも元気で明るく生き生きとした生活を送ることができるよう、生活習慣病の予防・改善や健康寿命の延伸など高齢者向けのスポーツ機会を提供するとともに、高齢者の高い健康意識に対応した健康づくり事業を展開します。

また、高齢者がスポーツや運動を通じて地域社会に参加し交流を深め、生きがいを得られるよう、保健・福祉・教育など幅広い分野と連携しながらスポーツを推進します。

主な取組	概要
シニアスポーツ教室	リフレッシュ体操やシニアスイミングなど、高齢者向けの教室を開催します。
市老人スポーツ大会	豊かなシニアライフの形成と体力の増進を目的として、高齢者向けのスポーツ大会を開催します。
グラウンドゴルフ・ゲートボールの奨励	老人クラブを中心に市内各地で普及しているグラウンドゴルフとゲートボールについて、区単位の大会やねんりんピック予選を兼ねた市民大会を開催します。
ねんりんピック（全国健康福祉祭）への派遣	高齢者のスポーツ・文化の祭典である全国健康福祉祭に選手団を派遣し、健康の増進、社会参加、生きがいづくりを推進します。
健康づくり教室	公園体操やストレッチ体操などの介護予防等の取組や、生活習慣病・メタボリック症候群などの予防・改善に役立つ運動教室を開催します。
いこい元気広場	市内のいこいの家を拠点として、高齢者を対象に、転ばない身体づくりのための体操や健康づくりにつながるミニ講座を行います。
介護♥予防かわさき体操	「上を向いて歩こう」と「好きですかわさき愛の街」の楽曲を用いた、介護予防のための本市オリジナル体操の普及に取り組みます。
パラスポーツ体験会	関係部署や関係機関との連携による高齢者の介護予防等を目的として、老人福祉センター等でパラスポーツ体験会を開催し、パラスポーツの普及に取り組みます。

(5) パラスポーツの推進

誰もが日常的にスポーツに親しめる環境づくりを進めるため、障害の有無に関わらず、地域でスポーツを楽しみ、スポーツを通して豊かな生活を営むことが必要となります。

障害のある方が一人でも多く、自身の興味や関心に合わせてスポーツを楽しみ、交流し、社会参加・地域参加ができるよう、スポーツ教室や体験教室、総合スポーツ大会などを開催します。

併せて、様々な工夫をしながら、障害のある方のみならず障害のない方も含め、誰もがスポーツを楽しむことができる実施の機会や環境の充実を図ります。

さらに、パラスポーツ活動を支える指導員の育成と資質向上のための指導員養成講習会、障害の有無に関わらず混ざり合っ楽しめる競技の普及や小中学校での体験講座、全国規模のパラスポーツ大会の開催支援などを通じて、パラスポーツの機会の拡充と障害への理解の促進を図ります。

◆パラスポーツの振興

主な取組	概要
<ul style="list-style-type: none"> ・市障害者スポーツ大会 ・市身体障害者球技大会 	川崎市障害者スポーツ協会と連携し、パラスポーツの推進と社会参加や障害者同士の交流を目的とする市障害者スポーツ大会（水泳、陸上競技、フライングディスク、アーチェリー、ボウリング、卓球、ボッチャ）や種目別の球技大会を開催します。
全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣	国民体育大会の開催に合わせて同会場・同施設で毎年開催されている全国障害者スポーツ大会に川崎市選手団を派遣します。

◆パラスポーツの普及促進

主な取組	概要
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ教室 ・障害者スポーツデー 	障害者のスポーツライフを支えるため、スポーツ教室や体験教室、レクリエーション教室等を開催し、パラスポーツの普及促進を図ります。各区スポーツセンター等において、障害者や介助者等にパラスポーツを楽しんでもらう「障害者スポーツデー」を開催します。
パラスポーツやってみるキャラバン	福祉教育の一環として、市内小中学生にパラスポーツの魅力を伝える体験講座「パラスポーツやってみるキャラバン」を実施します。
ボッチャの普及促進	パラスポーツの機会の拡充と障害への理解の促進を図るため、障害の有無に関わらず混ざり合っ楽しめるボッチャ競技の普及に向けて、関係団体や企業等と連携した体験会の開催や、用具の貸し出し、大会の開催などの取組を進めます。
パラアスリートの施設利用	パラスポーツの普及促進やパラアスリートの競技力向上を図るため、等々力陸上競技場の施設提供や、民間企業との協定に基づき、パラアスリートの施設利用を促進します。
リハビリテーション福祉センター体育館・グラウンド・プールの利用	障害の状態に応じて安心してスポーツに取り組める場として、リハビリテーション福祉センターの体育館・グラウンド・プールを提供します。

◆パラスポーツの観戦機会の充実

主な取組	概要
全国規模のパラスポーツ大会の開催支援	多くの人にパラスポーツの魅力を知ってもらうため、「日本アンプティサッカー選手権」をはじめ、「ジャパンデフバレーボールカップ」などの全国規模のパラスポーツ大会の開催を支援し、効果的な広報を実施します。

◆パラスポーツの指導者育成

主な取組	概要
パラスポーツ指導者の育成	川崎市障がい者スポーツ指導者協議会等と連携し、初級障がい者スポーツ指導員養成講習会を開催するなど、パラスポーツの普及に向けた指導者の育成と資質向上を図ります。

基本方針3 地域の多様なスポーツをささえあい、交流が深まるまち

市民や多様な主体と行政が連携を図りながら、地域の特性を踏まえた多様なスポーツ事業やイベントを開催するとともに、地域でのスポーツ活動を「ささえる」担い手を充実させるための取組を推進することにより、スポーツが地域に根付き、地域の自主的なスポーツ活動を活性化することに加えて、地域でともに暮らす仲間とのふれあいやコミュニケーションを楽しみ、地域社会への参加のきっかけが得られ、地域での交流が深まるまちを目指します。

【基本方針に基づく基本施策】

- (1) スポーツを「ささえる」人材の育成
- (2) 総合型地域スポーツクラブの充実
- (3) 地域の特性を踏まえたスポーツの推進
- (4) 運動の習慣づけの促進

【成果指標】

指標	現状値	目標値
総合型地域スポーツクラブの会員数	3,945 人 (令和 2 年度)	5,500 人以上 (令和 7 年度)
スポーツ推進委員の定員における充足率	87.8% (令和 2 年度)	95%以上 (令和 7 年度)
かわさき多摩川マラソンにおける情報保障など、障害者対応ができるボランティアの数	0 人 (平成 30 年度)	10 人以上 (令和 7 年度)
かわさき多摩川マラソンにおける一般ボランティアでボランティアリーダーを担える人材の数	7 人 (平成 30 年度)	11 人以上 (令和 7 年度)
川崎市障がい者スポーツ指導者協議会への指導者登録者数	193 人 (令和 2 年度)	242 人以上 (令和 7 年度)

(1) スポーツを「ささえる」人材の育成

スポーツの楽しさに気づき、自らスポーツ活動を積極的に行っていこうという思いを育てることは不可欠です。また、スポーツが地域に根つき、地域で自主的なスポーツ活動を活性化させていくためには、その活動を支える指導者やボランティアが必要です。

市民が幅広くスポーツに親しむ機会を提供するため、市民のニーズに対応した指導者の育成や資質向上に努めるとともに、スポーツ活動の企画や運営を支えるスタッフ・ボランティアの必要性や活動内容を市民に周知し、活動機会の拡充に努めます。

主な取組	概要
競技指導者等の育成支援	川崎市スポーツ協会と連携し、市内の種目別競技団体が行う指導者の育成事業を支援します。また、川崎市障害者スポーツ協会や川崎市障がい者スポーツ指導者協議会等と連携し、パラスポーツの普及に向けた指導者の育成と資質向上を図ります。
スポーツ推進委員の充実	地域スポーツの一層の推進を図るため、地域スポーツの重要な担い手であるスポーツ推進委員について、現在の欠員状態を解消するとともに若い世代の増加を図るなど、活動をより多様化させるための取組を進めます。また、市内各地区の研修会や講習会を開催し、スポーツ推進委員の資質の向上を図ります。さらに、神奈川県研修会や関東研究大会、全国研究協議会等への参加を支援します。
健康づくりのためのボランティアの養成・連携	各区の特性を活かし、運動等を通して地域密着型の健康づくりに取り組む運動普及推進員等の健康づくりボランティアを養成するとともに、連携して取組を推進します。
スポーツボランティア人材の育成	各種スポーツ大会が地域主体で実施できるよう、大規模スポーツ大会を通じたボランティア人材の育成等を進めます。
川崎市スポーツ賞	指導者やスタッフとしてスポーツの普及・振興に顕著な功績を残した市民に川崎市スポーツ賞を贈呈します。

(2) 総合型地域スポーツクラブの充実

地域の特性や本市の地域資源を活用しながら「人づくり」「仲間づくり」「地域づくり」「健康づくり」を進め、多様な形でスポーツに関わることのできる総合型地域スポーツクラブは、地域スポーツの担い手として、クラブ数の量的拡大に加え、質的な充実が求められています。

引き続き、総合型地域スポーツクラブの設立支援・活動の拡大に取り組むとともに、既存クラブに対しては、連絡協議会等を開催し、情報交換や運営の助言を行うほか、クラブ間の情報共有や各クラブの認知度向上に向けた支援を行います。

主な取組	概要
クラブの設立支援	クラブ設立を希望する団体に対して、県と連携してクラブの概要・理念・運営方法等の指導・助言、育成アドバイザーの派遣等を行います。 また、クラブの設立に向けて、広報活動や指導・助言を行います。
クラブの安定的な運営に関する支援	総合型クラブの育成連絡協議会を開催し、クラブ間の情報共有や各クラブの周知活動など、必要な支援を行います。 クラブの認知度向上に向けて、市政だよりやホームページ等で市民への情報発信を行います。

(3) 地域の特性を踏まえたスポーツの推進

都市化の進行によりコミュニティの質が変容する中においても、市民や多様な主体と行政が連携を図りながら、地域課題や多様な市民ニーズに的確に対応する必要があります。

スポーツを通じて、魅力ある地域づくりやコミュニティの形成・活性化、健康づくりへの意識の向上などを図るため、「する」「みる」「ささえる」など、様々な立場や役割で市民が関わることができる特色あるスポーツ事業・イベントなどを展開します。

◆各区で実施する主なスポーツ事業・イベント

主な取組		概要
川崎区	パワフルかわさき区民綱引き大会	かわさき市民まつりにおいて、川崎区内でともに暮らす町内会や子ども会、クラブチーム、企業など多様な主体が参加する綱引き大会を開催します。
幸区	幸区リレーカーニバル	幸区における地域主体の一大スポーツイベントとして、小学生・中学生から大人まで、区内の各地域から約 900 人が参加するリレー種目限定の運動会の開催を支援します。
中原区	中原スポーツまつり	ニュースポーツやパラスポーツなど誰もが気軽にできるスポーツを通じて、多世代間の地域住民の交流機会を創出し、相互親睦を深めることにより、健康で明るく住み良いまちづくりを推進します。
高津区	高津地区・橘地区親子運動会	運動・スポーツを通して親子のコミュニケーションを促進し、近隣住民同士の親睦を深めるため、親子参加型、町内会対抗型の地区別運動会を開催します。
宮前区	みやまえスポーツふえすていばる	ソフトボール大会やバレーボール等の球技、ニュースポーツ、ウォーキング大会など様々な種目のスポーツ大会を年間通じて開催し、多様なスポーツに親しむ機会を提供します。
多摩区	多摩区スポーツフェスタ	誰もが安心して参加でき、気軽にスポーツに親しむ・楽しむ機会を提供し、アスリートとの交流などを通じて、区民のスポーツへの関心を高め、スポーツを通じた健康で元気のあるまちづくりを推進します。
麻生区	あさおスポーツフェスティバル	健康と体力の向上、活力ある地域づくりを目的として、麻生区内の様々な団体と連携し、市民が自主的に行う様々なスポーツ大会を支援します。

◆多様な主体と連携した取組

主な取組		概要
川崎区	アサヒビールシルバースターとの連携	富士通スタジアム川崎を活動拠点としている「アサヒビールシルバースター」と連携し、選手と子どもたちがふれあう体験イベントなどを実施します。
幸区	川崎フロンターレ幸アシストクラブ	幸区内の町内会連合会、社会福祉協議会、商店街連合会などにより構成され、区内で活動する各種団体と川崎フロンターレが協力して地域イベントや大会を開催し、地域の交流やコミュニティの活性化を図ります。

中原区	富士通フロンティアーズ・法政大学オレンジとの連携	中原区内を活動拠点とする両チームとの連携を深め、アメリカンフットボール・フラッグフットボールの普及に取り組みます。
	川崎フロンターレ中原アシストクラブ	中原区内の商店街や法人、団体により構成され、今後も住民転入が続くと予想される中原区の特徴を踏まえ、区のイメージアップと新規住民と既存住民の懸け橋として川崎フロンターレを通じて、地域交流の機会拡充とコミュニティの活性化を図ります。
高津区	高津区地域連携スポーツ事業	NPO、企業、学校、スポーツ団体等と連携し、「ファミリースポーツ縁日」などのスポーツイベントを開催し、地域コミュニティの活性化や地域におけるスポーツの参加機会の拡充を図ります。
宮前区	フロンタウンさぎぬまとの連携	川崎フロンターレが運営するフットサル施設「フロンタウンさぎぬま」と区役所間で協定を締結し、同施設を地域資源と位置付け、スポーツ・健康づくりをはじめとした広範な分野において積極的に相互の連携・協力を進めます。
多摩区	稲城市・多摩区連携事業	多摩区と隣接する東京都稲城市との連携事業として、両スポーツ推進委員の協力によりウォーキングイベント等を開催することで、両市民の交流を深め、地域の活性化、体力づくりを図ります。
	フロンタウン生田との連携	令和5（2023）年春に供用開始が予定される「フロンタウン生田」を新たな区の重要なスポーツ資源と捉え、事業者や地域等との効果的な連携により、スポーツを活用した地域の活性化を一層推進していきます。
麻生区	スポーツのまち麻生推進会議	町内会や子ども会、スポーツ推進委員会など麻生区内でスポーツ事業を実施している団体と区役所間で連携し、区内のスポーツ事業の企画提案・意見交換を行います。
	川崎フロンターレ麻生アシストクラブ	麻生区内の企業・団体が中心となり、川崎フロンターレと連携し、魅力ある「スポーツのまちづくり」を推進するとともに、スポーツを通じて豊かな人間性を育む環境づくりを進めます。

(4) 運動の習慣づけの促進

日常生活において、身体を動かし、習慣的に運動を行うことは、生活習慣病の予防や介護予防に効果があることが認められています。また、日常生活の中で意図的に身体を動かすことの積み重ねが、生活習慣病の予防につながります。

市民の健康づくりのため、運動普及推進員等の健康づくりボランティアによる活動をはじめ、オリジナル体操の普及・活性化や、誰もが気軽に取り組めるウォーキングなどの普及啓発により、運動の習慣づけを促進します。

主な取組	概要
健康づくりのためのボランティアの養成・地域での活動支援	運動等をテーマに、家族ぐるみ、地域ぐるみで健康づくりに取り組むことができるようにボランティアと連携しながら、体操やウォーキングなどの普及に取り組みます。

◆体操の普及

主な取組	概要
介護♥予防かわさき体操	「上を向いて歩こう」と「好きですかわさき愛の街」の楽曲を用いた、介護予防のための本市オリジナル体操の普及に取り組みます。
川崎区 ほほえみ元気体操	健康づくり・介護予防のために作成したほほえみ元気体操を健康づくりサポーターとともに普及していきます。 椅子に座って行う体操と、立ち姿勢で行う体操の2種類があります。
幸区 地域の自主体操グループと連携した健康づくり活動の推進	町内会館等で様々なグループが実施している健康体操やストレッチ等の活動を支援し、住民主体の健康づくり活動を推進します。
中原区 なかはらパンジー体操	健康づくりや地域交流を目的に、区の花パンジーが元気に咲く様子をモチーフに作成した区のオリジナル体操を用いて、市民ボランティア「なかはらパンジー隊」とともに普及活動を行います。
高津区 高津公園体操	生活習慣病や転倒・骨折の予防を目的として作成した、「有酸素運動」「筋力トレーニング」「柔軟運動」という運動の3大要素を組み込んだ区のオリジナル体操の普及に取り組みます。
宮前区 ・宮前区公園体操 ・宮前区ストレッチ体操～風の中で～	健康づくりと介護予防を目指し、公園等で地域住民が自主的に行う体操の取組を支援します。 また、世代を問わず、運動が苦手な人でも安心して取り組めるようヘルスパートナーみやまえ（宮前区運動普及推進員）が作成した区のオリジナルストレッチ体操の普及に取り組みます。
多摩区 ・多摩区いきいき体操 ・多摩区みんなの公園体操	健康づくりと介護予防、地域のネットワークづくり・活性化を目指した体操について、地域への普及に取り組みます。

麻生区	<ul style="list-style-type: none"> ・かがやいて麻生ストレッチ体操 ・公園体操 	みんなが一緒にできるような区のイメージソング「かがやいて麻生」に合わせて、あさお運動普及推進員の会が作成したストレッチ体操について、公園での定期開催や区民まつり、出張体験教室などの場で地域への普及を進めます。
-----	--	--

◆ウォーキングの推進

主な取組		概要
ウォーキングの普及促進		場所や時間、年齢を問わず誰もが手軽に取り組めるウォーキングを推進するため、各地域の散策コース・ウォーキングマップを活用した取組を進めます。
川崎区	かわさき区魅力発見宝物ウォーキングガイドブック	東海道川崎宿や川崎大師といった名所の他、隠れた川崎区の魅力も探索しながら、楽しく健康づくりができるガイドブックを配布します。
幸区	ウォーキンググループの活動支援	区内のウォーキンググループと連携して、保健師等による健康教育を実施するなど、ウォーキングによる健康づくり・介護予防活動を支援します。
中原区	歩こう会	歩くことによる健康増進と体力向上につなげようと、中原区内を中心に月1回の定例ウォーキングを開催します。 楽しく歩くことに主眼を置き、誰でも自由に参加可能で友人づくりを目的に参加する人も多いウォーキングです。
高津区	橘の散歩道ウォークラリー	地図を見ながら地域を歩き、途中でクイズやゲームをしながら子どもたちに地域の魅力を再発見してもらうウォークラリーを開催します。
宮前区	<ul style="list-style-type: none"> ・歩こう会 ・ディスカバーウォーク 	スポーツ推進委員と連携した「歩こう会」、青少年指導員と連携した地域発見型ウォーキング「ディスカバーウォーク」を開催します。
多摩区	多摩区ふれあいウォーキング	普段見過ごしがちな風景に目を留めながら地域を楽しく歩く「多摩区ふれあいウォーキング」を開催します。
	多摩区健康ウォーク	多摩区ウォーキング推進委員会が中心となり、身近な地区でウォーキングをする場として「多摩区地区ウォーク」を開催し、区内の自然と名所を歩くウォーキングコースを紹介します。
麻生区	<ul style="list-style-type: none"> ・歩け歩け運動 ・わくわくウォーク 	区内の自然や歴史・景観に触れながらまちを歩く「歩け歩け運動」と、ゲームやクイズをしながらチームでコースを回る「わくわくウォーク」などを実施します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・公園ウォーキング ・あさおウォーキングマップ 	地域の健康づくりを推進するため、ウォーキング普及ボランティアと連携し、区内の公園を拠点に2～3km程度のウォーキングを実施します。 また、麻生区内のウォーキングコースをわかりやすく紹介したマップを発行します。

基本方針4 スポーツに挑戦する喜びがあるまち

本市にゆかりのあるアスリートが各種競技大会で活躍できるよう、次世代アスリートの強化・育成支援や競技指導者の育成支援に取り組み、また、市民が日頃の努力の成果を発揮できる競技大会を開催することなどにより、スポーツを通して夢や感動、川崎への愛着を感じるとともに、スポーツに挑戦し、目標を達成する喜びを感じることができるまちを目指します。

【基本方針に基づく基本施策】

- (1) 次世代アスリートの強化・育成
- (2) 指導力の向上
- (3) 各種スポーツ大会の開催・参加

【成果指標】

指標	現状値	目標値
個人型トップアスリート助成の実施件数	5件 (令和2年度)	10件以上 (令和7年度)
選手・指導者などのスポーツ人材と連携した事業の参加人数	506人 (令和2年度)	3,800人以上 (令和7年度)
市民大会等各種スポーツ大会の開催数	22回 (令和2年度)	56回以上 (令和7年度)
市障害者スポーツ大会競技参加者数	422人 (令和元年度)	447人以上 (令和7年度)

(1) 次世代アスリートの強化・育成

本市に縁のあるアスリートが各種競技大会で活躍することにより、市民に夢や希望、感動を与え、川崎への愛着や誇り（シビックプライド）の醸成に繋がり、スポーツのまち・かわさきを広くPRすることができます。

将来を見据えた、本市からのオリンピック・パラリンピック選手の輩出の可能性を高めるための取組として、川崎市スポーツ協会と連携を図りながら、神奈川県や国の強化指定選手等への指定につなげるための、次世代アスリートの強化・育成に向けた支援を行います。

主な取組	概要
次世代アスリートの強化・育成支援	潜在能力のある次世代アスリートを発掘し、県・関東・全国レベルの競技大会で活躍できるよう、市内の種目別競技団体が行う強化・育成事業に対して支援を行います。また、将来的にオリンピック・パラリンピックを目指す個人アスリートに対して支援を行います。
川崎フロンターレサッカークリニック	川崎フロンターレのコーチを市内の中学校に派遣し、部活動に取り組む子どもたちを指導し、サッカーの技術力向上に取り組めます。

(2) 指導力の向上

市民のスポーツへの興味・関心が多様化する中で、市民スポーツを実施する上での指導者ニーズに適切に対応するため、指導者の計画的な育成や資質の向上に取り組むとともに、地域のスポーツ団体への指導者派遣を行います。

主な取組	概要
スポーツ指導者の派遣	生涯スポーツの積極的な普及・推進と指導者の確保及び資質向上を図るため、地域のスポーツ団体等の要請に応じて川崎市スポーツ協会加盟団体の専門指導者を派遣します。
競技指導者等の育成支援	川崎市スポーツ協会と連携し、市内の種目別競技団体が行う指導者の育成を支援します。また、川崎市障がい者スポーツ指導者協議会等と連携し、パラスポーツの普及に向けた指導者の育成と資質向上を図ります。

(3) 各種スポーツ大会の開催・参加

障害の有無などに関わらず、日頃のトレーニングや努力の成果を発揮し、競い合い、目標を達成する喜びを感じる機会として競技大会を開催するとともに、大規模なスポーツ大会への参加を支援・奨励します。

主な取組	概要
市民スポーツ大会	市民の生涯スポーツの意識高揚や健康増進、体力の向上を目的として、様々な種目で広く市民が参加できるスポーツ大会を開催します。
市障害者スポーツ大会の開催 全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣	パラスポーツの推進と社会参加を目的として、市障害者スポーツ大会（陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ）を「全国障害者スポーツ大会」の本市代表の選考も兼ねて開催します。 また、国民体育大会とともに行われる全国障害者スポーツ大会に川崎市選手団（個人競技選手及び役員）を派遣します。
市町村対抗かながわ駅伝への参加	本市の代表選手を選抜し、神奈川県内の市町村対抗の駅伝大会に参加します。
かわさき多摩川マラソン	多摩川の河川敷を活用し、本市を代表するスポーツイベントを開催します。数千人が参加する大規模大会であり、自己の目標へ挑むことや他のランナーとの競い合いによる競技の醍醐味を味わうことができます。
国際大会・国民体育大会や、中学生・高校生の大規模大会への出場奨励	国際大会（オリンピック・パラリンピック、アジア大会等）や国民体育大会に出場する市内に住所を有する選手に奨励金を交付します。 また、関東大会・全国大会等に出場する市立中学校・高校の生徒に参加奨励費と派遣費を支給します。
川崎市スポーツ賞	スポーツで顕著な活躍をした個人や団体を対象に、川崎市スポーツ賞を贈呈します。

基本方針5 スポーツを通して川崎の魅力・活力が感じられるまち

川崎で活躍するトップチーム・トップアスリートと連携を図り、スポーツのみならず教育や文化芸術、環境、産業などの各分野において地域活動や地域の活力を高める取組を推進することにより、市民とチーム等との交流を促進し、市民のスポーツやチーム等に対する興味・関心を高めるとともに、スポーツを通して誰もが川崎の魅力・活力を感じられるまちを目指します。

【基本方針に基づく基本施策】

- (1) ホームタウンスポーツの推進
- (2) スポーツを通じた本市の魅力発信
- (3) スポーツによる地域の活性化
- (4) アメリカンフットボールを活かしたまちづくり

【成果指標】

指標	現状値	目標値
かわさきスポーツパートナー等によるふれあいスポーツ教室の実施数	35 回 (令和元年度)	34 回以上 (令和7年度)
川崎フロンターレによる小・中学校等での巡回サッカー教室の実施回数	88 回 (令和2年度)	120 回以上 (令和7年度)
フラッグフットボールの巡回教室、交流大会の実施数	118 回 (令和2年度)	150 回以上 (令和7年度)

(1) ホームタウンスポーツの推進

スポーツが盛んで、活気あふれるまちを目指して、本市は、これまで6団体を「かわさきスポーツパートナー」として認定し、ホームタウンスポーツのシンボルとして、市民のまちへの愛着と誇り、連帯感を育むなど、市民との交流・ふれあい事業を中心としたスポーツ活動を推進してきました。

本市をホームタウンとするトップチームなどと協働・連携しながら、「地域コミュニティの醸成」、「生涯スポーツの推進」、「青少年の健全育成」、「都市イメージの向上」、「スポーツを支える環境整備の推進」、「地域の活性化」等を一層進めるため、今後も引き続き、クラブや後援会などへの多角的な支援を行い、ホームタウンスポーツの振興を図ります。

主な取組	概要
ふれあいスポーツ教室	子どもたちにスポーツの楽しさや素晴らしさを感じてもらうため、本市をホームタウンとして活躍するスポーツチーム及び「かわさきスポーツパートナー」が小学校に出向き、子どもたちと選手が直接ふれあう取組について、実施チームの拡充など、さらなる充実を図ります。
「かわさきスポーツパートナー」のホームゲーム招待や交流イベント実施	本市をホームタウンとして活躍する「かわさきスポーツパートナー」の試合に市民を招待し、スポーツ観戦の醍醐味を直接肌で感じることのできる機会を提供します。 また、「かわさきスポーツパートナー」間で協力し、種目の枠を超えた連携や一堂に会する市民との交流イベントなどを実施し、地域に根差した活動を行います。
市内を拠点に活動するアスリート等との連携	本市をホームタウンとして活躍する「かわさきスポーツパートナー」や、「かわさきスポーツアンバサダー」など、様々な種目で市内各地区を拠点に活躍しているアスリート等との連携を進めます。 また、市内を拠点にSDGsに取り組むアスリート等と連携し、本市のSDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」の活用などを通じて、市内におけるSDGsの取組の活性化を図ります。

◆川崎フロンターレとの連携・協働

主な取組	概要
川崎フロンターレが行う地域貢献活動の支援	川崎フロンターレが市内で行っているスポーツ活動やスポーツ以外の分野での地域活動を支援し、「地域コミュニティの醸成」、「生涯スポーツの推進」、「青少年の健全育成」、「都市イメージの向上」、「スポーツを支える環境整備の推進」、「地域の活性化」等の取組を推進します。
川崎フロンターレ後援会の活動支援 川崎フロンターレ連携・魅力づくり事業実行委員会	チームが市民のシンボルとなり、市民のまちへの愛着と誇り、連帯感が育まれるよう、川崎フロンターレ後援会や川崎フロンターレ連携・魅力づくり実行委員会を通じて同クラブへの多角的な支援を行います。

	イベント広場「フロンパーク」の開催支援	等々力陸上競技場での川崎フロンターレのホームゲーム時に開設されるイベント広場「フロンパーク」の開催を支援します。 市内産物・名産品の物販・名所のPRブースなどの開設や、本市にちなんだイベントの開催など、等々力陸上競技場を訪れる市民はもとより、アウェイチームサポーターに対しても本市の魅力を感じられる機会を提供します。
川崎区	協定に基づく連携	魅力あるまちづくりに向け、区の地域特性に応じた相互の連携・協力により、地域資源を活かしたまちづくりを進め、持続可能な社会の実現を推進します。
幸区	川崎フロンターレ幸アシストクラブ	幸区内の町内会連合会、社会福祉協議会、商店街連合会などにより構成され、区内で活動する各種団体と川崎フロンターレが協力して地域イベントや大会を開催し、地域の交流やコミュニティの活性化を図ります。
中原区	川崎フロンターレ中原アシストクラブ	中原区内の商店街や法人、団体により構成され、今後も住民転入が続くと予想される中原区の特徴を踏まえ、区のイメージアップと新規住民と既存住民の懸け橋として川崎フロンターレと連携しながら、地域交流の機会拡充とコミュニティの活性化を図ります。
高津区	まちづくりに関する連携・協力	川崎フロンターレと高津区のまちづくりに関する協定を締結し、「脱炭素アクションみぞのくち」の推進や健康づくりの取り組み等、SDGsの達成と魅力あるまちづくり、地域コミュニティの活性化に向け、スポーツに限らない幅広い分野での連携・協力を進めます。
宮前区	フロンタウンさぎぬまとの連携	川崎フロンターレが運営するフットサル施設「フロンタウンさぎぬま」と区役所間で協定を締結し、同施設を地域資源と位置付け、スポーツ・健康づくりをはじめ広範な分野において積極的に相互の連携・協力を進めます。
多摩区	フロンタウン生田との連携	令和5（2023）年春に供用開始が予定される「フロンタウン生田」を新たな区の重要なスポーツ資源と捉え、事業者や地域等との効果的な連携により、スポーツを活用した地域の活性化を一層推進していきます。
麻生区	川崎フロンターレ麻生アシストクラブ	麻生区内の企業・団体が中心となり、川崎フロンターレと連携し、魅力ある「スポーツのまちづくり」を推進するとともに、スポーツを通じて豊かな人間性を育む環境づくりを進めます。

◆川崎ブレイブサンダースとの連携・協働

主な取組	概要
川崎ブレイブサンダースが行う地域貢献活動の支援	川崎ブレイブサンダースが市内で行っているスポーツ活動やスポーツ以外の分野での地域活動を支援し、「地域コミュニティの醸成」、「生涯スポーツの推進」、「青少年の健全育成」、「都市イメージの向上」、「スポーツを支える環境整備の推進」、「地域の活性化」等の取組を推進します。 また、令和2（2020）年に川崎ブレイブサンダースと市との間で締結したSDGsの推進に関する協定に基づき、バスケットボールを通じた市民の健康づくりや、SDGsの啓発などの取組を進めます。

(2) スポーツを通じた本市の魅力発信

スポーツには、地域の一体感や市民の活力の醸成など、様々な効果があるとされています。

「かわさきスポーツパートナー」をはじめとするスポーツチームやアスリートの持つ情報発信力・PR力は特筆すべきものがあり、産業・文化・芸術と並んでスポーツが、都市としての更なる魅力の向上や、市民としてのアイデンティティの形成、川崎への愛着・誇り（シビックプライド）の醸成に大きく寄与すると考えられます。

ホームタウンスポーツの推進や若者文化の発信によるまちづくりなど、スポーツに関連する様々な取組と連携を図りながら、自ら暮らすまちへの愛着と誇りの次世代への継承や、観光・教育などの各分野の施策・事業の効果を高め、活力にあふれた魅力あるまちづくりを進めます。

主な取組	概要
英国ホストタウン	「ホストタウン構想」を活用し、英国とスポーツ、文化、教育など幅広い分野での交流事業を実施します。
他都市との交流	スポーツを通して他地域との交流を図り、スポーツの魅力や楽しさを多面的に感じ、心身の健全な成長に資することを目的とした交流事業を実施します。
ポスターなど各種啓発事業への協力	トップチーム・トップアスリートの知名度を活かし、献血や薬物乱用防止といった各種啓発ポスターへの登用などを行い、市民への周知・啓発活動を推進します。
市民文化大使	スポーツで活躍する選手等を文化芸術分野の人たちとともに市民文化大使に選任し、他都市との交流事業や市内の文化事業等に参加いただき、本市のイメージアップを図ります。
読書のまち・かわさき事業	川崎フロンターレと連携し、選手おすすめ本リストの配布や、選手等による絵本の読み聞かせなどを行い、本の魅力・読書の楽しみを広げ、子どもの豊かな心を育むための読書推進活動を行います。
カーボンチャレンジ等々力	川崎フロンターレ、富士通川崎工場、川崎市公園緑地協会、川崎市の4者で連携し、川崎フロンターレのホームゲームにおけるリユース食器の活用や環境啓発イベントの実施など地球温暖化対策に取り組みます。
若者文化の発信	若い人が多く、若者による文化が盛んであるという特徴を活かした、本市の魅力を高めるための取組を推進するとともに、世界に向けた情報発信に力を入れていきます。

(3) スポーツによる地域の活性化

スポーツは多くの人々を惹きつける魅力的なコンテンツであり、スポーツ資源を地域の魅力づくりやまちづくりに結び付けることで、地域の活性化に貢献することが期待できます。

市民に親しまれる「ふるさとの川 多摩川」などの自然や環境等の資源とスポーツを融合したスポーツツーリズムの推進やイベントの開催、地元産業・商店街などがタイアップした事業を展開し、スポーツによる地域の活性化を図ります。

主な取組	概要
スポーツと連携した観光振興	国内外におけるスポーツツーリズムの高まりなどの動向を踏まえ、等々力エリアをはじめとした市内運動施設の魅力を活かしたツーリズムの促進や、「かわさきスポーツパートナー」と連携した取組など、川崎の魅力を広く知ってもらい、本市の魅力を高めるまちづくりを進めます。
「川崎ものづくりフェア」の開催	等々力陸上競技場での川崎フロンターレのホームゲームの開催に併せて、市内製造業者、川崎フロンターレ、川崎市等から構成される実行委員会が「川崎ものづくりフェア」を開催し、体験・展示ブースにより、本市のものづくりの魅力を感じられる機会を提供します。
B u yかわさきキャンペーンとの連携	「B u yかわさきキャンペーン」と連携し、川崎フロンターレのホームゲームや大規模スポーツ大会などにおいて名産品を購入できる店舗を出店し、市内の優れた産物を市内外に広く紹介し、市内での消費拡大に取り組みます。
浴場組合連合会との連携	浴場組合連合会が作成した銭湯マップを大勢の参加者が集まるマラソン等の大規模スポーツ大会の開催時に配布し、参加者へのサービス向上と浴場の利用促進を図ります。

(4) アメリカンフットボールを活かしたまちづくり

本市は、アメリカンフットボール社会人Xリーグや学生リーグの公式戦がかねてより川崎球場で数多く開催されていたほか、複数の国内トップチームの練習拠点が市内にあるなど、もともとアメリカンフットボールが活発でなじみの深い土地柄です。

平成 19 (2007) 年にアジアで初めてとなるアメリカンフットボールワールドカップ大会が川崎で開催されたことを契機に、同年 11 月には、日本アメリカンフットボール協会と、アメリカンフットボールを今後のまちづくりにより活用していくための包括協定を締結しました。

こうした経緯や地域資源を踏まえ、多様な媒体・メディアを活用しながらアメリカンフットボールの魅力を広く市内外に発信しイメージアップを図るとともに、競技関係者と商店街が広報・PR・イベント等で連携し、競技の魅力の発信や地域の活性化につなげる取組を推進していきます。

併せて、継続して市内小学校でのフラッグフットボール巡回指導を実施し、子どもたちの健全育成につなげていきます。

主な取組		概要
富士通スタジアム川崎 (川崎富士見球技場) を活用した取組		アメリカンフットボールの聖地 (活動拠点) となっている富士通スタジアム川崎 (川崎富士見球技場) は、4,000 席程度の常設観客席を整備するなど、競技者と観客の双方が利用しやすい施設となっています。日本アメリカンフットボール協会等の関係事業者と連携を図りながら、同スタジアムを活用し、新規来場者を目的とした魅力発信イベントを開催しアメリカンフットボールを活用したまちづくりを進めます。
アメリカンフットボール公式戦への市民招待		本市を拠点として数多くの試合が行われているアメリカンフットボールの迫力を間近で体感してもらうため、国内トップリーグであるXリーグ (日本社会人アメリカンフットボールリーグ) に所属し、かわさきスポーツパートナーである富士通フロンティアーズ等の公式戦に市民を招待します。
フラッグフットボールの普及・交流大会		アメリカンフットボールをもとに、誰でも安全に楽しめるよう考案されたフラッグフットボールについて、小学校の授業で取り組むとともに、子どもたちの交流大会を開催します。
アメリカンフットボールを活用した商店街振興		Xリーグ (日本社会人アメリカンフットボールリーグ) や川崎駅周辺の商店街等と連携し、アメリカンフットボールの試合をまちの賑わい・商店街振興につなげるための取組を進めます。
川崎区	アサヒビールシルバースターとの連携	富士通スタジアム川崎を活動拠点としている「アサヒビールシルバースター」と連携し、選手と子どもたちがふれあう体験イベントなどを実施します。
中原区	富士通フロンティアーズ・法政大学オレンジとの連携	中原区内を活動拠点とする両チームとの連携を深め、アメリカンフットボール・フラッグフットボールの普及に取り組みます。

第5章 計画の推進

1 計画の改定に向けた取組

(1) アンケート調査等

市内在住の満18歳以上の市民3,000人（住民基本台帳より年代、性別、居住区の層に分けて無作為抽出）を対象に、スポーツに関する市民アンケートを実施しました。

アンケートの集計結果は、スポーツへの市民の実態・意識、施設の利用状況等の実態を把握する資料として活用を図ることに加え、市民ニーズを踏まえたスポーツ活動に求められる今後の取組の方向性等の分析に活用しました。さらに、今後の取組の方向性等について、市内のスポーツ団体へのヒアリングを実施しました。

(2) 川崎市スポーツ推進計画庁内推進委員会

庁内の関連部署で構成する「川崎市スポーツ推進計画庁内推進委員会」において、市民アンケートの内容確認や結果の考察、国の第2期スポーツ基本計画や神奈川県スポーツ推進計画と本市スポーツ施策における具体的な取組や事業等との整合性等の検証、本計画案の取りまとめに向けた協議、検討、調整を行いました。

(3) 川崎市スポーツ推進審議会

学識経験者、学校体育関係者、スポーツ関係者、市内スポーツ団体及び市民公募委員で構成する「川崎市スポーツ推進審議会」において、第1期推進計画改訂版の進捗状況や市民アンケートの実施内容の確認及び実施結果の考察、本市のスポーツ施策に関する課題の抽出及び今後の取組の方向性、国の第2期スポーツ基本計画等との整合性の確認、本計画の計画体系など、各段階で調査審議をいただきました。

2 計画の推進体制と評価・検証

基本理念である「川崎でスポーツを、スポーツで川崎を、もっと楽しく。」の実現と、基本理念に基づく基本目標である「誰もがスポーツに参加し、スポーツの楽しさを味わうことができる『スポーツのまち・かわさき』の推進」に向けて、本計画が効率的・効果的に実施されるよう、以下の体制により進行管理等を行います。

(1) 協働による事業推進

市民が主体的にスポーツを楽しみ、地域での住民相互の交流を図ることができるよう、川崎市、市民、スポーツ団体、事業者などが連携・協働し、計画を推進していきます。

(2) 庁内の推進体制

「川崎市スポーツ推進計画庁内推進委員会」において、計画に沿って、総合的・計画的かつ効率的・効果的に事業が執行されるよう、各部署の横断的連携による施策の進行管理、事業調整を行っていきます。

(3) 計画の進行管理

本計画に位置付けた施策・取組を着実に推進していくために、「川崎市スポーツ推進計画庁内推進委員会」において、多岐にわたる取組に関する進捗状況を確認します。

計画全体の進捗状況については、本市総合計画の実施計画の成果指標を活用して設定した、基本目標及び各基本方針の成果指標の状況により確認し、実施計画の策定時には、成果指標を含めた取組結果について、評価と検証を行います。

(4) 川崎市スポーツ推進審議会への進捗報告・意見聴取

計画に基づく施策・取組の実施状況等を「川崎市スポーツ推進審議会」に報告し、市民や学識経験者、各専門分野の委員の立場から、本計画の進捗状況を審議し、より効率的・効果的に取組が実施できるようにします。

参考資料

1 本計画策定の経過

本計画の策定にあたり、庁内における検討と併せて、川崎市スポーツ推進審議会における審議、市民アンケート、関係団体との意見交換、計画案に対するパブリックコメント手続を実施いたしました。

実施日		概要
令和2（2020）年	8月7日	第6期川崎市スポーツ推進審議会 第1回会議
	11月9日	第6期川崎市スポーツ推進審議会 第2回会議
	11月25日 ～12月28日	「運動・スポーツに関するアンケート調査」実施
令和3（2021）年	3月24日	第6期川崎市スポーツ推進審議会 第3回会議
	5月31日	第6期川崎市スポーツ推進審議会 第4回会議
	8月5日	第6期川崎市スポーツ推進審議会 第5回会議
	9月15日	令和3年度教育委員会定例会
	10月4日	第6期川崎市スポーツ推進審議会 第6回会議
	10月～11月	関係団体との意見交換
	11月26日 ～12月27日	計画案に対するパブリックコメント実施
令和4（2022）年	2月28日	第6期川崎市スポーツ推進審議会 第7回会議

【第6期川崎市スポーツ推進審議会 委員】

氏名	役職・所属団体等	備考
浦野 一吉	川崎市スポーツ推進委員連絡協議会会長	
大原 甫	公募市民	
菊地 正	川崎市総合型地域スポーツクラブ育成連絡協議会会長	副会長
國島 友之	公益社団法人川崎市医師会理事	
後藤 建人	川崎市中学校体育連盟	
齋藤 実	学校法人専修大学文学部教授	会長
高田 由美子	公募市民	
田中 美恵子	公募市民	
田村 光司	川崎市立小学校体育研究会	
丹野 典和	公益財団法人川崎市スポーツ協会専務理事	
萩 裕美子	東海大学体育学部スポーツ・レジャーマネジメント学科教授	
増山 雅久	川崎商工会議所副会頭	
松澤 淳子	早稲田大学非常勤講師	
室谷 龍子	川崎市レクリエーション連盟副理事長	
渡部 修治	川崎市障害者スポーツ協会事務局長	

（注）五十音順、敬称略。委員は令和3（2021）年12月末現在。任期は令和2（2020）年5月1日～令和4（2022）年4月30日

2 スポーツ基本法

平成 23 年法律第 78 号

スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 スポーツ基本計画等(第九条・第十条)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等(第十一条―第二十条)

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第二十一条―第二十四条)

第三節 競技水準の向上等(第二十五条―第二十九条)

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備(第三十条―第三十二条)

第五章 国の補助等(第三十三条―第三十五条)

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現

及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
 - 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。
 - 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
 - 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
 - 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
 - 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
 - 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

- 第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
 - 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあつては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材(以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本スポーツ協会(昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公

益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあつては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの
 - 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの
- 2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。
 - 3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則 (平成二六年六月二〇日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年六月二〇日法律第五六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六條第一項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）、同條第二項の改正規定及び同條第三項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）並びに第二十七條第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年六月二〇日法律第五七号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

3 川崎市スポーツ推進審議会条例

平成 23 年 12 月 16 日条例第 33 号
改正 平成 27 年 12 月 17 日条例第 74 号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 31 条の規定に基づき、川崎市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第 31 条に規定する事項について調査審議を行うこと。
- (2) 法第 35 条の規定に基づき意見を述べること。

(組織)

第3条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委嘱)

第4条 委員は、スポーツに関し学識経験を有する者その他規則で定める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民文化局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年1月1日から施行する。

(川崎市スポーツ振興審議会条例の廃止)

- 2 川崎市スポーツ振興審議会条例(昭和 37 年川崎市条例第 20 号)は、廃止する。

(川崎市スポーツ振興審議会条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の川崎市スポーツ振興審議会条例第5条の規定により委嘱され、又は任命された川崎市スポーツ振興審議会の委員である者は、この条例の施行の日に第4条の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の川崎市スポーツ振興審議会の委員としての任期の残任期間とする。

附 則(平成 27 年 12 月 17 日条例第 74 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年4月1日から施行する。

4 川崎市スポーツ推進審議会条例施行規則

平成 23 年 12 月 28 日規則第 80 号

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市スポーツ推進審議会条例(平成 23 年川崎市条例第 33 号。以下「条例」という。)第4条及び第7条の規定に基づき、川崎市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)の委員並びに審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第4条に規定する規則で定める者)

第2条 条例第4条に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内の学校体育関係団体から推薦された者
- (2) 市内のスポーツの振興のための事業を行う団体から推薦された者
- (3) 本市の区域内に住所を有し、スポーツに関する知識又は経験を有する市民
- (4) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年1月1日から施行する。

(川崎市スポーツ振興審議会条例施行規則の廃止)

2 川崎市スポーツ振興審議会条例施行規則(平成 22 年川崎市規則第 31 号)は、廃止する。

5 「運動・スポーツに関するアンケート調査」単純集計結果

調査目的	令和3年度の「(仮称)第2期川崎市スポーツ推進計画」の策定に向けて、国の第3期スポーツ基本計画も踏まえた施策・事業の見直しを行う必要があるため、これまでの取組結果の経年比較等を行うための現状分析を実施する	
調査対象	母集団	川崎市在住の満18歳以上の市民
	標本数	3,000標本
	標本抽出方法	住民基本台帳より年代、性別、居住区の層に分けて無作為抽出（抽出基準日 令和2年10月1日）
調査時期	令和2年11月25日から令和2年12月28日まで	
調査方法	①調査対象者に調査票を返信用封筒とともに郵送 ②回答者自身が調査票へ直接記入・記述し、川崎市市民文化局市民スポーツ室あてに返信用封筒で調査票を郵送	
回収結果	標本数	3,000標本
	有効回収数	1,473人（前回調査 885人）
	有効回収率	49.1%（前回調査 29.5%）

		人数(人)	割合(%)
全体		1,473	100.0
性別	男性	651	44.2
	女性	805	54.7
	その他	4	0.3
	答えたくない	8	0.5
	無回答	5	0.3
年齢	20歳未満	21	1.4
	20～29歳	143	9.7
	30～39歳	235	16.0
	40～49歳	286	19.4
	50～59歳	291	19.8
	60～69歳	216	14.7
	70歳以上	272	18.5
職業	無回答	9	0.6
	自営業主	81	5.5
	自営業の手伝い(家族従業者)	26	1.8
	会社などの経営者・役員	41	2.8
	正社員・正職員	572	38.8
	パート・アルバイト・嘱託職員・派遣社員(正社員・正職員以外)	249	16.9
	主婦・主夫(家事専業)	191	13.0
	学生	52	3.5
	無職(収入が年金のみの方を含む)	233	15.8
	その他	18	1.2
	無回答	10	0.7
居住地	川崎区	219	14.9
	幸区	174	11.8
	中原区	247	16.8
	高津区	203	13.8
	宮前区	224	15.2
	多摩区	210	14.3
	麻生区	187	12.7
	無回答	9	0.6

		人数(人)	割合(%)
全体		1,473	100.0
勤務地 (日中いる場所)	お住まいと同じ区内	594	40.3
	お住まいの区以外の川崎市内	133	9.0
	横浜市	90	6.1
	川崎市・横浜市を除く神奈川県内	43	2.9
	東京都内	447	30.3
	その他	61	4.1
	無回答	105	7.1
家族構成	一人暮らし	236	16.0
	夫婦(パートナー)のみ	372	25.3
	夫婦・子ども(小学生以下を含む)	280	19.0
	夫婦・子ども(中学生以上のみ)	322	21.9
	一人親・子ども	68	4.6
	2世帯以上同居	97	6.6
	その他	79	5.4
各種手帳の所持	無回答	19	1.3
	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている	56	3.8
	持っていない	1,384	94.0
普段の近所づきあい	無回答	33	2.2
	よく付き合っている	92	6.2
	ある程度付き合っている	476	32.3
	あまり付き合っていない	490	33.3
	まったく付き合っていない	401	27.2
無回答	14	1.0	

1. 運動・スポーツの実施状況について

問1 あなたは、運動やスポーツをすることが好きですか。(○は1つだけ)

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
好き	33.9	33.7	0.2
どちらかといえば好き	35.2	38.2	△ 3.0
どちらかといえばきらい	12.4	10.7	1.7
きらい	4.2	5.4	△ 1.2
どちらともいえない	11.9	11.0	0.9
無回答	2.3	1.0	1.3

問2 ①「コロナ禍前の1年間」、②「コロナ禍後から現在まで」の期間に、あなたが運動やスポーツを行った頻度はどの程度ですか。(①・②それぞれ、○は1つだけ)

① コロナ禍前の1年間

	(%)				<週1回以上のスポーツ実施率> (%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減	今回	前回	増減	
週に5日以上	8.7	25.5	15.9	9.6	50.4	40.6	9.8
週に3日～4日	16.8						
週に1～2日	24.8	24.7	0.1				
月に1～3日	14.0	19.3	△ 5.3				
3か月に1～2日	6.9	9.7	△ 2.8				
年に1～3日	6.7	8.7	△ 2.0				
まったくしていない	19.5	18.9	0.6				
無回答	2.6	2.7	△ 0.1				

※前回の調査では「週3日以上」としていた選択肢を、今回は「週に3～4日」「週に5日以上」の2つに分割した。

② コロナ禍後から現在まで

	(%)				<週1回以上のスポーツ実施率> (%)		
(n=1,473)	コロナ禍後	コロナ禍前	増減	コロナ禍後	コロナ禍前	増減	
週に5日以上	8.0	8.7	△ 0.7	44.2	50.4	△ 6.2	
週に3日～4日	14.5	16.8	△ 2.4				
週に1～2日	21.7	24.8	△ 3.1				
月に1～3日	14.9	14.0	1.0				
3か月に1～2日	6.5	6.9	△ 0.3				
年に1～3日	5.0	6.7	△ 1.7				
まったくしていない	26.5	19.5	7.0				
無回答	2.9	2.6	0.3				

問3 あなたは、運動やスポーツを1回あたり平均するとどの程度しますか。(○は1つだけ)

	(%)		
	今回 (n=1,173)	前回	増減
1回30分未満	19.7	16.7	3.0
1回30分以上1時間未満	45.2	36.3	8.9
1回1時間以上	32.5	45.7	△ 13.2
無回答	2.6	1.3	1.3

問4 あなたは、普段どこで運動やスポーツをすることが多いですか。(〇は3つまで)

(%)

	今回 (n=1,173)	前回	増減
自分の家や庭	36.1	25.6	10.5
近所の空地や道路	33.1	31.0	2.1
民間のスポーツ施設	25.7	29.4	△ 3.7
公園・広場	24.1	24.4	△ 0.3
公共のスポーツ施設	15.6	23.3	△ 7.7
山、川、海など	11.5	13.7	△ 2.2
学校の体育施設	4.4	5.6	△ 1.2
スポーツ施設以外の公共施設(市民館など)	3.7	4.8	△ 1.1
職場の施設	2.7	4.0	△ 1.3
その他	7.1	5.3	1.8

※無回答21件

問5 あなたが、運動やスポーツをする主な理由は何ですか。(〇は3つまで)

(%)

	今回 (n=1,173)	前回	増減
健康・体力づくりのため	67.3	66.4	0.9
楽しみ・気晴らしとして	51.0	53.3	△ 2.3
運動不足を感じるから	48.8	46.7	2.1
美容や肥満解消のため	23.3	21.5	1.8
友人・仲間との交流として	17.0	23.5	△ 6.5
家族のふれあいとして	12.2	12.4	△ 0.2
自己の記録や能力を向上させるため	4.4	5.9	△ 1.5
精神の修養や訓練のため	3.6	3.2	0.4
その他	2.9	2.2	0.7
わからない	0.1	0.3	△ 0.2

※無回答12件

問6 あなたが、運動やスポーツをする上での主な課題・問題点は何ですか。(〇は3つまで)

(%)

	今回 (n=1,173)	前回	増減
仕事や家庭・勉強などで忙しい	34.0	38.2	△ 4.2
施設使用料が高い	17.9	19.6	△ 1.7
施設の利用日や時間帯が限られている	17.6	28.2	△ 10.6
運動・スポーツをする施設・場所が近くにない	16.0	22.6	△ 6.6
健康・体力面で不安がある	15.1	11.7	3.4
一緒に活動する仲間が少ない(少ない)	13.0	14.1	△ 1.1
運動・スポーツの情報・知識が不足している	7.5	9.7	△ 2.2
施設への交通アクセスが悪い	7.1	8.8	△ 1.7
用具の購入などにお金がかかる	6.5	9.1	△ 2.6
施設の予約が取りにくい	6.4	7.5	△ 1.1
自分のレベルに合った指導を受けることが難しい	6.1	9.1	△ 3.0
その他	4.5	2.9	1.6
特に問題はない	18.6	14.0	4.6

※無回答25件

問7 ①「コロナ禍前の1年間」、②「コロナ禍後から現在まで」の期間に運動やスポーツをしなかった主な理由は何ですか。問2で「7. まったくしていない」を選択した期間についてお答えください。(①・②それぞれ、○は3つまで)

①コロナ禍前の1年間

	(%)		
	今回 (n=429)	前回	増減
仕事・家事・育児・介護などが忙しくて時間がなかったから	32.2	41.9	△ 9.7
病気、体力、年齢など、からだの問題で運動・スポーツができなかったから	15.4	31.1	△ 15.7
運動・スポーツをするのがめんどくさかったから	14.5	10.8	3.7
運動・スポーツをすること自体が好きではないから	12.1	13.2	△ 1.1
仕事・家事・育児・介護や心配事などで、身体的あるいは精神的に疲れていたから	10.5	13.2	△ 2.7
趣味など、他にしたいことがあったから	10.5	15.0	△ 4.5
運動・スポーツをする友人・仲間(相手)がいなかったから	10.0	22.8	△ 12.8
お金がかかるから	8.6	19.8	△ 11.2
運動・スポーツをする場所がなかったから	6.3	10.8	△ 4.5
運動・スポーツをする必要性を感じなかったから	6.3	12.6	△ 6.3
その他	3.0	5.4	△ 2.4

※無回答128件

② コロナ禍後から現在まで

(n=429)	(%)		
	コロナ禍後	コロナ禍前	増減
仕事・家事・育児・介護などが忙しくて時間がなかったから	32.9	32.2	0.7
病気、体力、年齢など、からだの問題で運動・スポーツができなかったから	16.1	15.4	0.7
新型コロナウイルス感染症の影響で運動・スポーツができなかったから	16.1	-	-
運動・スポーツをするのがめんどくさかったから	14.5	14.5	0.0
運動・スポーツをする友人・仲間(相手)がいなかったから	13.3	10.0	3.3
仕事・家事・育児・介護や心配事などで、身体的あるいは精神的に疲れていたから	11.9	10.5	1.4
運動・スポーツをすること自体が好きではないから	11.2	12.1	△ 0.9
趣味など、他にしたいことがあったから	9.6	10.5	△ 0.9
運動・スポーツをする場所がなかったから	9.1	6.3	2.8
お金がかかるから	7.2	8.6	△ 1.4
運動・スポーツをする必要性を感じなかったから	5.1	6.3	△ 1.2
その他	5.1	3.0	2.1

※コロナ禍後の無回答は68件

問8 あなたは、現在の運動やスポーツの実施頻度に満足していますか。(○は1つだけ)

(n=1,473)	(%)
	今回
満足している	16.7
もっとやりたいと思う	52.6
どちらともいえない	18.5
わからない	7.7
無回答	4.5

問9 ①「コロナ禍前の1年間」、②「コロナ禍後から現在まで」の期間に、あなたが行った運動やスポーツは何ですか。(〇はいくつでも)

① コロナ禍前の1年間

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
ウォーキング(歩け歩け運動、散歩などを含む)	50.8	60.3	△ 9.5
体操(ラジオ体操、職場体操、エアロビクス、ヨガ、縄跳びなどを含む)	31.0	38.0	△ 7.0
室内運動器具を使ってする運動(トレーニング機器・器具での運動など)	17.2	23.1	△ 5.9
ランニング(ジョギング、マラソン、駅伝などを含む)	14.2	22.1	△ 7.9
水泳(競泳、水球、アクアエクササイズ、水中ウォーキングなどを含む)	9.6	15.3	△ 5.7
ゴルフ(コースでのラウンド、練習場、ディスクゴルフなどを含む)	9.1	12.3	△ 3.2
登山(トレッキング、クライミング、ボルダリングを含む)	7.3	7.0	0.3
キャッチボール、ドッジボール	5.8	9.4	△ 3.6
スキー、スノーボード、クロスカントリースキー	5.8	8.4	△ 2.6
ボウリング	5.4	15.0	△ 9.6
ダンス(フォークダンス、社交ダンス、民謡踊り、フラダンスなどを含む)	5.2	6.2	△ 1.0
ハイキング、ワンダーフォーゲル、オリエンテーリング	5.1	9.2	△ 4.1
モーター(サイクル)スポーツ(サイクリング、BMX、ローラースケートなどを含む)	4.5	5.9	△ 1.4
テニス、ソフトテニス	4.5	6.1	△ 1.6
キャンプ、オートキャンプ	4.5	7.1	△ 2.6
サッカー、フットサル	4.1	6.3	△ 2.2
バレーボール、バスケットボール、ハンドボール	3.5	3.7	△ 0.2
卓球	3.3	7.2	△ 3.9
バドミントン	3.1	6.2	△ 3.1
野球、ソフトボール	3.0	5.5	△ 2.5
ウォータースポーツ(ヨット、ダイビング、カヌー、サーフィン、フィッシングなどを含む)	2.6	5.0	△ 2.4
武道・格闘技(柔道、剣道、なぎなた、空手、合気道、相撲、ボクシングなどを含む)	1.2	1.6	△ 0.4
スケート、アイスホッケー、カーリング	1.0	2.8	△ 1.8
ゲートボール、グラウンドゴルフ	0.9	2.5	△ 1.6
レクリエーションスポーツ(スポーツチャンバラ、ペタンク、綱引きなどを含む)	0.7	-	-
陸上競技	0.5	2.1	△ 1.6
弓道、アーチェリー、射撃、クレー射撃	0.3	0.2	0.1
アメリカンフットボール、フラグフットボール、タッチフットボール、ラグビー	0.3	0.2	0.1
グライダー、ハングリライダー、スカイダイビング、パラグライダー	0.2	0.3	△ 0.1
乗馬	0.2	-	-
フロアーホッケー、ユニバーサルホッケー	0.1	0.1	△ 0.0
その他	1.9	3.1	△ 1.2
特になし	15.0	5.9	9.1

※無回答60件

② コロナ禍後から現在まで

	(%)		
	(n=1,473)	コロナ禍後	コロナ禍前
ウォーキング(歩け歩け運動、散歩などを含む)	50.9	50.8	0.1
体操(ラジオ体操、職場体操、エアロビクス、ヨガ、縄跳びなどを含む)	30.8	31.0	△ 0.3
室内運動器具を使ってする運動(トレーニング機器・器具での運動など)	13.6	17.2	△ 3.6
ランニング(ジョギング、マラソン、駅伝などを含む)	12.8	14.2	△ 1.4
ゴルフ(コースでのラウンド、練習場、ディスクゴルフなどを含む)	5.7	9.1	△ 3.4
キャッチボール、ドッジボール	4.2	5.8	△ 1.6
水泳(競泳、水球、アクアエクササイズ、水中ウォーキングなどを含む)	4.1	9.6	△ 5.5
ダンス(フォークダンス、社交ダンス、民謡踊り、フラダンスなどを含む)	3.9	5.2	△ 1.3
モーター(サイクル)スポーツ(サイクリング、BMX、ローラースケートなどを含む)	3.5	4.5	△ 1.0
テニス、ソフトテニス	3.1	4.5	△ 1.5
登山(トレッキング、クライミング、ボルダリングを含む)	2.9	7.3	△ 4.5
サッカー、フットサル	2.9	4.1	△ 1.3
ハイキング、ワンダーフォーゲル、オリエンテーリング	2.7	5.1	△ 2.4
キャンプ、オートキャンプ	2.4	4.5	△ 2.1
バドミントン	1.9	3.1	△ 1.2
ボウリング	1.6	5.4	△ 3.7
野球、ソフトボール	1.5	3.0	△ 1.5
ウォータースポーツ(ヨット、ダイビング、カヌー、サーフィン、フィッシングなどを含む)	1.3	2.6	△ 1.4
バレーボール、バスケットボール、ハンドボール	1.3	3.5	△ 2.2
スキー、スノーボード、クロスカントリースキー	1.2	5.8	△ 4.5
卓球	1.2	3.3	△ 2.0
武道・格闘技(柔道、剣道、なぎなた、空手、合気道、相撲、ボクシングなどを含む)	1.0	1.2	△ 0.2
ゲートボール、グラウンドゴルフ	0.7	0.9	△ 0.2
レクリエーションスポーツ(スポーツチャンバラ、ペタンク、綱引きなどを含む)	0.3	0.7	△ 0.5
陸上競技	0.2	0.5	△ 0.3
アメリカンフットボール、フラグフットボール、タッチフットボール、ラグビー	0.2	0.3	△ 0.1
スケート、アイスホッケー、カーリング	0.1	1.0	△ 0.8
弓道、アーチェリー、射撃、クレー射撃	0.1	0.3	△ 0.2
フロアーホッケー、ユニバーサルホッケー	0.1	0.1	0.0
グライダー、ハングリライダー、スカイダイビング、パラグライダー	0.0	0.2	△ 0.2
乗馬	0.0	0.2	△ 0.2
その他	2.0	1.9	0.1
特になし	19.1	15.0	4.1

※無回答60件、コロナ禍後の割合が高い順

問 10 問9で回答した種目のうち、コロナ禍後から現在までの期間に、①「新型コロナウイルスの影響を受けて実施しなくなった(またはできなくなった)種目」と、②「新型コロナウイルスの影響を受けて新たに始めた(または実施してみた)種目」は何ですか。(①・②それぞれ、○はいくつでも)

① 実施しなくなった、できなくなった種目 (%)

(n=1,473)	割合
室内運動器具を使ってする運動(トレーニング機器・器具での運動など)	6.7
体操(ラジオ体操、職場体操、エアロピクス、ヨガ、縄跳びなどを含む)	5.8
水泳(競泳、水球、アクアエクササイズ、水中ウォーキングなどを含む)	5.2
ウォーキング(歩け歩け運動、散歩などを含む)	4.7
登山(トレッキング、クライミング、ボルダリングを含む)	3.5
ボウリング	2.8
ゴルフ(コースでのラウンド、練習場、ディスクゴルフなどを含む)	2.6
ランニング(ジョギング、マラソン、駅伝などを含む)	2.3
キャンプ、オートキャンプ	2.2
ハイキング、ワンダーフォーゲル、オリエンテーリング	2.0
スキー、スノーボード、クロスカントリースキー	2.0
バレーボール、バスケットボール、ハンドボール	1.8
卓球	1.6
ダンス(フォークダンス、社交ダンス、民謡踊り、フラダンスなどを含む)	1.5
野球、ソフトボール	1.3
サッカー、フットサル	1.2
テニス、ソフトテニス	1.2
バドミントン	1.2
ウォータースポーツ(ヨット、ダイビング、カヌー、サーフィン、フィッシングなどを含む)	1.1
キャッチボール、ドッジボール	0.5
武道・格闘技(柔道、剣道、なぎなた、空手、合気道、相撲、ボクシングなどを含む)	0.5
モーター(サイクル)スポーツ(サイクリング、BMX、ローラースケートなどを含む)	0.4
レクリエーションスポーツ(スポーツチャンバラ、ベタンク、綱引きなどを含む)	0.3
スケート、アイスホッケー、カーリング	0.3
弓道、アーチェリー、射撃、クレ射撃	0.2
ゲートボール、グラウンドゴルフ	0.1
グライダー、ハングリライダー、スカイダイビング、パラグライダー	0.1
乗馬	0.1
陸上競技	0.1
アメリカンフットボール、フライングフットボール、タッチフットボール、ラグビー	0.1
フロアーホッケー、ユニバーサルホッケー	0.0
その他	0.8
特になし	54.7

※無回答179件

② 新たに始めた、実施してみた種目 (%)

(n=1,473)	割合
ウォーキング(歩け歩け運動、散歩などを含む)	8.8
体操(ラジオ体操、職場体操、エアロピクス、ヨガ、縄跳びなどを含む)	5.8
室内運動器具を使ってする運動(トレーニング機器・器具での運動など)	3.6
ランニング(ジョギング、マラソン、駅伝などを含む)	2.7
キャンプ、オートキャンプ	1.0
モーター(サイクル)スポーツ(サイクリング、BMX、ローラースケートなどを含む)	0.8
キャッチボール、ドッジボール	0.7
登山(トレッキング、クライミング、ボルダリングを含む)	0.5
水泳(競泳、水球、アクアエクササイズ、水中ウォーキングなどを含む)	0.4
ゴルフ(コースでのラウンド、練習場、ディスクゴルフなどを含む)	0.4
ダンス(フォークダンス、社交ダンス、民謡踊り、フラダンスなどを含む)	0.4
ハイキング、ワンダーフォーゲル、オリエンテーリング	0.3
サッカー、フットサル	0.3
卓球	0.2
武道・格闘技(柔道、剣道、なぎなた、空手、合気道、相撲、ボクシングなどを含む)	0.2
ボウリング	0.1
テニス、ソフトテニス	0.1
バドミントン	0.1
ウォータースポーツ(ヨット、ダイビング、カヌー、サーフィン、フィッシングなどを含む)	0.1
スキー、スノーボード、クロスカントリースキー	0.1
バレーボール、バスケットボール、ハンドボール	0.1
野球、ソフトボール	0.1
レクリエーションスポーツ(スポーツチャンバラ、ベタンク、綱引きなどを含む)	0.0
スケート、アイスホッケー、カーリング	0.0
弓道、アーチェリー、射撃、クレ射撃	0.0
ゲートボール、グラウンドゴルフ	0.0
グライダー、ハングリライダー、スカイダイビング、パラグライダー	0.0
乗馬	0.0
陸上競技	0.0
アメリカンフットボール、フライングフットボール、タッチフットボール、ラグビー	0.0
フロアーホッケー、ユニバーサルホッケー	0.0
その他	0.7
特になし	62.3

※無回答179件

問 11 あなたが、これから新たに行ってみたい運動やスポーツは何ですか。(〇はいくつでも)

(n=1,473)		(%)	(左下からの続き)		(%)
	割合		(n=1,473)	割合	
体操(ラジオ体操、職場体操、エアロピクス、ヨガ、縄跳びなどを含む)	19.3		卓球	4.3	
ウォーキング(歩け歩け運動、散歩などを含む)	18.2		武道・格闘技(柔道、剣道、なぎなた、空手、合気道、相撲、ボクシングなどを含む)	4.2	
水泳(競泳、水球、アクアエクササイズ、水中ウォーキングなどを含む)	14.7		モーター(サイクル)スポーツ(サイクリング、BMX、ローラースケートなどを含む)	3.3	
室内運動器具を使ってする運動(トレーニング機器・器具での運動など)	14.3		グライダー、ハングライダー、スカイダイビング、パラグライダー	3.2	
キャンプ、オートキャンプ	12.8		バレーボール、バスケットボール、ハンドボール	3.1	
登山(トレッキング、クライミング、ボルダリングを含む)	10.9		キャッチボール、ドッジボール	2.6	
ダンス(フォークダンス、社交ダンス、民謡踊り、フラダンスなどを含む)	8.8		野球、ソフトボール	2.4	
ハイキング、ワンダーフォーゲル、オリエンテーリング	8.1		サッカー、フットサル	2.0	
ランニング(ジョギング、マラソン、駅伝などを含む)	7.7		スケート、アイスホッケー、カーリング	1.6	
テニス、ソフトテニス	5.9		ゲートボール、グラウンドゴルフ	1.5	
ゴルフ(コースでのラウンド、練習場、ディスクゴルフなどを含む)	5.5		レクリエーションスポーツ(スポーツチャンバラ、ベタンク、綱引きなどを含む)	1.4	
乗馬	4.9		陸上競技	1.0	
ボウリング	4.8		アメリカンフットボール、フライングフットボール、タッチフットボール、ラグビー	0.3	
弓道、アーチェリー、射撃、クレー射撃	4.7		フロアーホッケー、ユニバーサルホッケー	0.1	
バドミントン	4.7		その他	1.4	
ウォータースポーツ(ヨット、ダイビング、カヌー、サーフィン、フィッシングなどを含む)	4.5		特になし	23.8	
スキー、スノーボード、クロスカントリースキー	4.3				

※無回答82件

(右上に続く)

問 12 あなたの周りは、運動やスポーツを気軽にできる環境にあると思いますか。(〇は1つだけ)

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
思う	16.7	17.6	△ 0.9
どちらかというと思う	38.7	38.6	0.1
どちらかというと思わない	28.4	29.2	△ 0.8
思わない	13.2	12.4	0.8
無回答	2.9	2.1	0.8

問 13 問 12 で回答された主な理由は何ですか。(〇は3つまで)

(n=1,473)		(%)
	割合	
気軽に運動・スポーツができる施設・場所が近くにあるから(または、近くにないから)	60.3	
自分の都合の良い日・時間帯に運動・スポーツができる施設・場所があるから(または、ないから)	30.8	
一緒に運動・スポーツを楽しめる友人・仲間がいるから(または、いないから)	23.8	
安価に運動・スポーツができる施設・機会が充実しているから(または、充実していないから)	20.5	
身近に参加できるスポーツクラブや団体があるから(または、ないから)	9.8	
運動・スポーツに関する情報が充実しているから(または、充実していないから)	6.4	
身近にスポーツ教室やイベントなどが活発に行われているから(または、行われていないから)	5.1	
その他	4.9	

※無回答94件

問 14 あなたが、利用したいと思うスポーツ施設はありますか。(○は3つまで)

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
スポーツジム	35.2	36.6	△ 1.4
プール	21.2	29.5	△ 8.3
体育館	15.6	22.5	△ 6.9
ジョギングコース	14.4	14.8	△ 0.4
野外活動施設(キャンプ場など)	10.9	10.3	0.6
サイクリングコース	10.3	11.3	△ 1.0
多目的グラウンド・広場	10.1	11.8	△ 1.7
テニスコート	9.4	13.2	△ 3.8
武道場・弓道場	4.1	4.0	0.1
サッカー場	2.6	4.3	△ 1.7
野球・ソフトボール場	2.4	4.7	△ 2.3
学校施設	2.2	-	-
陸上競技場	1.5	3.4	△ 1.9
スケートパーク(スケートボード等)	1.5	1.8	△ 0.3
ゲートボール場	0.7	1.2	△ 0.5
その他	3.5	4.6	△ 1.1
特になし	19.2	13.1	6.1

問 15 あなたが知っている、または興味がある「障害者スポーツ」は何ですか。(○はいくつでも)

○ 知っているもの

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
車いすバスケットボール	73.2	73.9	△ 0.7
車いすテニス	66.4	67.0	△ 0.6
陸上競技	59.7	62.3	△ 2.6
水泳	53.6	54.9	△ 1.3
5人制サッカー(ブラインドサッカー)	46.4	38.8	7.6
ボッチャ	37.5	18.1	19.4
アルペンスキー	31.4	-	-
アーチェリー	26.7	19.7	7.0
車いすラグビー	23.2	9.7	13.5
トライアスロン	22.0	21.7	0.3
自転車競技	21.9	20.1	1.8
バドミントン	18.7	15.9	2.8
柔道	18.7	19.4	△ 0.7
車いすフェンシング	18.1	14.1	4.0
カヌー	17.0	10.2	6.8
卓球	16.2	14.9	1.3
シッティングバレーボール	14.9	9.0	5.9
ゴールボール	14.4	8.7	5.7

(右上に続く)

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
クロスカントリースキー	13.7	-	-
アイスホッケー	13.4	-	-
射撃	13.3	9.2	4.1
スノーボード	13.3	-	-
車いすカーリング	11.7	-	-
馬術	9.4	5.2	4.2
ボート	8.3	6.0	2.3
パワーリフティング	7.7	5.3	2.4
ボウリング	6.9	5.6	1.3
バイアスロン	6.8	-	-
テコンドー	6.2	4.7	1.5
アンプティサッカー	3.1	2.6	0.5
フライングディスク	2.8	2.8	△ 0.0
サウンドテーブルテニス	2.2	1.6	0.6
デフバレーボール	1.2	0.8	0.4
その他	0.7	0.9	△ 0.2
特になし	6.9	4.0	2.9

※無回答100件

※アルペンスキーなど冬季パラリンピックの種目は、前回調査では対象としていない

○ 興味があるもの

(%)

(n=1,473)	件数	割合
車いすバスケットボール	280	19.0
車いすテニス	255	17.3
陸上競技	240	16.3
水泳	163	11.1
ポッチャ	146	9.9
5人制サッカー(ブラインドサッカー)	130	8.8
アルペンスキー	101	6.9
車いすラグビー	95	6.4
アーチェリー	72	4.9
バドミントン	58	3.9
スノーボード	57	3.9
トライアスロン	56	3.8
馬術	52	3.5
車いすカーリング	51	3.5
クロスカントリースキー	50	3.4
卓球	47	3.2
射撃	45	3.1
ゴールボール	43	2.9

(右上に続く)

(左下からの続き)

(n=1,473)	件数	割合
自転車競技	41	2.8
アイスホッケー	41	2.8
柔道	38	2.6
シッティングバレーボール	38	2.6
ボウリング	34	2.3
車いすフェンシング	29	2.0
フライングディスク	26	1.8
バイアスロン	25	1.7
カヌー	24	1.6
アンプティサッカー	24	1.6
サウンドテーブルテニス	23	1.6
パワーリフティング	21	1.4
デフバレーボール	17	1.2
ボート	15	1.0
テコンドー	15	1.0
その他	8	0.5
特になし	329	22.3

※無回答385件

※前回は「知らないが興味があるもの」を調査したため、比較は行わない

問 16 あなたは、2019 年以降に「障害者スポーツ」をする機会がありましたか。(○はいくつでも)

(%)

	今回 (n=1,473)	前回	増減
川崎市内で行った(体験した)	1.0	0.3	0.7
川崎市外で行った(体験した)	1.2	1.0	0.2
行っていない(体験していない)	74.6	84.4	△ 9.8
興味があるが行っていない(体験していない)	12.3	9.9	2.4

※無回答172件

2. 健康について

問 17 あなたは、いま現在の健康について、どう感じていますか。(○は1つだけ)

(%)

	今回 (n=1,473)	前回	増減
健康である	22.7	32.8	△ 10.1
どちらかといえば健康である	51.8	48.9	2.9
どちらかといえば健康でない	16.1	8.7	7.4
健康でない	6.2	4.9	1.3
わからない	2.6	1.2	1.4
無回答	0.6	3.5	△ 2.9

問 18 あなたは、いま現在、体力に自信がありますか。(○は1つだけ)

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
体力に自信がある	5.7	10.2	△ 4.5
どちらかといえば 体力に自信がある	33.8	44.2	△ 10.4
どちらかといえば 体力に自信がない	34.8	27.0	7.8
体力に自信がない	20.8	12.7	8.1
わからない	4.3	2.5	1.8
無回答	0.6	3.5	△ 2.9

問 19 あなたは、いま現在、運動不足を感じていますか。(○は1つだけ)

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
大いに感じている	38.7	32.2	6.5
ある程度感じている	43.6	43.8	△ 0.2
あまり感じていない	11.7	14.2	△ 2.5
ほとんど(まったく)感じていない	4.3	5.3	△ 1.0
わからない	1.2	0.5	0.7
無回答	0.5	4.0	△ 3.5

問 20 あなたが新型コロナウイルス感染症の影響で感じる、心身の状態についてあてはまるものは何ですか。(○はいくつでも)

(n=1,473)	(%)	
	件数	割合
家で過ごす時間が増えイライラしたりストレスを感じたりすることが増えた	359	24.4
家で過ごす時間が増え幸せを感じるが増えた	294	20.0
仕事へのストレスが増えた	354	24.0
仕事へのストレスが減った	130	8.8
気分が落ち込むことが増えた	316	21.5
前向きな気持ちになることが増えた	74	5.0
何をしても楽しくないと感じるが増えた	149	10.1
物事への興味がわかなくなった	168	11.4
食欲が増進した	235	16.0
食欲が減退した	81	5.5
疲れを感じやすくなった	467	31.7
疲れを感じにくくなった	42	2.9
ぐっすり眠れるようになった	74	5.0
寝つきが悪い、ぐっすり眠れない日が増えた	281	19.1
体重が増加した	464	31.5
体重が減少した	105	7.1
腰痛や肩こりになった・ひどくなった	411	27.9
腰痛や肩こりが良くなった・軽くなった	26	1.8
頭痛がするようになった・ひどくなった	154	10.5
頭痛が良くなった・軽くなった	8	0.5
あてはまるものはない	256	17.4

※無回答29件

問 21 あなたが今後、運動やスポーツを実施する際に、新型コロナウイルス感染症への対策として、気を付けたいと思うことは何ですか。(〇は3つまで)

		(%)	
(n=1,473)		件数	割合
三つの密(密閉・密集・密接)の条件が揃う場所で運動・スポーツを実施しないようにする		1,019	69.2
マスクの着用や咳エチケットに配慮しながら運動・スポーツを実施する		717	48.7
少しでも体調に不調を感じたら運動・スポーツの実施は控える		626	42.5
人と人との間隔を意識して運動・スポーツを実施する		499	33.9
筋力トレーニングやヨガなど自宅でできる運動・スポーツを中心に実施する		405	27.5
公園やスポーツ施設は人が少ない時間帯に利用する		306	20.8
その他		20	1.4
特に気を付けることはない		38	2.6

※無回答40件

3. 観る・応援するスポーツについて

問 22 あなたは、スポーツを観ることが好きですか。(〇は1つだけ)

(%)			
	今回 (n=1,473)	前回	増減
好き	36.5	41.0	△ 4.5
どちらかといえば好き	33.9	35.8	△ 1.9
どちらかといえばきらい	7.5	5.8	1.7
きらい	3.0	2.4	0.6
どちらともいえない	17.2	13.8	3.4
無回答	1.8	1.2	0.6

問 23 ①「コロナ禍前の1年間」、②「コロナ禍後から現在まで」の期間に、あなたはスポーツを何らかの形で観る機会がありましたか。(①・②それぞれ、〇はいくつでも)

① コロナ禍前の1年間

(%)			
	今回 (n=1,473)	前回	増減
川崎市内の会場で観戦した	9.4	41.9	△ 32.5
川崎市外の会場で観戦した	4.5	31.1	△ 26.6
テレビ・インターネット等で観戦した	4.2	10.8	△ 6.6
機会があれば観戦したいが観戦していない	3.5	13.2	△ 9.7
関心がないため観戦していない	3.1	13.2	△ 10.1
その他	3.1	15.0	△ 11.9
わからない	2.9	22.8	△ 19.9

※無回答61件

② コロナ禍後から現在まで

(%)			
	コロナ禍後	コロナ禍前	増減
川崎市内の会場で観戦した	3.2	11.3	△ 8.1
川崎市外の会場で観戦した	3.7	17.7	△ 14.1
テレビ・インターネット等で観戦した	63.2	68.5	△ 5.3
機会があれば観戦したいが観戦していない	20.8	13.9	6.9
関心がないため観戦していない	16.2	14.7	1.5
その他	0.5	0.5	△ 0.1
わからない	2.5	1.8	0.7

※コロナ禍後の無回答は85件

問 24 観戦したスポーツのうち、「障害者スポーツ」を観る機会がありましたか。(〇はいくつでも)

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
川崎市内の会場で観戦した	1.1	1.6	△ 0.5
川崎市外の会場で観戦した	1.0	0.4	0.6
テレビ・インターネット等で観戦した	25.2	37.6	△ 12.4
機会があれば観戦したいが観戦していない	33.6	24.4	9.2
関心がないため観戦していない	31.0	24.4	6.6
その他	1.3	2.1	△ 0.8
わからない	6.4	4.7	1.7

問 25 川崎市を拠点(ホームタウン)に日本のトップレベルで活躍している次のチームを知っていますか。また、応援している(または、今後応援したい)チームや、試合を観戦したいチームはありますか。(それぞれ、〇はいくつでも)

〇 知っているチーム

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
川崎フロンターレ(サッカー)	89.3	87.9	1.4
川崎ブレイドサンダース(男子バスケットボール)	41.2	30.4	10.8
NECレッドロケッツ(女子バレーボール)	18.1	18.2	△ 0.1
富士通フロンティアーズ(アメリカンフットボール)	14.6	15.4	△ 0.8
富士通レッドウェーブ(女子バスケットボール)	8.6	8.9	△ 0.3
東芝ブレイドアレイス(野球)	8.1	9.7	△ 1.6
全て知らない	4.7	3.2	1.5

※無回答76件

〇 応援している(応援したい)チーム

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
川崎フロンターレ(サッカー)	34.9	26.4	8.5
川崎ブレイドサンダース(男子バスケットボール)	12.6	8.7	3.9
NECレッドロケッツ(女子バレーボール)	6.0	6.1	△ 0.1
富士通フロンティアーズ(アメリカンフットボール)	4.4	3.8	0.6
富士通レッドウェーブ(女子バスケットボール)	4.0	4.2	△ 0.2
東芝ブレイドアレイス(野球)	3.9	3.4	0.5

※無回答888件

〇 観戦したいチーム

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
川崎フロンターレ(サッカー)	32.2	26.4	5.8
川崎ブレイドサンダース(男子バスケットボール)	16.2	11.5	4.7
NECレッドロケッツ(女子バレーボール)	7.5	7.3	0.2
富士通フロンティアーズ(アメリカンフットボール)	5.2	4.9	0.3
東芝ブレイドアレイス(野球)	4.8	5.1	△ 0.3
富士通レッドウェーブ(女子バスケットボール)	4.5	4.7	△ 0.2

※無回答878件

4. スポーツを支える活動について

問 26 ①「コロナ禍前の1年間」、②「コロナ禍後から現在まで」の期間に、あなたはスポーツを支える活動に参加したことはありますか。(①・②それぞれ、○は1つだけ)

① コロナ禍前の1年間

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
支える活動に取り組んだことがある	6.1	3.5	2.6
活動を知っているが、活動にかかわったことはない	14.0	89.7	92.1
活動を知らず、活動にかかわったこともない	75.7		
無回答	4.2	4.4	△ 0.2

※前回の選択肢は、支える活動に取り組んだことが「ある/ない」の2つ

② コロナ禍後から現在まで

(n=1,473)	(%)		
	コロナ禍後	コロナ禍前	増減
支える活動に取り組んだことがある	3.5	6.1	△ 2.6
活動を知っているが、活動にかかわったことはない	14.2	14.0	0.2
活動を知らず、活動にかかわったこともない	76.2	75.7	0.5
無回答	6.1	4.2	1.9

【問 26 で、①または②のいずれかの期間で、「1」と回答した人のみお答えください】

問 27-1 参加したスポーツを支える活動のうち、「障害者スポーツ」を支える活動に参加したことはありますか。(○はい/△はい/△いいえ/△わからない)

	(%)		
	今回 (n=93)	前回	増減
川崎市内で参加した	17.2	19.4	△ 2.2
川崎市外で参加した	14.0	16.1	△ 2.1
機会があれば参加したいが参加していない	41.9	38.7	3.2
関心がないため参加していない	16.1	12.9	3.2
その他	3.2	6.5	△ 3.3
わからない	6.5	3.2	3.3

※無回答2件

【問 26 で、①と②の両方の期間で、「2」または「3」と回答した人のみお答えください】

問 27-2 スポーツを支える活動に参加していない理由は何ですか。(○はい/△はい/△いいえ/△わからない)

	(%)		
	今回 (n=1,299)	前回	増減
機会がないから	36.9	51.7	△ 14.8
情報がないから	35.4	37.3	△ 1.9
関心がないから	32.4	30.2	2.2
時間がないから	26.1	35.1	△ 9.0
参加の仕方がわからないから	23.2	25.6	△ 2.4
知識・技術がないから	17.4	23.4	△ 6.0
健康や体力に自信がないから	12.9	15.7	△ 2.8
その他	1.1	2.0	△ 0.9
わからない	2.2	2.6	△ 0.4

※無回答65件

問 28 あなたがこれまでに行ったことがある(または、現在、行っている)スポーツを支える活動は何ですか。また、今後、大切になると思われる活動はありますか。(それぞれ、○はいくつでも)

○ 行ったことがある、行っている活動

(%)

	今回 (n=1,473)	前回	増減
スポーツ大会やイベント、運動会の設営、運営などの支援 (大会・イベントボランティアなど)	6.9	6.8	0.1
地域でのスポーツ指導、指導補助(審判などを含む)	5.1	6.4	△ 1.3
地域のスポーツ団体(チーム)などの活動支援(団体活動の 取りまとめや調整、活動時の世話など)	5.1	4.7	0.4
その他	1.6	2.0	△ 0.4
特になし	68.2	42.0	26.2

※無回答251件

○ 今後、大切になる活動

(%)

	今回 (n=1,473)	前回	増減
スポーツ大会やイベント、運動会の設営、運営などの支援 (大会・イベントボランティアなど)	24.8	27.5	△ 2.7
地域のスポーツ団体(チーム)などの活動支援(団体活動の 取りまとめや調整、活動時の世話など)	17.7	19.0	△ 1.3
地域でのスポーツ指導、指導補助(審判などを含む)	14.3	18.3	△ 4.0
その他	1.4	1.6	△ 0.2
特になし	48.9	21.0	27.9

※無回答245件

問 29 どんなきっかけや動機づけ(モチベーション)があれば、スポーツを支える活動を行ったり続けたりすると思いませんか。(○はいくつでも)

(%)

(n=1,473)	割合
好きなスポーツの普及・支援	35.1
地域での居場所、役割、生きがい	24.3
その大会・クラブ等への家族・友人の参加	23.8
出会い・交流の場	22.5
社会貢献	16.0
実費程度の報酬	9.5
指導・大会運営スキルの取得・活用	5.2
特に動機づけは必要ない	5.1
顕彰や表彰	1.4
その他	1.7
どんなきっかけや動機づけがあっても、しない・できない	12.0
わからない	15.8

※無回答51件

5. スポーツの行事・団体・広報について

問 30 2019 年以降、地域、職場または民間の主催するスポーツイベント・行事に参加したことがありますか。(〇はいくつでも)

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
町内会・自治会や行政などが主催する地域のスポーツイベント・行事	9.1	8.8	0.3
職場(大学などを含む)で企画されたスポーツイベント・行事	6.5	8.8	△ 2.3
民間の企業やNPOが企画したスポーツイベント・行事	5.8	6.4	△ 0.6
スポーツイベント・行事に参加したことがない	75.0	71.9	3.1

※無回答92件

問 31 地域のスポーツ団体(町内会や自治会など)や、職場のスポーツ団体、民間のスポーツ団体(クラブ、サークル、同好会など)で、現在、加入しているものはありますか。また、これから加入したいと思うものはありますか。(それぞれ、〇はいくつでも)

〇現在、加入している団体

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
民間のスポーツ団体	4.5	5.5	△ 1.0
地域のスポーツ団体	4.3	5.2	△ 0.9
職場(大学などを含む)のスポーツ団体	2.9	4.9	△ 2.0
その他	0.7	-	-
特になし	77.7	81.7	△ 4.0

※無回答161件

〇これから、加入したい団体

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
地域のスポーツ団体	6.2	15.6	△ 9.4
民間のスポーツ団体	3.7	7.9	△ 4.2
職場(大学などを含む)のスポーツ団体	1.2	3.8	△ 2.6
その他	0.4	-	-
特になし	74.4	72.7	1.7

※無回答232件

問 32 あなたは、運動やスポーツをしたいとき、または、観たい(観戦したい)とき、どんな情報を利用していますか。(それぞれ、○はいくつでも)

○したいときに利用する情報

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
インターネット(PC)	44.0	42.9	1.1
携帯電話・スマートフォン用 サイト	40.0	33.9	6.1
家族・友人・知人	25.1	31.1	△ 6.0
テレビ	22.7	24.5	△ 1.8
市政だより	15.9	18.0	△ 2.1
SNS(人同士のつながりを電 子化するサービス)	11.3	8.1	3.2
新聞	10.2	14.8	△ 4.6
施設の広報誌(ニュース、チ ラシなど)	9.0	13.3	△ 4.3
市や町内会等の掲示板に掲 載されるポスター類	9.0	-	-
町内会・自治会の回覧板で 回覧されるチラシ類	7.9	-	-
パンフレット	7.2	11.9	△ 4.7
雑誌	3.1	6.8	△ 3.7
ラジオ	2.2	3.7	△ 1.5
その他	2.0	2.0	0.0

※無回答205件

○観たいときに利用する情報

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
インターネット(PC)	44.7	40.2	4.5
携帯電話・スマートフォン用 サイト	40.3	31.9	8.4
テレビ	39.4	43.6	△ 4.2
家族・友人・知人	21.7	21.8	△ 0.1
新聞	15.0	20.6	△ 5.6
市政だより	12.7	10.4	2.3
SNS(人同士のつながりを電 子化するサービス)	11.3	8.4	2.9
施設の広報誌(ニュース、チ ラシなど)	6.9	9.2	△ 2.3
市や町内会等の掲示板に掲 載されるポスター類	6.5	-	-
パンフレット	6.3	9.6	△ 3.3
町内会・自治会の回覧板で 回覧されるチラシ類	5.8	-	-
雑誌	3.7	8.5	△ 4.8
ラジオ	3.2	4.1	△ 0.9
その他	2.2	1.6	0.6

※無回答166件

6. 地域や職場におけるスポーツ活動について

問 33 あなたは、地域におけるスポーツ活動にどのような効果を期待しますか。(○はいくつでも)

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
地域のコミュニティの形成・活性化	38.0	44.9	△ 6.9
高齢者の体力づくり	37.9	42.3	△ 4.4
余暇時間の有効活用	32.2	33.9	△ 1.7
子どもの体力づくり	29.4	30.2	△ 0.8
スポーツ施設の有効利用	23.7	27.2	△ 3.5
青少年の健全育成	17.2	21.8	△ 4.6
世代間交流が促進	16.7	19.2	△ 2.5
家族の交流	16.6	20.0	△ 3.4
地域の健康水準の改善	13.1	18.1	△ 5.0
特にない	15.9	12.3	3.6
その他	0.5	0.8	△ 0.3

※無回答37件

問 34 あなたは、「総合型地域スポーツクラブ」についてどの程度知っていますか。(○は1つだけ)

(%)			
	今回 (n=1,473)	前回	増減
よく知っている	1.2	0.7	0.5
少し知っている	5.0	7.9	△ 2.9
名前は聞いたことがある	11.9	12.1	△ 0.2
まったく知らない	77.7	75.7	2.0
その他	0.1	0.2	△ 0.1
無回答	4.0	3.4	0.6

問 35 あなたが、「総合型地域スポーツクラブ」について求めることは何ですか。(○はいくつでも)

(%)			
	今回 (n=1,473)	前回	増減
自宅から近い	47.8	54.1	△ 6.3
年会費や教室の参加費が安い	39.2	49.3	△ 10.1
好きな種目ができる	30.6	36.5	△ 5.9
レベルにあった指導が受けられる	25.3	34.0	△ 8.7
土曜・日曜・祝日に活動できる	22.0	31.0	△ 9.0
仲間や新しい友達ができる	18.9	27.7	△ 8.8
早朝・夜間に活動できる	11.6	18.4	△ 6.8
多様な活動に取り組める	9.5	11.1	△ 1.6
専用の施設・設備を持っている	9.1	14.6	△ 5.5
家族で加入できる	8.9	12.5	△ 3.6
通勤・通学先から近い	6.3	8.7	△ 2.4
技術が向上する	5.6	9.8	△ 4.2
スポーツクラブの運営に携われる	0.7	1.5	△ 0.8
その他	1.6	1.8	△ 0.2
特になし	16.6	11.6	5.0
わからない	17.0	13.7	3.3

※無回答64件

問 36 あなたの職場を拠点として運動やスポーツを習慣化する取組があれば、今より運動やスポーツを実施する頻度は増えると思いますか。現在、職場での勤務をしていない人や、これまでに職場での勤務の経験がない人は、ご自身の過去の経験や家族・知人などの状況から想像してお答えください。(○は1つだけ)

※「職場」はオフィスビルや工場など、ご自身がお答えしやすい環境でお考えください。

(%)	
(n=1,473)	割合
大いに増えると思う	8.7
ある程度増えると思う	39.8
あまり増えるとは思わない	15.7
まったく増えるとは思わない	6.7
わからない・どちらともいえない	22.2
無回答	7.0

7. 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会について

問 37 あなたは、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をきっかけに、取り組みたい(取り組み始めた)ことはありますか。(〇はいくつでも)

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
競技場などでのスポーツ観戦	19.4	25.3	△ 5.9
運動・スポーツをはじめ	6.7	5.6	1.1
川崎市市内でのボランティア(外国の人に対するおもてなしや障害のある人への支援など)	6.2	7.2	△ 1.0
スポーツボランティア(スポーツを支える活動への参加)	4.7	-	-
本競技大会や英国代表チームの事前キャンプに関するボランティア	3.2	8.4	△ 5.2
大会などの競技に参加する	1.4	0.7	0.7
その他	0.8	2.0	△ 1.2
特になし	65.3	58.3	7.0

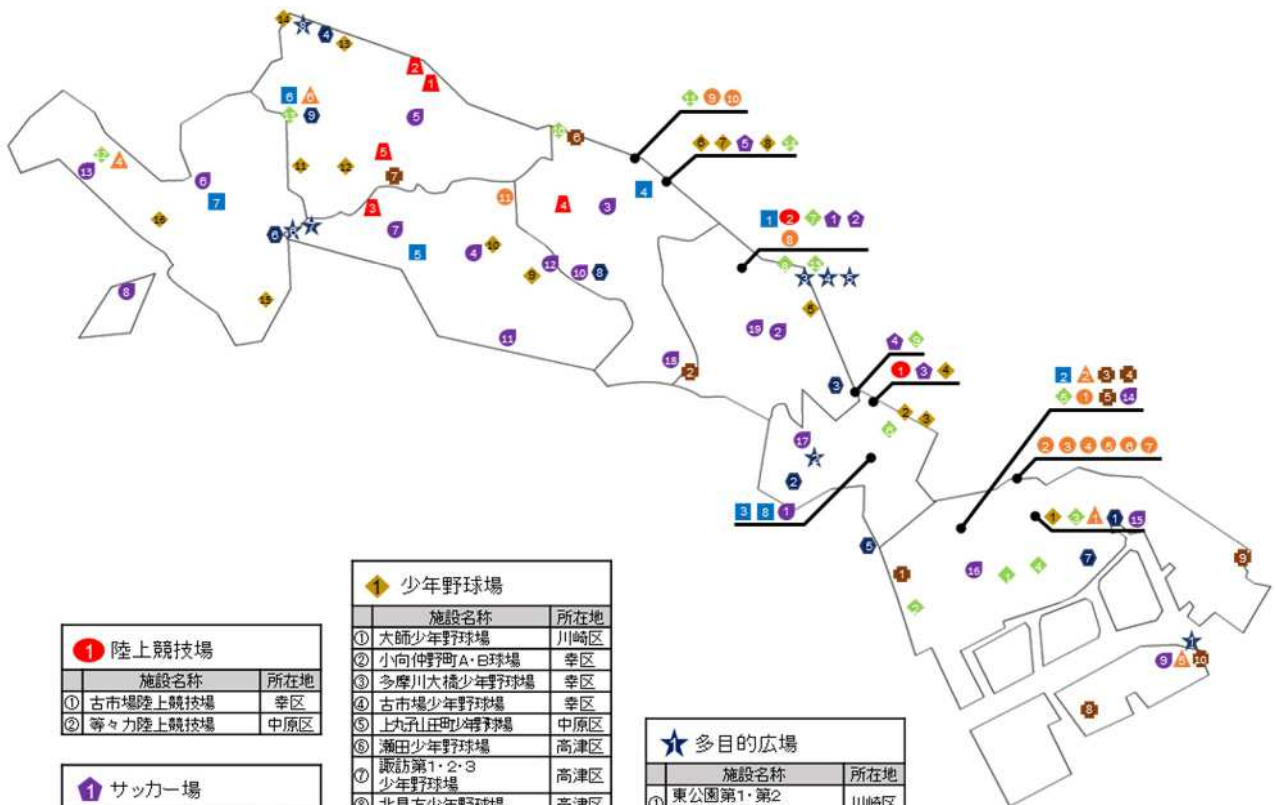
※無回答83件

問 38 今後の市のスポーツ施策について、あなたが重要だと思う取組は何ですか。(〇は3つまで)

	(%)		
	今回 (n=1,473)	前回	増減
いつでも、どこでも、だれもがスポーツ活動を気軽に出来るような活動場所の確保	63.7	65.1	△ 1.4
幼児から高齢者まで各年齢に応じた様々なスポーツ教室や大会の開催	26.7	27.7	△ 1.0
運動・スポーツ(する、観る、支えるスポーツなど)の情報提供サービスの充実	25.0	25.3	△ 0.3
日本を代表するような競技力をもつチームや選手の育成	19.9	21.0	△ 1.1
地域の企業などと協力したスポーツ活動の推進	17.9	16.4	1.5
全国的・国際的なハイレベルのスポーツ大会の開催	13.1	13.3	△ 0.2
運動・スポーツに関する医学的・専門的な情報やアドバイスの提供	12.6	11.5	1.1
市のスポーツ資源を活用した産業の活性化	8.0	6.7	1.3
スポーツ活動の指導者の育成、支援	6.9	7.5	△ 0.6
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたまちづくりの推進	6.8	10.7	△ 3.9
スポーツ大会やイベントの開催等を通じた障害者スポーツの推進	6.4	5.8	0.6
各種目の市民のスポーツ団体の育成、支援	4.4	4.7	△ 0.3
その他	3.4	3.2	0.2

※無回答117件

6 市内の公共等スポーツ施設分布図



1 陸上競技場

施設名称	所在地
① 古市場陸上競技場	幸区
② 等々力陸上競技場	中原区

1 サッカー場

施設名称	所在地
① 等々力第1サッカー場	中原区
② 等々力第2サッカー場	中原区
③ 古市場サッカー場	幸区
④ 上平間サッカー場	中原区
⑤ 北見方サッカー場	高津区

▲ テニスコート

施設名称	所在地
① 大師テニスコート	川崎区
② 富士見テニスコート	川崎区
③ 等々力テニスコート	中原区
④ とんぼいけテニスコート	麻生区
⑤ 川崎マリエンテニスコート(再掲)	川崎区
⑥ 多摩スポーツセンターテニスコート(再掲)	多摩区

◆ 野球場

施設名称	所在地
① 桜川球場	川崎区
② 小田球場	川崎区
③ 大師球場	川崎区
④ 池上新田球場	川崎区
⑤ 富士見球場	川崎区
⑥ 御幸球場	幸区
⑦ 等々力球場	中原区
⑧ 上九子天神町第1・2・3・4球場	中原区
⑨ 上平間球場	中原区
⑩ 字根第1・2球場	高津区
⑪ 二子第1・2球場	高津区
⑫ とんぼいけ球場	麻生区
⑬ 多摩スポーツセンター球場(再掲)	多摩区
⑭ 北見方第1・2球場	高津区
⑮ 多摩川九子橋硬式野球場	中原区

◆ 少年野球場

施設名称	所在地
① 大師少年野球場	川崎区
② 小向仲野町A・B球場	幸区
③ 多摩川大橋少年野球場	幸区
④ 古市場少年野球場	幸区
⑤ 上九子山田町少年野球場	中原区
⑥ 瀬田少年野球場	高津区
⑦ 諏訪第1・2・3少年野球場	高津区
⑧ 北見方少年野球場	高津区
⑨ 宮崎第1少年野球場	宮前区
⑩ 宮崎第4少年野球場	宮前区
⑪ 南生田少年野球場	多摩区
⑫ 三田少年野球場	多摩区
⑬ 稲田少年野球場	多摩区
⑭ 菅少年野球場	多摩区
⑮ 虹ヶ丘少年野球場	麻生区
⑯ 片平少年野球場	麻生区

1 プール

施設名称	所在地
① 大師プール	川崎区
② 小倉西児童プール	幸区
③ 平間児童プール	中原区
④ 稲田児童プール	多摩区
⑤ ヨネッティ堰根	川崎区
⑥ ヨネッティ王禅寺	麻生区
⑦ 入江崎余熱利用プール	川崎区
⑧ 川崎市民プラザ温水プール(再掲)	高津区
⑨ 多摩スポーツセンター温水プール(再掲)	多摩区

1 運動場

施設名称	所在地
① 市民広場	川崎区
② 鈴木町第1サッカー広場	川崎区
③ 鈴木町第2広場	川崎区
④ 鈴木町第3広場	川崎区
⑤ 中瀬サッカー場	川崎区
⑥ 中瀬第1球場	川崎区
⑦ 中瀬第2球場	川崎区
⑧ 等々力緑地運動広場	中原区
⑨ 二子ソフトボールA	高津区
⑩ 二子ソフトボールB	高津区
⑪ 東高根広場	宮前区

★ 多目的広場

施設名称	所在地
① 東公園第1・第2多目的広場	川崎区
② さいけいふるさと公園多目的広場	幸区
③ 九子第1広場	中原区
④ 九子第2広場	中原区
⑤ 九子第3広場	中原区
⑥ 西長沢第1多目的広場	宮前区
⑦ 西長沢第2多目的広場	宮前区
⑧ 菅多目的広場	多摩区

1 その他運動施設

施設名称	所在地
① かわさき健康づくりセンター	川崎区
② リハビリテーション福祉センター	中原区
③ 富士見弓道場	川崎区
④ 富士見相撲場	川崎区
⑤ 富士通スタジアム川崎(川崎富士見球技場)	川崎区
⑥ パークボール場多摩川パーク	高津区
⑦ 川崎国際生田ゴルフ場	多摩区
⑧ 東原島西公園	川崎区
⑨ 浮島つり園	川崎区
⑩ 川崎マリエンビーチバレー場	川崎区

A 企業内の一般開放施設

施設名称	所在地
① 川崎信用金庫テニスコート野球場	多摩区
② 日立マクセル大イグラウンド	多摩区
③ 聖マリアンナ医科大学体育館	宮前区
④ 富士通ゼネラル体育館	高津区
⑤ 専修大学総合体育館	多摩区

1 スポーツセンター・アリーナ等

施設名称	所在地
① とどろきアリーナ	中原区
② カルツかわさき	川崎区
③ 幸スポーツセンター	幸区
④ 高津スポーツセンター	高津区
⑤ 宮前スポーツセンター	宮前区
⑥ 多摩スポーツセンター	多摩区
⑦ 麻生スポーツセンター	麻生区
⑧ 石川記念武道館	幸区

1 その他スポーツ利用が可能なスポーツ施設

施設名称	所在地
① 幸市民館	幸区
② 中原市民館	中原区
③ 高津市民館	高津区
④ 宮前市民館	宮前区
⑤ 多摩市民館	多摩区
⑥ 麻生市民館	麻生区
⑦ 宮前市民館菅生分館	宮前区
⑧ 麻生市民館岡上文館	麻生区
⑨ 川崎マリエン	川崎区
⑩ 川崎市民プラザ	高津区
⑪ 有馬・野川生涯学習支援施設	宮前区
⑫ 青少年の家	宮前区
⑬ 黒川青少年野外活動センター	麻生区
⑭ 教育文化会館	川崎区
⑮ 教育文化会館大師分館	川崎区
⑯ 教育文化会館田島文館	川崎区
⑰ 幸市民館日吉文館	幸区
⑱ 高津市民館植文館	高津区
⑲ 生涯学習プラザ	中原区

第2期川崎市スポーツ推進計画

川崎市市民文化局市民スポーツ室
〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町1-1-2

川崎フロンティアビル9階

Tel : 044-200-3312

Fax : 044-200-3599